

小川町第4次総合振興計画

---

後期基本計画

活気ある未来

平成23年3月

小川町

---

## ごあいさつ



小川町は、平成18年3月に“自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち”を将来像とした「小川町第4次総合振興計画」を策定し、『活気ある未来』の創造への取り組みを進めてまいりました。

総合振興計画がスタートして間もなく、ホンダ（本田技研工業株式会社）寄居工場建設の発表を受け、関連企業等の誘致を図ることがさらなる町の活性化の好機ととらえ、平成18年12月には、総合振興計画基本構想の土地利用構想を一部変更しました。

これまでにホンダが本町にエンジン工場を稼働するなど明るい材料もありましたが、リーマンショックといわれる世界的経済不況に本町も大きな影響を受け、地域経済及び町財政に大きな影を落としているほか、人口減少、少子高齢化が急速に進んでおり、人口問題への対応が迫られております。

また、防災、防犯、交通安全、食の安全、新型インフルエンザ対策など安全・安心に対する町民の不安を解消し、安心感のある地域づくりが求められています。

このような中で、前期基本計画の残された課題をふまえて、このたび平成23年度から平成27年度を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

この計画に掲げた施策を推進し、緑豊かな自然環境の保全や活用を図るとともに、長い歴史と伝統に培われた文化の継承、さらに、町民と行政の協働により活力ある地域を創造し、今後も小川町が住みよく明るく元気な町であるよう努力してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり住民意識調査や中学生アンケート調査にご協力をいただきました町民の皆さまをはじめ、総合振興計画審議会委員並びに関係者の皆さまに深く感謝申し上げますとともに、これからもより一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成23年3月

小川町長 芝原喜平

# 目次

第1編 計画の背景.....	1
第1章 計画の目的.....	1
第2章 計画の構成.....	1
第3章 時代の流れ.....	2
第4章 まちの基礎.....	5
第5章 人口の推移.....	7
第6章 主要な課題.....	8
第2編 後期基本計画.....	9
第1章 まちづくりへの参加と協働.....	9
第1節 コミュニティ.....	9
第2節 町民参加.....	11
第3節 人権・平和.....	13
第4節 男女共同参画.....	15
第2章 教育・文化の振興.....	17
第1節 生涯学習.....	17
第2節 スポーツ.....	20
第3節 文化.....	22
第4節 幼児・義務教育.....	24
第5節 高校・大学等.....	29
第3章 都市基盤の充実.....	30
第1節 土地利用.....	30
第2節 自然環境.....	32
第3節 市街地・集落.....	35
第4節 公園・緑地.....	37
第5節 道路・交通.....	39
第6節 河川.....	42
第4章 生活環境の整備.....	44
第1節 上水道.....	44
第2節 下水等の処理.....	46
第3節 ごみ対策.....	49
第4節 公害対策.....	51
第5節 交通安全・防犯・防災.....	53

第5章 保健・医療・福祉の充実.....	58
第1節 地域福祉.....	58
第2節 保健・医療.....	60
第3節 次世代育成.....	64
第4節 高齢者福祉・介護保険.....	67
第5節 障害者福祉.....	70
第6節 低所得者福祉.....	72
第7節 社会保険.....	73
第6章 産業の振興.....	76
第1節 農林業.....	76
第2節 商業.....	79
第3節 工業.....	81
第4節 観光.....	83
第5節 雇用・消費生活.....	85
第7章 計画の推進.....	87
第1節 広報・広聴.....	87
第2節 行財政改革.....	89
第3節 広域行政.....	91
資料編.....	93

# 第 1 編 計画の背景

## 第 1 章 計画の目的

小川町第4次総合振興計画後期基本計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく基本構想の計画期間10年間（平成18年度～平成27年度）のうち、後期5年間（平成23年度～平成27年度）において実施する施策の内容等を定めています。

後期基本計画は、地域における現状や課題を再認識し、これまで取り組んできたまちづくりの成果を活かしながら、住民福祉の増進のため全町的な視点に立って策定したものです。

## 第 2 章 計画の構成

後期基本計画は、基本構想で示した将来像（自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活気あるまち）の実現に向け、後期における施策の内容等を整理したものです。

なお、小川町第4次総合振興計画は、町民・行政のそれぞれの主体が協力して将来像を実現していくためのまちづくりの指針として、長期的・総合的な展望に立って、町が進むべき基本方向や取り組むべき施策・事業を体系的に定めたものであり、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成されます。

### （1）基本構想（10 か年）

町民参加を基本にして、町の特性を活かした将来の町のよりよい姿を想定し、その実現のための「施策の大綱」を定めたものです。

### （2）基本計画（前期、後期 5 か年ずつ）

基本構想に基づいて、行政の主要施策と事業を分野別にまとめたものです。後期基本計画では、施策ごとに目標指標を追加しました。

### （3）実施計画（3 か年）

基本計画の施策を実施するため、財政状況を考慮した3か年の具体的事業内容を示したもので、毎年見直しをするものです。

## 第3章 時代の流れ

---

近年、社会経済環境は著しく変化しており、時代の流れを的確に捉えたまちづくりが求められています。

### 1 地域主権<sup>※</sup>への対応

「地方分権<sup>※</sup>一括法」（平成12年4月施行）により第1期の地方分権改革が進められました。

また、「地方分権改革推進法」（平成18年12月成立）により第2期地方分権改革が進められており、同法に基づき、国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しを行い、これに応じた税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を進めるとともに、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図っていくこととされ、平成21年12月15日に「地方分権改革推進計画」が閣議決定されました。

平成22年6月には「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」として、「地域主権改革」を進めることとされました。現在、国が決めていた基準に代えて条例で基準を規定できるようにするほか、国の関与を、廃止又は弱い形態の関与にするるとともに、計画等の策定義務を廃止するなどの改革が進められています。平成24年夏には、「地域主権推進大綱（仮称）」策定が予定されています。

### 2 行財政改革と新しい公共の推進

すべての地方公共団体がより積極的に行政改革の推進に努めるよう、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」が、平成18年8月に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示され、また、平成21年4月の財政健全化法の施行により、健全な財政運営がこれまで以上に求められるようになりました。市町村にとってより一層の行財政改革が求められています。

一方、平成22年6月に『「新しい公共」宣言』が取りまとめられました。これは、『「新しい公共」円卓会議』構成員の総意としてまとめられたものであり、内閣総理大臣をはじめ会議に参加した政府メンバーも賛同し、「新しい公共」の実現に努力するとしています。「新しい公共」とは、「人々の支え合いと活気のある社会、それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場」としてしています。そして、「これは、古くからの日本の地域や民間の中にあっただが、今は失われつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すこと」としてしています。

### 3 男女共同参画の推進

働いている女性の6割が妊娠・出産時に仕事を辞めているほか、2人に1人が非正規雇用である（内閣府調査）など、男女共同参画は必ずしも十分に進んでいない状況にあります。また、少子・高齢化の進展による労働力人口の減少、経済の低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など日本の経済社会が変化している中で、女性の活躍による社会の活性化、男性や

子どもにとっての男女共同参画、貧困やDVなどさまざまな困難な状況に置かれている人々への対応などが急務になっていることなどから、男女共同参画の更なる充実した取り組みが求められています。

平成 19 年 12 月には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに、平成 20 年 4 月には「女性の参画加速プログラム」（男女共同参画推進本部）が決定されています。

#### 4 安全・安心意識の高まり

地震や集中豪雨などの災害、子どもや高齢者が被害となる犯罪、新型インフルエンザをはじめとした感染症などの発生を受け、安全・安心に対する住民の不安が高まっています。

防災面では、地震や集中豪雨による被害などがどこで発生してもおかしくない状況であり、地域防災計画を基本とした防災対策の推進が課題であるとともに、地域の安全性を確保する上では地域コミュニティによる防災のまちづくりが重要となっています。

防犯面では、凶悪犯罪の多発や振り込め詐欺など子どもや高齢者が被害となる例が多く、地域安全運動とともに、地域コミュニティによる防犯パトロールなどの取り組みも重要となっています。

また、高齢者や子どもなど交通弱者を守る交通安全対策、O157\*やBSE\*などの食の安全対策、新型インフルエンザなどの感染症・健康対策を含めて、多面的な安全性確保の取り組みを推進し、安心感のある地域社会づくりが求められています。

#### 5 低炭素社会\*の実現

平成 17 年 2 月に京都議定書\*が発効し、二酸化炭素の排出量の大幅な削減が日本にも課せられたほか、平成 19 年 6 月には「21 世紀環境立国戦略」が策定されるなど、国において“低炭素社会”をめざした取り組みが推進されてきました。さらに、平成 22 年 3 月には「地球温暖化対策基本法案」が閣議決定され、平成 32 年までに温室効果ガスの 25%削減（平成 2 年比）をめざすこととされています（国会審議未了）。

地球規模での環境問題に対応するためには、産業活動によるものだけでなく、一人一人の身近な生活レベルからの改善が必要であり、自然環境・生態系の保全是、各地域においてはもちろん、広域的に取り組むべき課題となっています。平成 22 年 3 月には「生物多様性\*国家戦略 2010」が閣議決定されています。また、水質・土壌の汚染や森林破壊等を回避するため、環境に負荷を与えない暮らしを共通して理解し、ごみをなくして自然環境を積極的に活用していく人と地球にやさしい循環型社会の構築が求められており、3R の推進など、循環型社会への取り組みが求められています。

#### 6 国際化・グローバル化\*への対応

交通・通信手段の高度化等により、日常生活や経済活動における「国際化」が進展し、「人」や「もの」、「情報」の動きが活発化して、生活は豊かで便利になっています。このような急速に進む国際化・グローバル化に対して、外国への理解や国際感覚の向上が求められます。地方自治体による国際化対応の施策は、国際交流を中心としたものから、国際協力や外国人が暮らしやすい環境整備を中心としたものへと拡大しており、今後も国際化への積極的な取り組みが求められています。

国では、観光立国推進基本法（平成 19 年 1 月施行）と観光立国推進基本計画（平成 19 年 6 月）

などにより、外国からの観光客の誘致を積極的に推進しています。

一方、人件費などが安く巨大な市場を抱える中国などへの企業の流出、たとえば大手自動車メーカーによる低価格小型車のタイからの逆輸入などにより、製造業空洞化の進行が懸念されています。

さらに、平成 20 年 9 月に発生したリーマンショック<sup>\*</sup>による世界的な金融危機と日本経済の後退は、地方自治体の財政運営にも大きな影響を及ぼしており、グローバル経済の動向を注視する必要性が高まっています。

## 7 ICT<sup>\*</sup>化への対応

携帯電話やインターネットの普及は、社会の高度情報化を急速に進め、産業分野に加えて、生活の場面においても大きな変化をもたらしています。ICT (Information and Communication Technology=情報通信技術) の発展により、情報のやり取りに関しては人的・物的移動の必要がなくなり、「情報圏」はボーダーレスのものとなっています。また、住み、働き、学ぶ場所の選択の幅が広がるなど、生活が一層便利で豊かになっていきます。

ICT 基盤の整備と電子自治体の構築が進められ、生活に必要な行政サービス情報をインターネットなどの利用が進むことにより、正確な情報の提供、正しい情報活用のための情報リテラシー<sup>\*</sup> (操作能力) 教育、個人情報の保護などが課題となっています。また、情報格差が生じないように配慮する必要があります。

こうした状況から、国ではこれらの課題に対し、平成 22 年度までには誰もが主体的に社会の活動に参画できる協働型の IT<sup>\*</sup> 社会の構築を目標とした「IT 新改革戦略」(平成 18 年 1 月) が、また電子自治体の推進に向けて「新電子自治体推進指針」(平成 19 年 3 月) が策定されています。

## 8 少子・高齢化への対応

わが国の人口は、平成 16 年をピークに減少へと転じ、以後長期の人口減少過程に入り、平成 42 年には 1 億 1,522 万人、平成 56 年には 1 億人を割って 9,938 万人、平成 67 年には 8,993 万人になると推計されています (国立社会保障・人口問題研究所)。

生活様式の変化、晩婚化・晩産化が進み、平成 21 年の合計特殊出生率<sup>\*</sup>が 1.37 (平成 20 年と同じ) になるなど、全国的に少子化の傾向にあります。一方で、生活環境の向上や医療の進歩などに伴い平均寿命が伸び、世界でも例をみないスピードで高齢社会を迎え、現在も高齢化率が上昇しています。

少子化に対しては、国を挙げて少子化対策が推進されていますが、0~14 歳の年少人口比率が平成 17 年の国勢調査では 13.8%、平成 22 年 1 月の推計人口 (総務省統計局) では 13.3% となっています。平成 22 年 1 月には少子化対策基本法に基づく大綱として「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されていますが、改善されないことから少子化対策の推進は喫緊の課題です。

高齢化に対しては、総合的な高齢化対策が推進されてきましたが、65 歳以上の高齢化率が平成 17 年の国勢調査では 20.2%、平成 22 年 1 月の推計人口 (総務省統計局) では 22.8% と急速に高齢化が進んでおり、高齢者が安心して暮らせ、老後に安心の持てる社会づくりが課題となっています。

## 第4章 まちの基礎

### 1 まちづくりの歴史

武蔵の小京都と称される小川町は、その風景や町のたたずまいが京都に似ているばかりでなく、その文化・産業の成り立ちにも深いかわりを持っています。天台別院慈光寺（現ときがわ町）は、唐の高僧鑑真の弟子釈道忠が奈良時代末期から平安時代初期に開山したと伝えられており、この地域に移住した高麗からの渡来人による製紙、絹織物、建具などの諸産業を開花させ、1300年に及ぶ文化の源泉となりました。

この地域に人が住みついたのは今から約1万年以上前の旧石器時代ですが、人々の生活の痕跡が確認できるのは縄文時代で、八幡台遺跡や平松台遺跡などの集落が出現しております。古墳時代後半になると穴八幡古墳に代表される古墳群から豪族がこの地に存在したことを物語っています。奈良時代以降に遺跡の数は増大し、その代表が慈光平廃寺じこうだいらはいしです。ときがわ町の慈光寺に先行する山岳寺院として、関東に未だ例のない大規模なものであったことが発掘調査によって明らかになりました。

鎌倉時代には政治の中心地鎌倉へ通じる鎌倉街道かみつみち上道が町域を貫通しており、人々の交流や物資輸送に重要な役割を果たしました。日本で最初の『万葉集註釈書』を著した天台宗僧侶の仙覚律師せんがくりっしもこの道をたどって鎌倉からこの地に往来し、比企地方ましうごう麻師宇郷において文永6年（1269）この偉業をなしとげました。

戦国時代は松山城上田氏の支配下となり、奈良梨には宿駅が置かれ松山城と鉢形城を結ぶ重要な交通の要となっていました。

江戸時代の町域は比企20か村・男衾6か村に分かれる郡界に位置し、支配も幕府直轄領、旗本知行地、大名領など錯綜していました。

小川村は江戸から秩父への最短距離である秩父往還と八王子と上州を結ぶ八王子道が交わり、秩父往還には町場が形成され1と6のつく日には「市」が立ち物資集散の中心として繁栄しました。江戸時代の初期から副業として作られていた紙漉き・絹織物・素麺は江戸の需要を背景に発達し、特に和紙は特産化され、素麺も小川名産として「大和の三輪」に劣らないと称されたほどでした。

近代に入り、明治初年に武蔵県、同4年に入間県と前橋県に、同6年には熊谷県に、同9年からは埼玉県に属しました。明治22年町村制施行により小川町・大河村・八和田村が成立、この時男衾郡であった木呂子・勝呂・木部・靱負の4村と比企郡の笠原・原川の2村が合併して比企郡竹沢村となり、一町三村が誕生しました。

小川町の町場は常設店舗が軒を連ねる比企郡西部の商工業・金融の中心地となり、同時に警察署分署、熊谷区裁判所出張所、郵便取扱所の所在地として行政・司法の中心地でもありました。

昭和30年には小川町・大河村・竹沢村・八和田村が合併して新たな小川町が成立し、31年には寄居町の一部が編入となり現在の町域となりました。町域の大規模住宅団地の造成と建設は50年代後半から始まり人口の増加にともなって学校も新設されましたが、現在は減少傾向が続いております。

そして町を支えてきた多彩な地場産業も、生活様式や社会情勢の変化に対応を迫られておりますが、関越自動車道からのアクセスの利便性や大手自動車メーカーの進出を核に、豊富な歴史を新た

な町づくりに活かすことが町の発展に求められております。

高度経済成長期には、それまで本町の発展を支えてきた地場産業は衰退を余儀なくされるなどの大きな変化が生じたほか、比企丘陵を切り開いた住宅団地が整備されるなど、住宅都市としてのまちづくりが進められました。大手自動車メーカーの工場の進出がありましたが、人口減少社会に入っており、新しいまちづくりが課題となっています。

## 2 町の位置

埼玉県のほぼ中央部の比企郡に位置し、東西約 11 km、南北約 10 km、面積は 60.45 km<sup>2</sup>です。東は嵐山町、南はときがわ町、西は秩父郡東秩父村、北は大里郡寄居町に隣接しています。広域行政<sup>※</sup>圏としては、比企広域市町村圏に含まれ、圏域内では東松山市に次ぐ人口を有しています。

## 3 交通条件

交通は、東武東上線、JR八高線、関越自動車道、一般国道 254 号、県道などによって周辺都市と結ばれています。

東武東上線池袋駅から TJ ライナーで最短 62 分ですが、輸送力の充実のための複線化を東武鉄道に引き続き要請していく必要があります。

関越自動車道の嵐山小川インターチェンジが設置され、自動車交通は大変便利になっています。

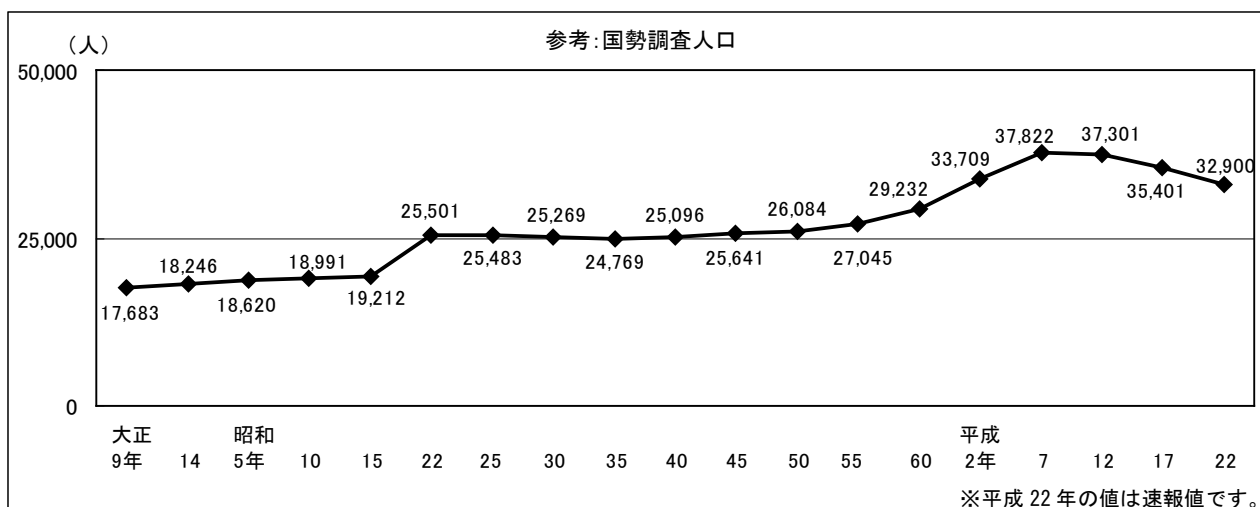
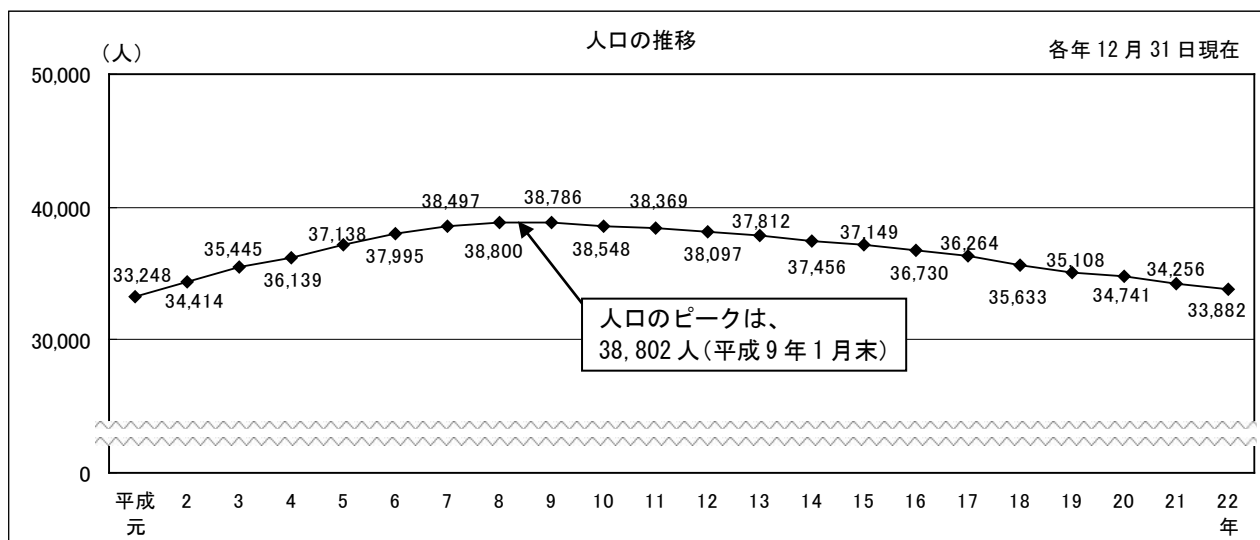


## 第5章 人口の推移

### (1) 人口の推移

人口は、平成9年1月末の38,802人をピークに、その後は減少傾向で推移し、平成22年12月末には33,882人となっています。

平成17年12月末の36,264人に比べ、5年間で2,382人減少しています。



### (2) 年齢別人口

年齢別人口をみると、年少人口(0~14歳)は、平成17年12月末の4,284人(11.8%)から平成22年12月末には3,343人(9.9%)となり、941人減少しています。生産年齢人口\*(15~64歳)は、平成17年12月末の24,607人(67.9%)から平成22年12月末には22,153人(65.3%)となり、2,454人減少しています。老年人口(65歳以上)は、平成17年12月末の7,373人(20.3%)から平成22年12月末には8,386人(24.8%)となり、1,013人増加しています。

## 第6章 主要な課題

---

後期基本計画においても、次の3つを主要な課題として、まちづくりを進めます。

- ①人口問題への対応
- ②地域経済の活性化
- ③人材の育成

### 1 人口問題への対応

平成18年度以降も、年少人口と生産年齢人口<sup>\*</sup>は減少し、高齢者が増加する少子高齢社会が急速に進み、予想以上に人口も大幅減となっています。このため、人口構造の変化に対応したまちづくりが急がれます。

高齢者の増加は介護保険サービスの増加につながることから、安定した介護保険制度を運用していくとともに、介護予防などへの取り組みをこれまで以上に進める必要があります。

また、生産年齢人口の減少は、税収減にもつながることから、引き続き財政運営の徹底した見直しが必要です。

少子化対策では、保育サービスの充実など子育て支援を総合的に進めていく必要があります。

人口の動向を見ると、就労などを目的とした20歳代人口の流出が目立ち、この世代の流出を抑制し、定着させるための取り組みも重要課題となっています。

### 2 地域経済の活性化

若年世代の定着に向けた取り組みと共通することとして、地域経済の活性化があります。大手自動車メーカーの工場が進出していますが、町や周辺地域の経済活動を活発にし、就業の場を確保していく必要があります。

既存企業については、商工会を通じた支援を充実するとともに、環境への配慮を行いつつ、積極的に企業誘致を進める必要があります。

また、地域の課題を解決するために活動するNPO<sup>\*</sup>、コミュニティビジネス<sup>\*</sup>やソーシャルビジネス<sup>\*</sup>については、これからの産業振興の1つの柱として、それらの活動を積極的に支援していくことが課題です。

### 3 人材の育成

町の継続したまちづくりは、地域の人材力にかかっています。個性ある郷土の資源を活かし愛着をもって活動できる人材の育成は、短期的には介護や教育、行政などの専門職の能力向上を進めることですが、長期的には青少年など次世代の心身ともに健全な発達を促すとともに、町民一人一人が持つ能力に磨きをかけ、それを地域で発揮できるようなしくみを創ることです。

人口が減少していく中であっても、一人一人の持つ力が向上すれば、さまざまな特徴ある力の組み合わせで減少分を十分に補うことができます。

生涯学習、人材育成プログラム、まちづくり活動、学校、行政区・自治会、研修会などさまざまな町民活動を支援・強化して、戦略的に人材育成に取り組む必要があります。

# 第2編 後期基本計画

## 第1章 まちづくりへの参加と協働

### 第1節 コミュニティ

#### 【現状と課題】

本町においても、人口減少が続くとともに少子高齢化が進んでおり、安心して暮らせる地域づくりを進めていくためには、地域コミュニティの活性化がますます重要となっています。行政区・自治会を中心とした町民自身の多様な活動によるコミュニティづくりのため、平成18年度から地域のソフト事業を支援する「元気なまちづくり補助金」を創設し、平成21年度までに45団体の活動に対し助成してきました。ハード面では地域コミュニティ活動の場となる施設の整備のために、近年では、毎年15件程度の助成を行っています。

環境保全、防犯、防災等においても地域コミュニティの果たす役割は大きく、今後は、広く町民にその重要性を周知し、コミュニティ活動を推進する必要があります。

花いっぱい運動参加者数

単位：人

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
参加者数	2,988	3,050	2,950	2,950	3,050

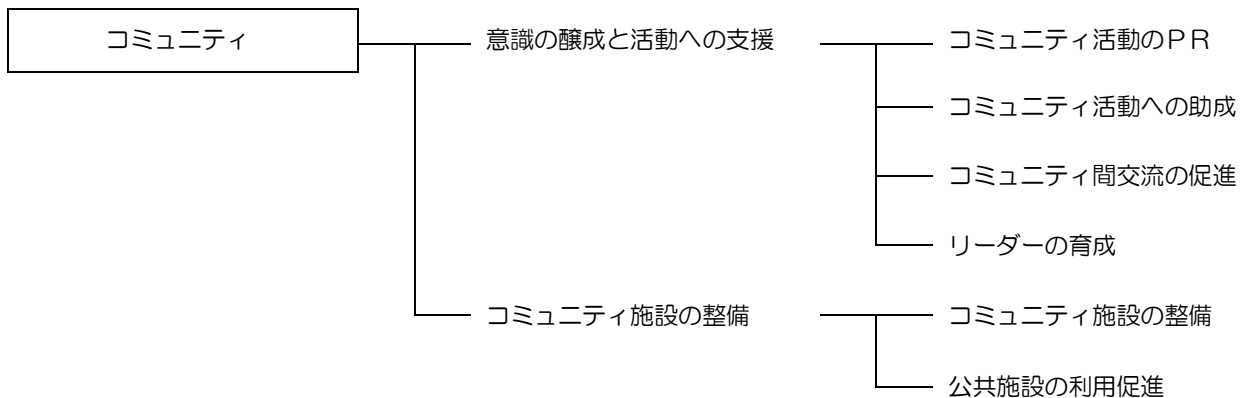
資料：政策推進課

#### 【基本方針】

コミュニティ活動の活性化を図るため、コミュニティ意識の醸成を図るなど多様な環境づくりを行い、活動を支援します。

活動の拠点となる施設の整備支援、地域のイベントなどソフト事業の支援を行います。

#### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 意識の醸成と活動への支援

#### (1) コミュニティ活動のPR

行政区や町民活動団体等の状況やコミュニティ活動の楽しさ、活動による充実感などをPRし、コミュニティ意識の醸成を図ります。

#### (2) コミュニティ活動への助成

ごみのない、きれいなまちづくりや花いっぱい運動など、町民による各種コミュニティ活動への助成を行い、その活性化を図ります。

#### (3) コミュニティ間交流の促進

共通する地域課題解決のための活動をはじめとして、より豊かなコミュニティ活動ができるように、コミュニティ間での交流の活発化を図ります。

#### (4) リーダーの育成

町民が主体となる地域コミュニティの形成のために、地域の人材を活かして、地域づくりを担うリーダー育成を進めます。

### 2. コミュニティ施設の整備

#### (1) コミュニティ施設の整備

地域コミュニティ施設の整備に対して助成することにより、老朽化した施設を更新するとともに、未整備地域の解消を図り、活動の場の確保を支援していきます。

#### (2) 公共施設の利用促進

コミュニティ活動の場として、既存の公共施設の利用促進を図ります。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
花いっぱい運動参加者数	3,050人	3,200人	未実施の行政区にも積極的に参加を呼びかけることにより、参加者を増やします。



## 第2節 町民参加

### 【現状と課題】

各種コミュニティ活動や公園・ふるさと歩道の管理、防犯活動などを通じ、まちづくりへの参加意識が高まっています。加えて、福祉、環境保全等の町の事業において、NPO\*法人や自治会、ボランティア団体と協働するとともに、町からの事業委託が行われています。

町民の知恵と行動力をまちづくりに活かすことは、町の特徴を出すとともに、本当に必要な事業を進めるために基本となる重要なことであり、これまでも実施している住民意識調査は、継続して行っていく必要があります。

さらに町民参加を促進するために、情報提供や支援体制の強化とともに、協働できる事業について検討を進める必要があります。

NPO法人数の推移

単位：団体

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
NPO法人数	10	10	13	13	14

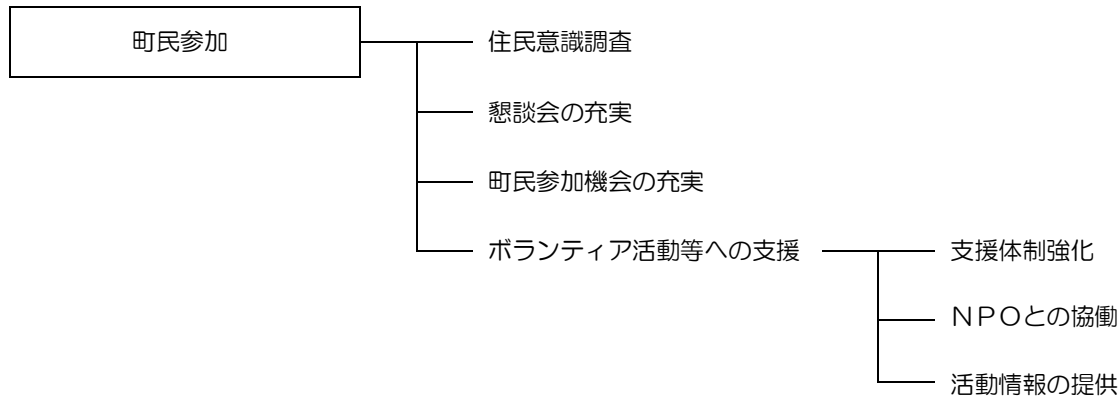
資料：政策推進課

### 【基本方針】

町政のあらゆる機会において、町民参加を推進します。

また、定期的な住民意識調査を行うとともに、ボランティア活動等への支援を進めます。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 住民意識調査

住民の意識を把握するため、さまざまな機会を捉えて住民意識調査を実施します。また、意識の変化を見ることは、施策の効果を判定するためにも必要であり、定期的を実施します。

### 2. 懇談会の充実

住民や各種団体の意向を町政に反映させるため、さまざまな機会を捉えて懇談会を実施します。

### 3. 町民参加機会の充実

町政への町民参加の機会を充実します。

### 4. ボランティア活動等への支援

#### (1) 支援体制強化

生涯学習、福祉、観光など、各分野においてボランティア活動を支援するため、情報提供をはじめとした支援体制を強化します。

#### (2) NPO\*との協働

地域の課題や町民ニーズに corres 応えるために、NPOとの協働を推進します。また、このようなNPOの経営基盤を強化するため、県等が行う講座等の情報提供など、支援の充実を図ります。

#### (3) 活動情報の提供

ボランティア活動に参加しやすくするため、活動の紹介など情報提供を広報・ホームページなどにより積極的に進めます。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
NPO法人数	14団体	17団体	町内に活動拠点を置くNPO法人の数を増やします。

## 第3節 人権・平和

### 【現状と課題】

町が平成14年度に策定した「今後の同和対策の基本方針」に基づく「実施計画」に従い、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向けた施策を推進してきました。

その後、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などに基づき、平成19年度に「今後の人権・同和対策の基本方針における実施計画」を策定し、「人権教育・啓発の推進」、「人権に関わる相談等」、「自立支援」を柱とする事業を実施してきました。その結果、町民の人権問題に対する意識は着実に高まってきましたが、今なお同和問題をはじめ、児童虐待やDV、女性や高齢者等への差別、インターネットによる差別的情報の流出、就職差別など、さまざまな人権問題が存在しており、今後も人権教育・啓発を推進していく必要があります。

平和への取り組みとしては、非核平和都市宣言を昭和62年9月に行ったほか、広島平和祈念式典への中学生の派遣、原爆写真パネル展開催、平和啓発事業などを実施しており、引き続き活動を進めていく必要があります。

DV相談件数の推移

単位：件

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談件数	1	6	6	6

資料：総務課

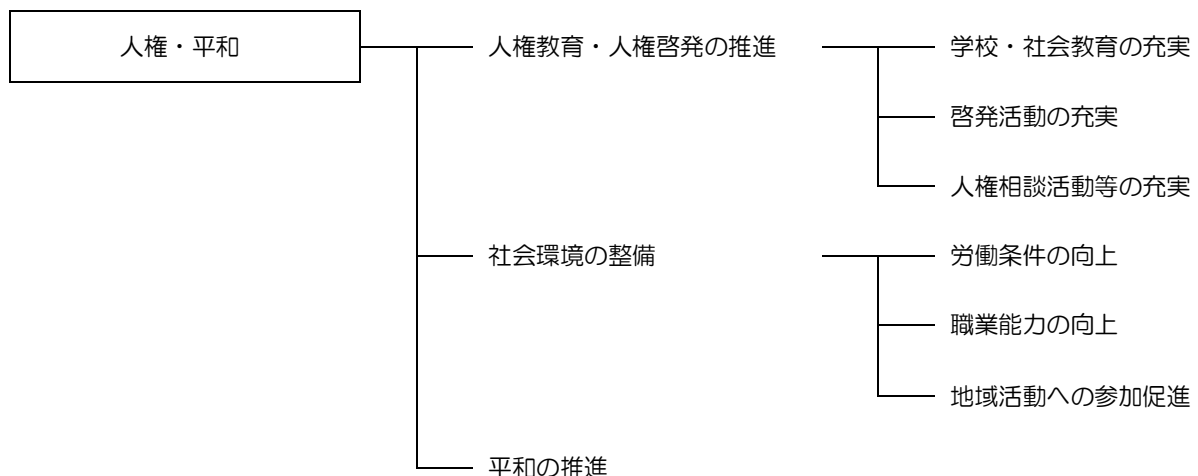
### 【基本方針】

差別のない社会の実現のため、効果的かつ継続的な人権教育・啓発事業を推進するとともに、人権問題の解決を促進するため、迅速かつ総合的に対応できるよう相談体制の充実を図ります。

また、支援を必要としている対象者に、一般施策を活用し自立できるよう事業の充実を図ります。

平和については、非核平和都市宣言の精神を尊重し、平和を基調にしたまちづくりを進めます。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 人権教育・人権啓発の推進

#### (1) 学校・社会教育の充実

学校教育や社会教育など、あらゆる場を通じて研修会等を開催し、人権教育や同和教育を推進します。

#### (2) 啓発活動の充実

広報などによる啓発や調査・研究の推進、講演会、研修会、人権フェスティバルの開催など、効果的な啓発活動を行います。

#### (3) 人権相談活動等の充実

さまざまな人権問題に対応できるよう関係機関との連携を強化するとともに、相談窓口体制の充実を図ります。

### 2. 社会環境の整備

#### (1) 労働条件の向上

雇用機会の平等を進めるとともに、女性や障害者、外国人も働きやすい環境づくりのため、企業に協力を要請します。

#### (2) 職業能力の向上

福祉分野との協力により、要援護者が自立して生活できるよう職業能力の向上のため、各種講座の開催や資格取得への支援を行います。

#### (3) 地域活動への参加促進

さまざまな人権問題を乗り越えて、すべての町民が町政やまちづくりに積極的に関わられるよう支援を行います。

### 3. 平和の推進

非核平和都市宣言の精神を尊重し、平和の尊さを訴えるため、広島平和祈念式典への中学生派遣、原爆写真パネル展開催、平和啓発事業などの平和促進事業を幅広く展開します。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
人権研修会参加者数	120人	200人	近年120～130人で推移していますが、積極的に参加を呼びかけることにより、参加者を増やします。

## 第4節 男女共同参画

### 【現状と課題】

町では、平成19年4月に「おがわ男女共同参画推進プラン」を策定し、女性と男性が対等な人間として、それぞれの考え方や意思が尊重され、ともに責任を担い、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会<sup>\*</sup>の実現に取り組んでいます。国においては、平成11年に男女共同参画基本法を施行し、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題として位置付け、現在、第3次男女共同参画計画の策定に取り組んでいます。

しかし、性別により固定化された役割分担の意識や、社会的な慣行は依然として強く残っているのが現状です。

男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共生の意識づくりのための啓発活動、女性が子育てしやすい環境の整備、高齢者介護への支援、男女共同参画社会の視点に立った教育や生涯学習の推進、女性に対する暴力の根絶などを進めていく必要があります。

一方、男女共同参画社会づくりを推進する中で、行政が率先して審議会などへの女性登用を増やし、意見を反映させ、能力を活用していくことが課題です。

#### 審議会などの女性委員数の推移

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政委員会	総委員数(人)	44	38	38	37	38
	女性委員数(人)	3	8	7	7	8
	女性委員比率(%)	6.8	21.1	18.4	18.9	21.1
法律・条令設置の附属機関(審議会等)	総委員数(人)	652	190	185	200	197
	女性委員数(人)	146	37	34	36	36
	女性委員比率(%)	22.4	19.5	18.4	18.0	18.3
計	総委員数(人)	696	228	223	237	235
	女性委員数(人)	149	45	41	43	44
	女性委員比率(%)	21.4	19.7	18.4	18.1	18.7

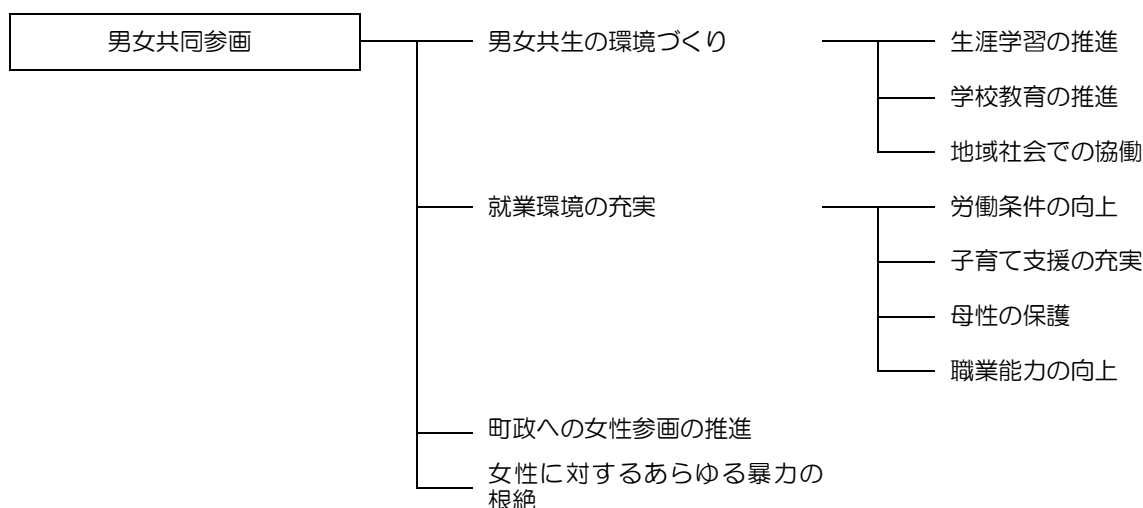
各年度4月1日現在

資料：総務課

### 【基本方針】

男女共同参画社会の実現のため、一人一人の考え方や意思が尊重され、また個性や能力が発揮され、そして多様な生き方を選択できる環境づくりをめざします。このため、意識啓発と環境整備を推進するとともに、町政への女性参画を進めます。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 男女共生の環境づくり

#### (1) 生涯学習の推進

各種の生涯学習の機会を積極的に提供するとともに、男女共同参画の視点から講座・教室などの内容の充実と多様化を進めます。

#### (2) 学校教育の推進

男女共同参画の考え方をもとにした教育活動を進めます。特に、男女平等意識を高めるための教育内容の充実を図ります。

#### (3) 地域社会での協働

女性が地域の中でいきいきと生活できるよう、子育て支援や高齢者介護など福祉サービスを充実して、女性の社会参画を進めるとともに、意識改革などを進め、地域活動に参加しやすい環境づくりを促進します。

### 2. 就業環境の充実

#### (1) 労働条件の向上

働く場における男女平等の推進のため、企業に労働条件の改善を働きかけ、子育てとの両立を促進します。

#### (2) 子育て支援の充実

保育サービスの充実や育児休業制度の普及・啓発、男性の家事・育児参加の促進や子育てしやすい環境づくりを推進します。

#### (3) 母性の保護

健康増進センターを中心に、母子保健などの推進を図り、生涯にわたる女性の健康づくりを支援します。

#### (4) 職業能力の向上

職業能力開発のため、関係機関等との連携を強化し、女性の再就職や職業能力の向上を支援します。

### 3. 町政への女性参画の推進

まちづくりを検討する審議会等、行政への女性の参画を進めます。そのため、審議会条例等の見直しを検討します。

### 4. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

暴力根絶に向けた基本計画の策定や庁内における相談体制を充実し、暴力をゆるさない啓発活動と環境づくりを推進します。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
男女共同参画講演会 参加者数	124人	170人	継続して講演会を開催し、男女共同参画に関する町民の関心を呼び起こすとともに意識を高めるため、講演会への参加者を増やします。

## 第2章 教育・文化の振興

### 第1節 生涯学習

#### 【現状と課題】

町では、平成18年3月に「第2次小川町生涯学習推進計画」を策定し、講座、教室、自主グループ活動、公民館、図書館事業などを中心に生涯学習活動の充実に努めています。また、計画を推進するため、町民参加による生涯学習推進町民協議会、庁内体制として推進本部や推進会議を組織しています。今後は、この推進体制がより有効に機能し、生涯学習によるまちづくりを進めていくことが課題です。

さらに、より多くの町民が学習活動に参加できるように、学習プログラムを充実させ多様な情報を発信するとともに、より身近なところで学習や文化活動が行えるよう、学校開放や公民館など学習の場を確保することが必要になります。また、生涯学習指導者登録制度などにより、リーダー的な人材や専門性の高い人材を活用するとともに、社会教育関係団体との連携による生涯学習ボランティアなどの活用が課題です。

公民館については町内に4か所あり、地域の生涯学習活動の拠点として重要な役割を果たしており、今後も多様化・高度化する住民ニーズに対応することが求められています。

図書館については多くの町民が利用しており、図書の充実、レファレンス※・情報サービスの向上に努めています。インターネットでの蔵書検索や県内図書館等との横断検索システムの対応なども行われており、今後もICT※の活用を進めることが課題です。

#### 図書館利用状況

年度	区分	登録者数 (人)	入館者数 (人)	利用者数 (人)	所蔵資料点数		利用点数	開館日数
					書籍	AV資料等		
平成17年度		16,473	189,242	89,068	209,033	9,039	343,355	283
18		17,187	180,317	88,677	220,123	9,149	326,496	285
19		18,175	173,179	76,422	227,262	9,427	313,475	291
20		18,382	173,591	76,356	235,219	9,539	316,818	289
21		19,825	166,447	75,356	242,681	9,838	309,675	290

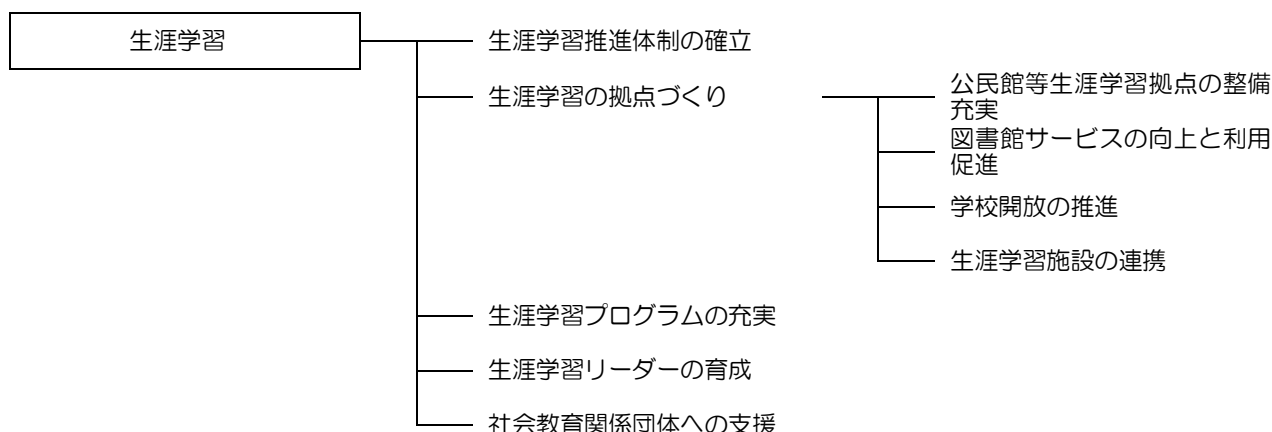
資料：生涯学習課

#### 【基本方針】

町民の自主的な学習活動を支援し、その成果が生活や地域に還元され、まちづくりに活かされるよう、生涯学習まちづくりの推進体制を充実させるとともに、公民館・図書館を核に、いつでも・どこでも・だれでもが生涯学習に取り組める環境づくりをめざします。

また、地域人材の活用によるリーダーの育成を図り、社会教育関係団体の活動を支援します。

## 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 生涯学習推進体制の確立

町民参加の生涯学習推進町民協議会と、庁内体制である生涯学習推進本部及び推進会議の活性化を図るとともに、生涯学習まちづくりの観点から関係課の横断的な協力体制の確立を図ります。

### 2. 生涯学習の拠点づくり

#### (1) 公民館等生涯学習拠点の整備充実

生涯学習の拠点として公民館等の施設・設備の充実に努めます。公民館まつりや町民主体の講座・教室を開催し、グループ活動などの活性化を図るとともに、相談体制や広報活動を充実させ、幅広い層の利用を促進します。

#### (2) 図書館サービスの向上と利用促進

多様化、高度化する町民の学習意欲に応えるため、図書館資料とレファレンス\*を充実します。また、貸出・返却・仕分業務、インターネット予約など新たなシステムへの対応などを検討し、効率化とサービスの向上を図ります。

#### (3) 学校開放の推進

身近に学習活動ができる施設として、学校施設の利用方法を引き続き検討します。また、県立小川高校との連携についても検討を進めます。

#### (4) 生涯学習施設の連携

生涯学習まちづくりを推進するため、公民館や図書館などの連携を充実することで施設の有効活用を図り、活発な学習活動を支援します。さらに、県立小川げんきプラザや周辺市町村を含めたネットワーク化を進めます。

### 3. 生涯学習プログラムの充実

第2次小川町生涯学習推進計画に基づき、より多くの町民が活動できるよう、多様なニーズに対応した特色ある生涯学習プログラムの充実を図ります。特に、若年層を対象としたプログラムを強化します。

### 4. 生涯学習リーダーの育成

人材の発掘に努め、生涯学習リーダーとしての育成に努めます。特に、定年を迎えた世代や専門性の高い知識・経験・技術のある人材を確保・育成し、活動を支援します。また、町職員もリーダーとして学習に努め、生涯学習まちづくりに寄与する人材として育成を図ります。

## 5. 社会教育関係団体への支援

地域文化伝承者や生涯学習リーダー・生涯学習ボランティアを活用するなど、自主的に学習活動を行う社会教育関係団体への支援を行います。

### 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
公民館講座・教室数	103	115	参加者層やニーズに配慮し、講座の数や内容を充実し、講座・教室数を10%増やします。
図書館貸し出し冊数(冊)	309,675	330,000	図書資料とレファレンス*の充実を図ることにより、貸し出し冊数を毎年4,000冊増やします。



## 第2節 スポーツ

### 【現状と課題】

町民の健康やリフレッシュのための生涯スポーツや、介護予防などのための体力づくりへの関心が高まるなか、スポーツを通じた地域間・世代間交流、子どもの健全育成など、地域社会におけるスポーツ活動の意義も重要になっています。その拠点施設として総合運動場や町営八幡台グラウンド、武道館が活用され、小・中学校の体育施設も開放されており、利用率も高くなっています。今後も、体育館や野球場の整備と既存施設の適切な維持管理が課題となります。

また、平成21年には4,698人の参加があった和紙マラソン大会をはじめとしたイベントなどを開催し、成果発表や交流の機会を設けるとともに、各種団体が行う自主活動や各種大会への支援を行っています。スポーツ活動の充実のため、今後も継続していくことが必要です。

スポーツの推進体制としては、体育協会を中心に、体育指導委員の活動などにより指導者・リーダーを育成しています。今後も多様な活動に対応できるよう、優れた指導者を育成することが必要となります。また、子育て支援や青少年健全育成、健康・体力づくりや高齢者・障害者スポーツなど、生涯スポーツの多様な展開に対応するため、関係機関と連携するとともに、地域ぐるみでのスポーツ・レクリエーションを通じたコミュニティ活動を支援するため、総合型地域スポーツクラブを設置することが課題です。

#### スポーツの状況

単位：人

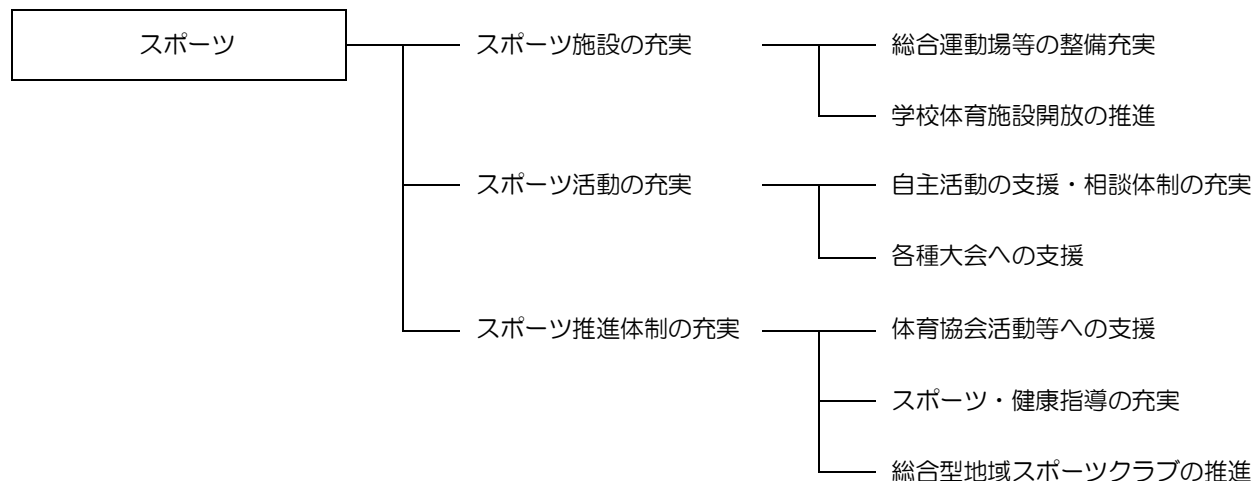
年度	区分	スポーツ教室 参加者数	和紙マラソン大会 参加者数	学校体育施設 利用者数
平成17年度		2,158	4,254	76,440
18		1,799	4,212	85,088
19		1,512	4,974	88,102
20		1,331	4,675	105,889
21		1,232	4,698	98,032

資料：生涯学習課

### 【基本方針】

町民の健康・体力づくりやレクリエーションの振興のため、生涯スポーツへの取り組みを奨励します。そのため、総合運動場などのスポーツ施設を整備・充実するとともに、各種大会の開催や団体の自主活動を支援します。また、指導者・リーダーの育成や総合型地域スポーツクラブの創設など、スポーツ推進体制の強化を図ります。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. スポーツ施設の充実

#### (1) 総合運動場等の整備充実

市民のスポーツやレクリエーション活動の拠点として、総合運動場を適切に維持・管理します。また、体育館や野球場の整備を検討します。町営八幡台グラウンドなどの施設についても整備充実を図ります。

#### (2) 学校体育施設開放の推進

地域スポーツの振興を図るため、グラウンドや体育館など町内小・中学校の体育施設の開放を推進します。また、県立小川高校の体育施設の利用についても、高校と連携していきます。

### 2. スポーツ活動の充実

#### (1) 自主活動の支援・相談体制の充実

市民の自主的なスポーツ活動を支援するため、相談体制を充実し、広報・ホームページなどで活動紹介や情報提供などを行います。

#### (2) 各種大会への支援

日頃のスポーツの成果発表の場や、やりがいのある目標として、各種スポーツ大会の開催を支援します。

### 3. スポーツ推進体制の充実

#### (1) 体育協会活動等への支援

スポーツ推進体制の充実のため、その核となる体育協会活動を支援します。さらに、青少年の健全育成の面から、スポーツ少年団の活動を推進します。

#### (2) スポーツ・健康指導の充実

体育指導委員の活動を強化し、指導者・リーダーの育成を図ります。また、栄養・健康面でのアドバイスなど、健康増進センターや医療機関との連携による効果的な指導の方法を検討します。

#### (3) 総合型地域スポーツクラブの推進

少子高齢化が進む中、地域や学校との連携による総合型地域スポーツクラブの活動が重要となっており、地域ぐるみでの取り組みを推進します。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
スポーツ教室参加者数	1,232人	1,500人	参加者層やニーズに配慮し、より多くの方々が参加できるように、20%増やします。
学校体育施設開放利用者数	98,032人	99,000人	学校と協力し、利用登録団体と調整を図り、引き続きより多くの方が利用できるよう配慮し、利用者数を増やします。

## 第3節 文化

### 【現状と課題】

町には、和紙に代表される貴重な伝統文化や、重要文化財吉田家住宅、大聖寺の六面幢、腰越城跡など多くの文化財が残されています。このような歴史的遺産や伝統文化は、町の歴史や風土を理解し、よりよいまちづくりを行ううえで欠くことができないものであるとともに、町の誇りとして町民共有の財産でもあります。

特に和紙は、地域の伝統文化として広く知られています。埼玉伝統工芸会館や和紙体験学習センターでは紙すき体験や技術継承を行っており、今後はこれらの施設を拠点として伝統文化の継承と和紙の普及に努め、後継者の育成や、原料や用具の確保などにも取り組む必要があります。また、里山などの自然環境を含めた文化的景観の保護に向けた取り組みや、観光資源としての活用が課題です。

また、「町史」やその編さんにあたって収集した資料を、町民の文化活動や学習・研究に幅広く活用し、歴史と文化の薫り高いまちづくりにつなげる必要があります。

一方、町民の自主的な文化活動として各種展示会等が実施されており、今後も多彩な文化活動を支援し、ゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を送る上で不可欠な芸術・文化の振興を図る必要があります。

#### 文化の状況

単位：人

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公民館各種文化行事（主催・共催）参加者数	16,639	19,177	17,873	17,644	17,921

資料：生涯学習課

#### 文化財指定件数（登録有形文化財を含む）

単位：件

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
文化財指定件数	64	64	65	65	65

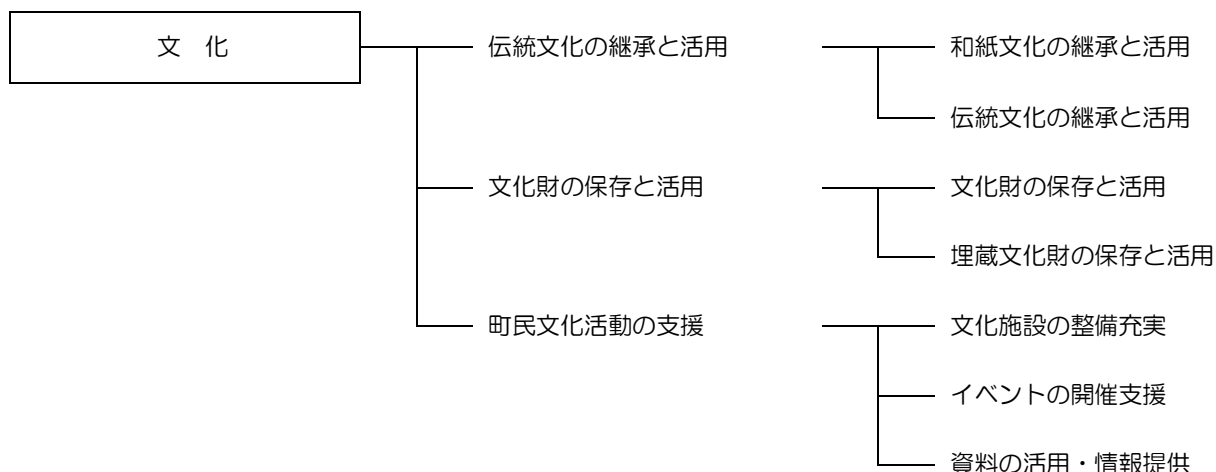
資料：生涯学習課

### 【基本方針】

地域の特徴を活かしたまちづくりに資するため、伝統文化や文化財の適切な保存・活用により、将来に確実に継承するとともに、豊かな自然と組み合わせた観光資源としても活用します。

また、町民の芸術・文化活動の活性化のため、情報の提供や文化施設の整備を進めます。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 伝統文化の継承と活用

#### (1) 和紙文化の継承と活用

国指定重要文化財の細川紙など町が誇る小川和紙の文化を伝承するとともに、和紙のふるさとづくりを推進するため、後継者育成や原料・用具の確保、新商品の開発などを支援し、産業及び観光振興を図ります。このため、埼玉伝統工芸会館や和紙体験学習センターの活用を図ります。

#### (2) 伝統文化の継承と活用

下里のささら獅子舞など、古くから伝承されてきた民俗文化財の継承のため、町民を主体とした保存会の活動を支援します。また、伝統文化をPRし、観光資源として活用します。

### 2. 文化財の保存と活用

#### (1) 文化財の保存と活用

町内の多くの文化財を適切に保存するとともに、資料の調査・整理を行い、これらの情報を公開し、生涯学習活動や観光に活用します。また、各種資料が分散保管されている現状をふまえ、その保管方法や施設のあり方について検討します。

#### (2) 埋蔵文化財の保存と活用

開発行為等に対して、埋蔵文化財保護のための適切な指導を行うとともに、試掘・発掘調査を実施して埋蔵文化財の把握と保護に努めます。また、重要な遺跡については、史跡指定化や保存整備を検討します。

### 3. 町民文化活動の支援

#### (1) 文化施設の整備充実

町民の文化活動の場として、町民会館の積極的な活用を図るとともに、町民会館が利用しやすい施設となるよう整備充実を図ります。

#### (2) イベントの開催支援

展示会などの各種イベントの開催を支援し、町民を主体とした芸術・文化組織の活動を奨励します。

#### (3) 資料の活用・情報提供

町の歴史や自然、文化に関する学習や、それを活かした活動のために、「町史」や収集資料の活用を図ります。また、町民の文化活動の情報を、広報やホームページなどにより提供します。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
公民館各種文化行事 (主催・共催)参加者数	17,921人	19,000人	参加者層やニーズに配慮しながら、より多くの方が参加できるようにします。
文化財指定件数	65件	75件	より重要な文化財の指定を行い、保護を図ります。(登録有形文化財を含む。)

## 第4節 幼児・義務教育

### 【現状と課題】

子どもたちの基本的な生活習慣や食生活の乱れとともに規範意識の低下、人間関係の希薄化が指摘されています。豊かな心をはぐくむ教育の推進を図るため、地域や家庭と連携し、学校を中心として地域社会全体による教育活動に取り組むことが必要です。幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期に人間として生きるための基礎を獲得することができるように、健やかな心と体を育成する教育を推進する必要があります。

平成17年度から取り組みを開始した「教育に関する3つの達成目標」に掲げられている「規律ある態度」の実現のために必要な生活習慣については、比較的身につけていると思われませんが、学年が上がるにつれ、若干低下の傾向がみられることから、それを定着させ、さらに向上させていくことが必要となります。そのためには家庭・地域社会及び保育園や小学校、中学校との連携を図り教育の連続性・一貫性を図ることが課題です。

また、幼稚園・保育園から義務教育終了までの教育について「教育に関する3つの達成目標」の柱である「学力」「体力」面も含めた総合的な向上をめざして、相互交流や合同で協議する職員研修等を充実させていくことも必要です。

平成23年度からは、東中学校と上野台中学校の統廃合により、学校数は小学校6校、中学校3校となります。少子化の進展により、各学校における児童生徒数を適正規模とするため、今後も統廃合が課題となります。

学校施設については、児童生徒の教育活動の場であり、公教育を支える基本的施設であるとともに、災害時の避難場所にも指定されているなど、重要な役割を担っていることから、老朽化した施設の維持管理に努めていく必要があり、耐震補強を必要とする施設は順次改修を進めています。

情報社会の進展や国際化が進む中、小・中学校教育においても変化し、多様化する社会に対応した教育が求められており、校内LANや高速通信網の整備、指導者・リーダーの確保が課題です。ICT<sup>\*</sup>の活用により、人々のコミュニケーションの活発化などが期待される一方で、サイバー犯罪<sup>\*</sup>など、情報モラルやセキュリティの確保などの対応も必要となっています。

豊かな人間性や社会性をはぐくむため、体験活動を重視した福祉・環境分野の充実も必要です。このため教職員の一層の資質向上と地域の連携が求められています。

さらに、障害のある児童・生徒に対しては、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る必要があります。

#### 学校の概要

区分 学校	校数	教員数(人)	学級数	園児・児童・生徒数(人)		
				総数	男	女
幼稚園	2	16	11	308	177	131
小学校	7	107	63	1,414	743	671
中学校	4	74	34	885	455	430

平成22年5月1日現在

資料：学校基本調査

※ 小学校数には、分校1校（現在休校中）を含む。

### 小学校児童数の推移

単位：人

学校名 \ 年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
八和田小学校	191	191	189	189	185
小川小学校	571	537	515	481	483
小川小学校 下里分校	休校中				
竹沢小学校	150	151	146	137	126
大河小学校	272	254	265	229	229
大河小学校 腰越分校	休校 廃校				
東小川小学校	203	187	156	151	139
みどりが丘小学校	366	321	290	281	252
計	1,753	1,641	1,561	1,468	1,414

各年 5 月 1 日現在

資料：学校基本調査

### 中学校生徒数の推移

単位：人

学校名 \ 年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
東中学校	474	466	431	405	367
西中学校	230	215	210	233	229
上野台中学校	132	114	130	121	116
檮台中学校	242	232	215	193	173
計	1,078	1,027	986	952	885

各年 5 月 1 日現在

資料：学校基本調査

### 児童生徒数の推移予想

単位：人

区分 \ 年 次	平成元年	平成 5 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
児童数	2,765	3,297	2,896	2,081	1,561	1,268
生徒数	1,524	1,628	1,696	1,372	986	748

※平成 20 年までは実績値、平成 25 年が推計値

資料：学校教育課

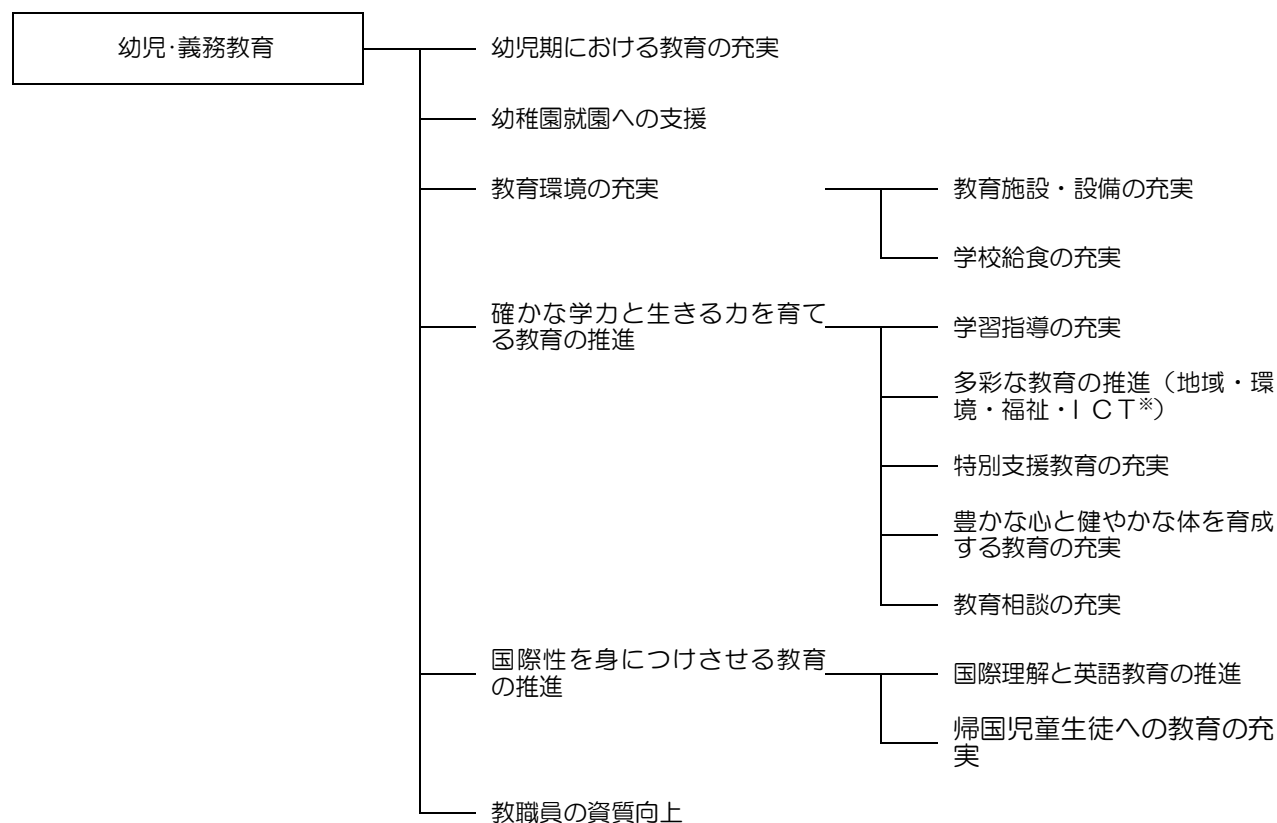
## 【基本方針】

幼児教育の充実と少子化対策のため、幼稚園就園奨励費の助成を継続し、教育ニーズへの対応を図ります。また、幼稚園や保育園、小学校、中学校を通して、教育の一貫性を高めていきます。

小・中学校教育においては心身ともに健康で郷土の自然と文化を愛し、人間性豊かな児童生徒の育成をめざして、教育内容と施設整備の充実を図り、環境・福祉・情報・道徳・国際性をはぐくむ教育などを実践します。

特別支援教育は一人一人の障害の特性を見極め、教育的ニーズに応じた支援の充実に努めます。

## 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 幼児期における教育の充実

大切な幼児期を一貫した教育理念・方針に基づき、大きな枠組みの中でとらえるため、幼稚園・保育園・小学校など地域の幼児教育機関の連携を推進します。また、地域や家庭との連絡を密にして少子化に対応します。（第5章、第3節、2にも同様の記載）

### 2. 幼稚園就園への支援

私立幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼稚園教育の振興を図ります。

### 3. 教育環境の充実

#### （1）教育施設・設備の充実

老朽化した施設の維持管理に努めるとともに、緊急性の高い順に計画的に整備を行い、また、耐震補強の必要な施設については平成27年度までに耐震化を達成します。

さらに、教育内容に見合った適切な設備・備品などを整備します。

#### （2）学校給食の充実

学校給食センター設備を点検し、設備の計画的な更新を進めます。また、地場食材などを使用した安全でおいしい給食を提供します。

### 4. 確かな学力と生きる力を育てる教育の推進

#### （1）学習指導の充実

新学習指導要領（小学校：平成23年度完全実施、中学校：平成24年度完全実施）の趣旨に基づき「生きる力」（基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学

び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力)を育成するために、さらなる指導方法の工夫・改善により学習指導の充実を図ります。また、小・中学校間の連携を一層深めます。

#### (2) 多彩な教育の推進(地域・環境・福祉・ICT\*)

学校・家庭・地域の連携・協力を図り、その「絆」を深める教育、環境教育の充実、ノーマライゼーション\*の理念に基づく教育、高度情報化社会に対応した教育など、教育を取り巻く社会の動向の変化に応じた教育を推進します。

#### (3) 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒(発達障害を含む)に対しては一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程の編成と指導の工夫・改善を行うとともに、通常の学級での支援体制を整備します。そのために担当者の専門性の向上に努め、就学支援体制を充実します。

#### (4) 豊かな心と健やかな体を育成する教育の充実

社会で生きていくうえで必要な、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高め、自然や人を愛する豊かな心を育む教育の充実を図ります。また、児童・生徒の健康の保持・増進を図ります。

#### (5) 教育相談の充実

いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題を解決するため、教育相談室・広域適応指導教室の機能の充実を図ります。また、さわやか相談員やスクールカウンセラーとの連携を深め、教育相談体制の一層の充実を図ります。

### 5. 国際性を身につけさせる教育の推進

#### (1) 国際理解と英語教育の推進

郷土の伝統文化を理解、尊重し、国際社会を主体的に生き、活躍できる世界的視野を持った人づくりを推進します。国際理解教育を推進するとともに、新学習指導要領の実施に伴い、小学校高学年への「外国語活動」を導入し、小・中連携した英語教育の充実を図ります。このため、小・中学校にALTを派遣し、コミュニケーション能力の育成をめざした英語教育を推進します。

#### (2) 帰国児童生徒への教育の充実

帰国児童生徒に対する支援を推進します。本人も学校も有意義となるよう受入態勢を整え、日本語指導や、学校生活の相談など個別のケースに対応したきめ細かな指導を行います。

### 6. 教職員の資質向上

多彩な教育ニーズに対応できるよう、教職員の資質能力の一層の向上を図るため、研修内容や研修方法を工夫・改善し、自発的・主体的な研修を奨励します。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
町立小中学校の耐震化率	62.8%	100%	平成27年度末までにすべての小中学校の耐震化を完了します。
不登校児童の出現率 (小学校)	1%未満	1%未満 を維持	不登校児童を減らします。
不登校生徒の出現率 (中学校)	2.6%	1.6%未満	不登校生徒を減らします。
朝食をほとんど食べない児童数(小学校)	1.2%	1%未満	朝食をほとんど食べない児童を減らします。
朝食をほとんど食べない生徒数(中学校)	3%	1%未満	朝食をほとんど食べない生徒を減らします。

## 第5節 高校・大学等

### 【現状と課題】

町には、県立小川高校があります。小川高校の施設や人材を活用し、町民の生涯学習機会の充実を図るとともに、生涯学習のための公開講座や施設の開放などを要請していく必要があります。

また、町民の学習意欲の多様化や高度化に対応した学習機会を提供するため、近隣の大学や研究機関の高度で専門的な機能を活用することが求められています。

#### 学校の概要

区 分 学 校	校数	教員数（人）	学級数	生徒数（人）		
				総数	男	女
高等学校（全日制）	1	43	19	706	386	320
高等学校（定時制）		9	4	78	41	37

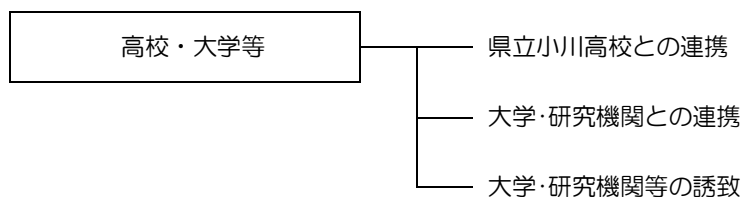
平成22年5月1日現在

資料：学校基本調査

### 【基本方針】

町民の学習機会の充実を図るため県立小川高校と大学等との連携に努めるとともに、大学や研究機関などの誘致を検討します。

### 【施策体系】



### 【基本計画】

#### 1. 県立小川高校との連携

県立小川高校の教育資源を町民の生涯学習活動等に活用するため、連携強化に努めます。

#### 2. 大学・研究機関との連携

町民の多様で高度な学習意欲に対応するため、近隣の大学や研究機関などと連携し、学習機会の拡充に努めます。

#### 3. 大学・研究機関等の誘致

町の活性化のため、大学や研究機関などの誘致を検討します。

### 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
「高校・大学等」についての住民満足度	14.2%	20%	小川高校等との連携をこれまで以上に推進するとともに、町民への情報提供を進め、満足度を高めます。

# 第3章 都市基盤の充実

## 第1節 土地利用

### 【現状と課題】

町は、四方を山に囲まれ、その中に市街地が形成されています。河川沿いに住宅、商工業施設が混在し、2つの大型住宅団地があります。一団の農地は小川地区と大河地区にもありますが、大部分は八和田地区に集中しています。

交通は、東武東上線、JR八高線の鉄道と、国道254号、県道熊谷小川秩父線などの道路網が主要な役割を果たしています。国道254号バイパスの混雑解消対策として、一般県道や環状1号線の整備、関越自動車道『嵐山小川インターチェンジ』から市街地への整備を進める必要があります。

基本構想の土地利用構想により町の活性化を進め、調和のとれた発展をしていくため、土地利用に係る個別計画である小川町国土利用計画<sup>\*</sup>や小川町都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画などに基づいて土地利用構想の実現を図る必要があります。

しかしながら、この展開にあたっては、森林の保全、住工混在の解消、東武東上線の複線化、JR八高線の電化や道路の歩車道分離、遊休農地の活用など、多くの課題があります。

また、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、景観法等により、規制誘導を図って乱開発を防ぎ、円滑な土地利用を進めていくとともに、土地が有効に利用されているかどうかを検討する方法について、研究していくことも求められています。

### 地目別面積の推移

地目	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
総面積	6,045	100.00	6,045	100.00	6,045	100.00	6,045	100.00	6,045	100.00
田	363	6.00	362	6.00	360	5.96	355	5.87	353	5.82
畑	526	8.70	527	8.72	531	8.78	527	8.72	528	8.72
宅地	548	9.07	549	9.08	553	9.15	568	9.40	572	9.46
池沼	2	0.03	2	0.03	3	0.05	3	0.05	3	0.10
山林	2,249	37.21	2,282	37.75	2,306	38.15	2,296	37.98	2,319	38.36
原野	27	0.45	27	0.45	28	0.46	25	0.41	25	0.41
雑種地	323	5.34	323	5.34	327	5.41	335	5.54	324	5.35
その他	2,007	33.20	1,973	32.63	1,937	32.04	1,936	32.03	1,921	31.78

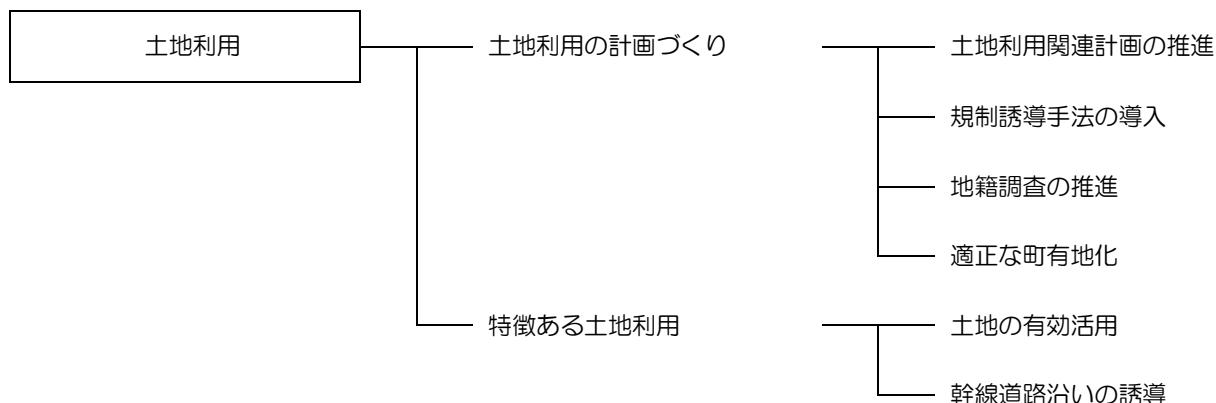
各年1月1日現在

資料：固定資産の概要調査

### 【基本方針】

秩序ある土地利用を推進するため、基本構想の土地利用構想に沿って、町の活性化方策を考慮しつつ、国土利用計画等を推進します。関連法令の運用により土地利用を適切に規制するとともに、面整備事業や地区計画<sup>\*</sup>等の規制誘導手法の導入を進めます。また、遊休農地、耕作放棄地などの有効活用に努めます。

## 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 土地利用の計画づくり

#### (1) 土地利用関連計画の推進

全体的な土地利用については、小川町第4次総合振興計画基本構想に沿って町の活性化の方策を考慮しつつ、小川町第3次国土利用計画\*を推進します。また、市街地の整備及び農業的土地利用については各種計画、法律に基づき秩序ある土地利用を推進します。

#### (2) 規制誘導手法の導入

土地利用構想に適合した開発が行われるよう、地区計画\*制度等の指定を促進します。これらの計画策定においては、立案段階から町民参加を推進します。

#### (3) 地籍調査の推進

効率的に地籍調査を実施するため、国の直轄事業の「山村境界基本調査\*」の有効活用を図ります。また、調査成果を広く利活用させるためのシステムづくりを進めます。

#### (4) 適正な町有地化

公共事業の推進や町土の保全のため、必要に応じて町有地化を行います。

### 2. 特徴ある土地利用

#### (1) 土地の有効活用

長期にわたる低・未利用の町有地は、町民主体のまちづくり活動への提供や民間への賃貸など、その有効利用を進めます。

#### (2) 幹線道路沿いの誘導

国道254号バイパス及び幹線道路沿いの開発については、土地利用構想に基づいて適正な誘導を行います。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
宅地の面積	572ha	592ha	近年の推移をふまえ、毎年4haの増加を見込みます。
地籍調査の事業進ちょく率	49.1%	68.6%	今後の調査区域は山間地帯となるため、広範囲な調査が実施可能となることから、進ちょく率を高めます。

## 第2節 自然環境

### 【現状と課題】

町の面積の多くを占める森林は、その一部が県立長・玉淀自然公園に指定され、豊かな自然環境を残しています。これらの山林や河川、ため池などの自然環境やそこに成り立つ生態系などは、環境保全条例及び環境基本計画に基づき、町民の宝物として可能な限り保全を継承していく必要があります。

政府は2010年10月に開催された生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）において、自然共生の智慧と伝統を現代社会において再興し、更に発展させて活用することを『SATOYAMA イニシアティブ』と名づけて世界に提案し、発展させるためにパートナーシップへ参加することを勧奨する旨の持続可能な利用に関する決定が採択されました。

開発による破壊から守り里山を維持するとともに、林業生産の場としての整備を図り、混合林化なども検討していく必要があります。特に森林の緑は、地球温暖化で問題になっている温室効果ガスの二酸化炭素を吸収する働きがあり、環境保全の観点からも重要となっています。

さらに、環境保全の一方で、スギやヒノキを中心に人口林から発生する花粉による被害も課題となっています。

河川は、槻川と兜川が市街地を流れ、市野川は八和田地区の水田を潤しています。

また、町内には農業用水として利用されているため池も多く残っています。これら水辺環境の保全、水量や清流の確保のため、森林の保全、混合林化、下水道などの生活排水処理施設の整備、治山治水工事にあたり多自然型工法の導入などにより総合的な対策を進めていく必要があります。

現在、町では町民参加による河川清掃やウグイの放流、花いっぱい運動などを推進していますが、町民が身近な自然環境に触れることによって、地球温暖化や酸性雨、ダイオキシンなどの化学物質、オゾンホール\*拡大、代替エネルギー\*などのさまざまな環境問題に関心を持ち、主体的に保全活動や清掃活動に取り組むよう、ライフステージ\*に応じた学習プログラムを用意するなど、環境教育に力を入れていくことが大切です。

河川水質（年度平均 BOD 値\*）の推移

単位：mg/l

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
渡戸前	1.3	1.2	0.7	0.6	0.9
館川合流点下流	1.0	0.9	0.7	0.6	0.7
矢岸橋上流	0.7	0.8	0.5	0.5	0.8
萬世橋上流	0.8	0.6	0.6	0.6	0.9
日の出橋上流	1.9	1.7	1.3	1.4	1.0
北川橋上流	3.2	2.6	2.6	1.6	2.2
柳町橋上流	3.5	1.9	1.4	1.8	1.8
上八幡橋上流	3.4	3.9	4.7	2.2	2.7
新川合流地点上流	2.6	2.9	2.2	1.3	1.7

資料：比企河川合同調査

子どもエコクラブの会員数

単位：人

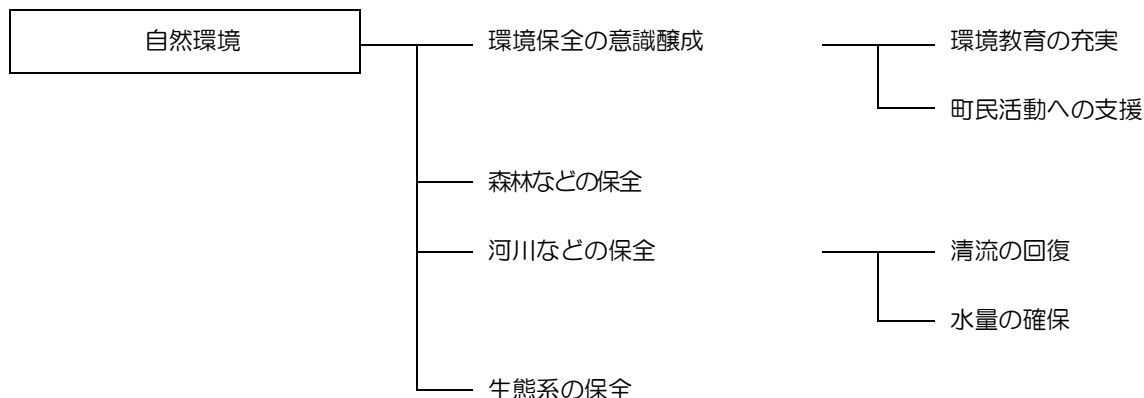
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
会員数	15	21	17	21	21	20

資料：環境保全課

## 【基本方針】

生態系を含めた森林・河川などの自然環境を保全していくため、学校・社会教育の場で環境教育を充実します。また、町民との生物多様性\*の保全及び自然環境改善活動を推進します。

## 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 環境保全の意識醸成

#### (1) 環境教育の充実

自然環境を保全するためには、それが私たちに必要なものであると認識することが必要であり、環境基本計画に基づき、学校教育、社会教育などを通じて環境教育を推進します。

#### (2) 町民活動への支援

自然環境を保全、改善するための環境美化運動の主体として、また、自然環境を維持管理していく主体として、森林ボランティアなどの環境保全ボランティア団体を育成するとともに、町民の環境保全活動を支援します。

### 2. 森林などの保全

森林整備計画に基づき、森林の有する公益的機能の維持増進を図るための施業\*を推進する地区を設定し、保全します。

また、近年、スギやヒノキなど人口林から発生する花粉被害への対策について、検討していきます。

### 3. 河川などの保全

#### (1) 清流の回復

清流を回復するため、森林の保全、まちの美化、不法投棄の防止など、総合的な取り組みを行います。特に、河川整備は、生態系へ配慮した整備に努めます。また、町民参加による河川の清掃を実施し、河川敷やため池周辺を親水空間として活用します。

#### (2) 水量の確保

水量を確保するため森林の適正管理を推進します。また、水道水源にも利用されていることから、節水の普及と有効利用を推進し、県水の利用等を含め適切な取水に努めます。

### 4. 生態系の保全

生物多様性\*の考え方に立ち、森林や河川の保全とともにトンボやホタル、水鳥等が生息する環境づくりを推進します。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
河川水質の環境基準 類型A (BOD値※2.0mg /ℓ以下) 達成箇所の割合	77.8%	100%	すべての調査地点で生活環境の保全に関する環境基準類型A (BOD値2.0mg/ℓ以下) を達成します。



## 第3節 市街地・集落

### 【現状と課題】

町の市街化区域の面積は553haです。

商業地は、小川町駅前商業地の整備を推進し、電線の地中化、街灯・歩道のグレードアップを進めるとともに、バリアフリー及び景観を意識した整備を図る必要があります。また、幹線道路沿道については、商業的土地利用などによる有効利用が求められています。

住宅地は、道路や公園等の公共施設の整備と宅地開発を一体的に行い、災害に強い良好な水準を確保することが課題です。また、地区計画<sup>\*</sup>制度等の導入により、地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりや、バリアフリーの考えに基づいた人にやさしいまちづくりを推進することが求められています。町営住宅は、長寿命化を図りながら、建替えも視野に入れ、町民のニーズに沿った住宅づくりを検討することが必要です。

工業地は、準工業地域の用途純化を推進し、その環境整備を図ることが課題です。

農村集落は、生活道路や農業集落排水<sup>\*</sup>整備など居住環境の整備とあわせて検討することが必要です。また、農地の保全と未利用地の有効活用も課題です。

#### 建築確認件数（小川町分）

単位：件

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
建築確認件数	148	169	145	132	150

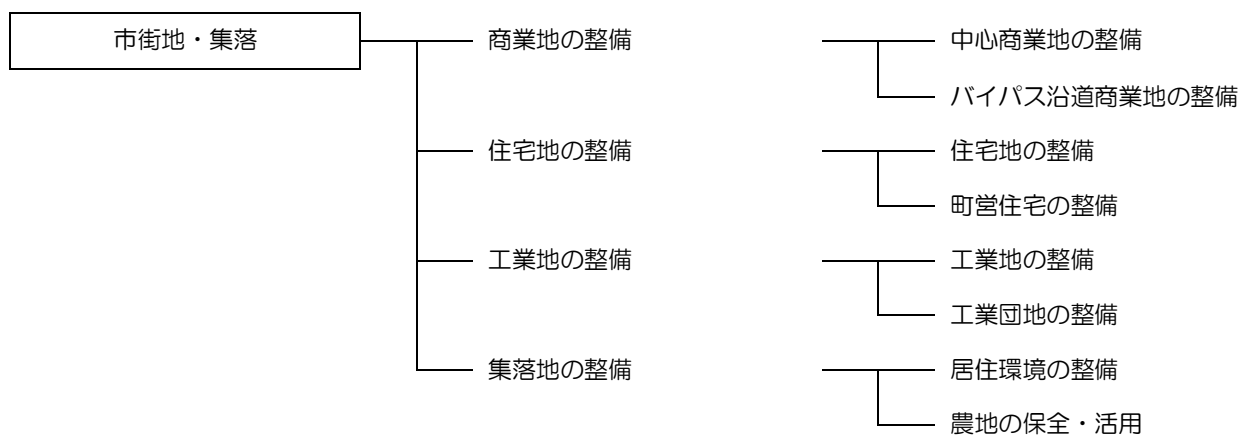
各年度 3 月 31 日現在

資料：川越建築安全センター 東松山駐在所

### 【基本方針】

商業地は、小川町駅周辺の商業地整備を推進します。住宅地は、地区計画等による規制誘導手法や土地区画整理事業による開発手法などを導入して整備を進めます。町営住宅は、長寿命化を図りながら、計画的な整備を進めます。工業地は、工業団地等の整備について検討します。農村集落は、集落排水処理施設や集落道などの整備を進めます。また、生産農地を保全し、未利用農地の有効利用を促進します。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 商業地の整備

#### (1) 中心商業地の整備

小川町駅前に広がる商業地を賑わいと活気あるエリアにするため、関係機関等との協議を進めます。また、観光を意識した景観形成を行うため、屋外広告物の規制や電線地中化などを検討します。

#### (2) バイパス沿道商業地の整備

国道254号バイパス沿道については、商業・サービス業などを中心に秩序ある土地利用が行われるよう規制・誘導します。

### 2. 住宅地の整備

#### (1) 住宅地の整備

既存住宅地は、良好な市街地環境形成のため、地区計画<sup>\*</sup>制度によりまちづくりを推進します。新たな住宅地の開発時には、地区計画等の導入等を指導します。また、良好な住宅環境を形成するため、基盤整備を推進するとともに、町民の協力によって特色ある景観形成を図ります。さらに、高齢社会に対応した住宅建設を支援するため、相談体制を充実するとともに、福祉施策との連携を強化します。

#### (2) 町営住宅の整備

長寿命化を図りながら、老朽化した町営住宅の建替えも含め、高齢者等にも住みやすい住宅及び住環境の整備を進めます。

### 3. 工業地の整備

#### (1) 工業地の整備

準工業地域の工業地としての用途純化を進めるため、具体的な方法などについて検討します。

#### (2) 工業団地の整備

工業団地は、土地利用構想に位置づけた予定地域の熟度の高まりと立地企業の見通しに基づいて整備を行います。

### 4. 集落地の整備

#### (1) 居住環境の整備

農村集落の居住環境を高めるため、生活道路、農業集落排水<sup>\*</sup>施設等の整備を推進します。

#### (2) 農地の保全・活用

生産基盤の整備された生産農地の保全を図ります。未利用農地では、担い手への集積を誘導するとともに有効活用を図ります。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
建築確認件数	150件	200件	優良な基盤整備を推進し、建築確認件数を増やします。

## 第4節 公園・緑地

### 【現状と課題】

町は森林などの緑の面積は多いものの、市街地の公園や町民が気軽に親しめる緑地はあまり多くなく、公園・緑地の計画的な整備を推進することが課題です。

公園は、住宅地として整備された地区には街区公園などがありますが、既存市街地においては土地区画整理事業などにより計画的に配置し、また、町の中心を流れる槻川流域の水辺環境を整備することが求められています。

緑地は、町民の憩いの場である仙元山見晴らしの丘公園があります。今後、この周辺の整備を推進していくことや、市街地周辺を散策できるネットワークづくりが必要です。

また、身近な生活空間における緑を確保し、緑を通じてコミュニケーションを深められるよう、町民主体による緑地保全や生垣づくり、環境保護活動へのさらなる取り組みを支援していく必要があります。

#### 都市公園等の現況

区 分			箇所	面積 (ha)	公園名等
都市公園	公園	街区	街区公園	37	春日公園・腰越公園・鶴巻公園・角山公園他
		基幹	近隣公園	2	小川東第1公園・みどりが丘中央公園
	緑地	都市緑地		2	蟹沢沼緑地・陣屋沼緑地
	都市公園合計			41	8.96
自然公園			1	1,234.60	県立長瀬玉淀自然公園
その他の公園			1	118.79	仙元山見晴らしの丘公園

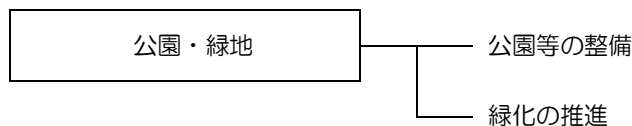
平成22年3月31日現在

資料：建設課・産業観光課

### 【基本方針】

市街地を中心とした公園・緑地の整備を推進し、槻川などの豊かな自然環境を活用したまちづくりを進めます。このため、公園の適正配置を進めるとともに緑地の確保を図り、合わせてネットワーク化を進めます。また、町民との協働によるブロック塀の生け垣化をはじめとした緑化を推進します。

### 【施策の体系】



## 【基本計画】

### 1. 公園等の整備

(仮称) 栃本親水公園など、市街地において、身近な公園・広場を計画的に整備します。また、既存の公園については、適正な維持管理を行うとともに、市街地周辺を散策できる遊歩道の整備を推進し、そのネットワークづくりを進めます。

### 2. 緑化の推進

ブロック塀の生け垣化など、市民の協力を得て、緑化協定などのルールづくりを進めるとともに、防災上の有効手段として緑化を推進します。また、工業団地や住宅団地の開発においても緑化協定を締結します。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
都市公園管理数	41か所	44か所	新たに、社会資本整備総合交付金事業により公園を3か所整備します。
都市公園面積	8.96ha	9.68ha	都市公園面積を10%増やします。

## 第5節 道路・交通

### 【現状と課題】

広域幹線道路として国道254号バイパスが整備され、市街地の通過交通量は減少していますが、さらに都市計画道路\*環状1号線の整備を促進することで、県道熊谷小川秩父線や県道飯能寄居線などの通過交通量を減少させる必要があります。また、関越自動車道の嵐山小川インターチェンジが整備されましたが、アクセス道路\*の市街地までの延伸や、国道254号バイパスから分岐する一般県道の整備とそれに伴う町道整備が課題となっています。

主要地方道及び一般県道などの未整備区間については、関係機関に整備を要請していく必要があります。生活道路は、幹線道路とスムーズに連絡するように整備する必要があります。また、観光客をはじめとした歩行者の安全などのため、道路整備に合わせて自転車・歩行者道の整備が求められています。

さらに、高齢者・子どもや障害者にも利用しやすいように、ユニバーサルデザイン\*の考え方に基づいた小川町駅南口駅前広場や道路の整備、環境に配慮した快適な道路づくりなども課題となっています。

一方、バスや鉄道などの公共交通機関は、町民の生活上、欠かせない大切な交通手段です。

鉄道は、東武東上線とJR八高線が小川町駅で連絡しています。東武東上線は早期の複線化と増発、JR八高線は輸送力の増強のための電化や増発をそれぞれ要請していく必要があります。

また、路線バスの維持・充実を関係機関に要請するとともに、高齢者等の新たな交通手段の確保について検討することが課題です。

#### 国県道整備状況

区分	路線数	実延長	舗装延長		改良延長	
		(km)	(km)	舗装率(%)	(km)	改良率(%)
一般国道	1	17.885	17.885	100.0	17.328	96.9
主要地方道	2	13.098	13.098	100.0	12.092	92.3
一般県道	5	15.406	15.406	100.0	10.735	69.7

平成21年4月1日現在

資料：埼玉県 県土整備部 道路環境課(小川町分)

#### 町道整備状況

年度	区分	実延長	舗装延長		改良延長		自動車交通不能道延長(km)
		(km)	(km)	舗装率(%)	(km)	改良率(%)	
平成17年度		587.8	249.4	42.4	234.8	39.9	314.6
18		586.4	251.0	42.8	235.4	40.1	312.2
19		588.2	252.0	42.8	236.2	40.2	313.3
20		588.3	253.1	43.0	236.6	40.2	313.3
21		589.9	255.3	43.3	239.1	40.5	313.0

各年度4月1日現在

資料：建設課

#### 駅別利用状況（一日あたり）の推移

単位：人

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
(東武)小川町駅乗降客数	12,351	12,247	12,185	12,085	11,656
(JR)小川町駅乗車人数	616	635	667	702	679
東武竹沢駅乗降客数	937	890	848	894	828
JR竹沢駅乗車人数	31	33	28	29	29

資料：政策推進課

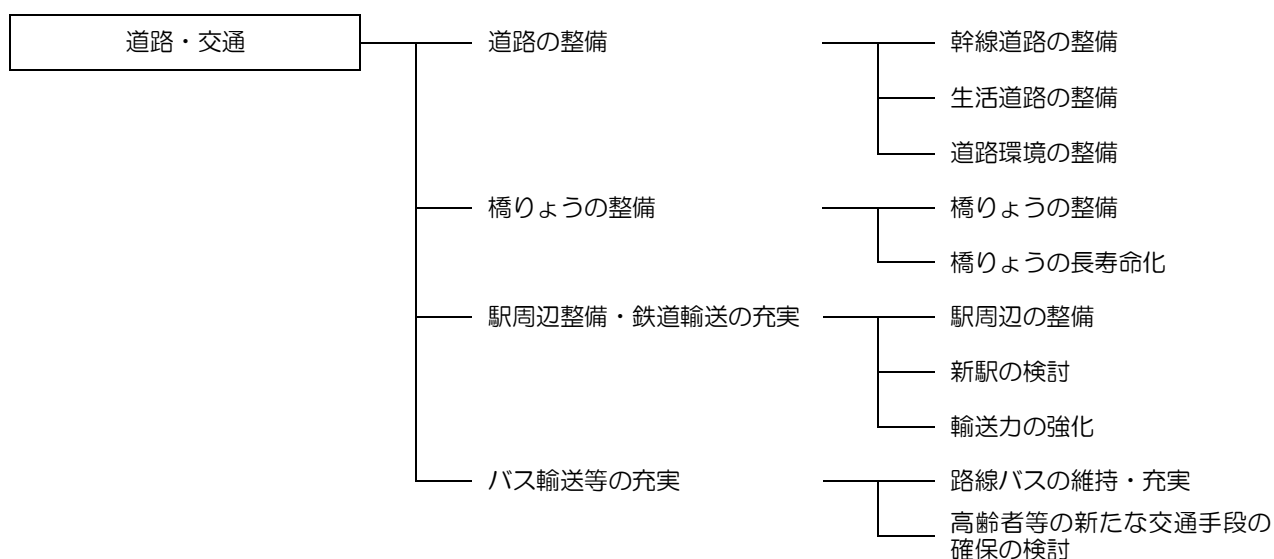
## 【基本方針】

通過交通量をバイパス化により減少させるため、国県道と幹線町道を整備するとともに、市街地からインターチェンジへのアクセス道路<sup>\*</sup>の整備を推進します。また、町内の幹線道路となる環状線などの早期完成と、日常生活に必要な生活道路のネットワーク化を図るとともに、快適な道路環境づくりのため、バリアフリー化や駐車場の確保に努めます。

橋りょうについては、橋りょう長寿命化計画を策定して維持補修及び予防的修繕を行います。

また、鉄道については東武東上線の複線化や増発、新駅の設置、JR八高線の充実を要請します。また、路線バスの維持・充実を関係機関に要請するとともに、高齢者等の新たな交通手段の確保について検討します。

## 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 道路の整備

#### (1) 幹線道路の整備

関越自動車道の嵐山小川インターチェンジの国道254号バイパスまでのアクセス道路を延伸し、引き続き市街地までの整備促進を図ります。また、市街地の通過交通量を減少させるため、都市計画道路<sup>\*</sup>環状1号線の早期完成や国道254号バイパスから分岐する一般県道の整備促進を要請するとともに、それに伴う町道整備など町内をネットワークする幹線道路網の整備を推進します。

#### (2) 生活道路の整備

日常生活に必要な道路は、町民の要望をふまえて、計画的に整備を推進します。また、緊急を要する道路の補修等については、町民生活の安全性を確保するため、適切に対応します。

#### (3) 道路環境の整備

緑化やサイン計画など、景観に配慮した道路環境の整備を推進します。

子どもや障害者、高齢者にも安全で快適な道路環境にするため、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の考え方に基づいた整備、生態系への配慮や緑化等に対応した道路づくりなど、町民参加による推進を図ります。

### 2. 橋りょうの整備

#### (1) 橋りょうの整備

道路や河川の整備に合わせて、老朽化した橋の架け替えを推進します。

## (2) 橋りょうの長寿命化

橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、維持補修及び予防的修繕を行います。

## 3. 駅周辺整備・鉄道輸送の充実

### (1) 駅周辺の整備

小川町駅北側は、北口開設や駅前広場の整備について関係機関と協議を進めるとともに、駅橋上化を検討します。小川町駅南口はバリアフリー化等により安全に利用できるように整備を推進し、小川町停車場線整備に合わせて商店街の活性化を図ります。

### (2) 新駅の検討

新駅の設置の可能性について、調査・研究します。

### (3) 輸送力の強化

東武東上線は複線化の早期着工と増発を、JR八高線は電化や輸送力の増強を、それぞれ関係機関に要請します。

## 4. バス輸送等の充実

### (1) 路線バスの維持・充実

既存の路線バスの維持充実やノンステップバスの導入などを関係機関に要請します。

### (2) 高齢者等の新たな交通手段の確保検討

高齢者等の新たな交通手段の確保について検討します。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
町道舗装延長	255.3km	260.0km	利便性向上を図るため、町道の舗装を進めます。
小川町駅1日あたり 乗降客数(東武鉄道)	11,656人	11,656人	乗降客数はここ数年減少していますが、利用の促進を図ることにより乗降客数を現状維持とします。

## 第6節 河川

### 【現状と課題】

市街地を流れる槻川と兜川、そして八和田地区の水田を潤す市野川が、本町の主な河川です。また、各地区に点在するため池は、農業用水として現在も利用されています。

これらの河川やため池は、治水、利水を考慮し、自然を活かした治水対策として自然に配慮した砂防及び治山対策を推進するとともに、河川に親しむ憩いの場の整備が必要です。

また、農業用水の確保や河川の維持のため、森林を保持し水資源のかん養機能<sup>\*</sup>を高め水量を確保する必要があります。

さらに、河川やため池等の水辺環境を保全するため、町民による清掃活動の推進や不法投棄の防止対策を進めるとともに、清流の回復のため、公共下水道<sup>\*</sup>整備等生活排水処理施設の整備を推進し、河川等公共用水域の水質浄化を図る必要があります。

河川清掃参加者数

単位：人

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
河川清掃参加者数	6,731	885	6,338	5,978	1,821

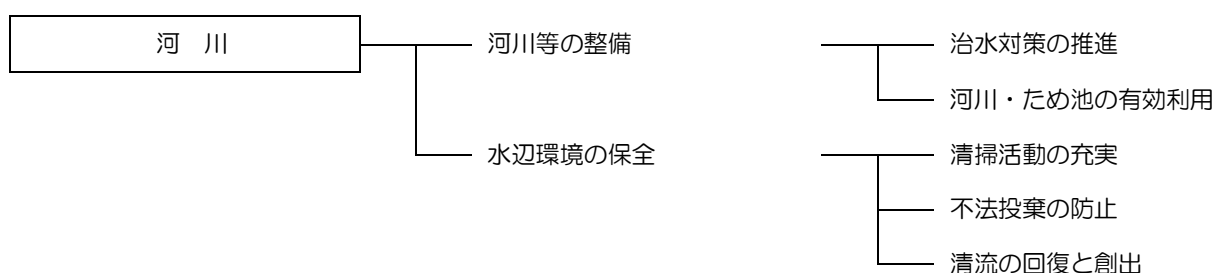
※平成 18、21 年度は雨天中止により自主参加者数

資料：環境保全課

### 【基本方針】

河川やため池の整備にあたっては、治水・利水対策及び河川等に親しむ憩いの場の整備を進めるとともに、町民のニーズや事業の必要性を検討しながら、生物多様性<sup>\*</sup>に配慮した整備を行っていきます。また、水辺環境の保全や水質浄化のため、清掃活動や町民参加による愛護活動の推進、生活排水施設の普及や利用の促進を図ります。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 河川等の整備

#### (1) 治水対策の推進

災害防止のため、危険場所の把握と河川やため池の整備を推進し、治水・利水対策を強化します。

#### (2) 河川・ため池の有効利用

河川敷やため池周辺を活用して、町民の憩いの場となる親水空間を整備します。

### 2. 水辺環境の保全

#### (1) 河川清掃の充実

清掃活動団体を支援し、年中行事となりつつある全地区を対象とする河川清掃を実施するなど環境美化に努めます。

#### (2) 不法投棄の防止

河川等へのごみの不法投棄を防止するため、監視体制を強化します。

#### (3) 清流の回復と創造

清流を回復するため、公共下水道\*等生活排水施設の普及や利用の促進を図ります。また、水生動物等の生物多様性\*や山林の保全団体及び町民参加による清流回復活動を支援します。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成20年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
河川清掃参加者数	5,978人	6,000人	参加者はここ数年減少していますが、水辺環境保全活動の普及啓蒙を進め、減少傾向を抑えることにより、参加者数を現状維持とします。

## 第4章 生活環境の整備

### 第1節 上水道

#### 【現状と課題】

町民が安心して生活を送るため、安全でおいしい水の確保が求められています。平成5年から県水の受水を開始し、現在日量4,200 tの受水を行っており、安定供給に努めています。県水は渇水期には受水減となることもあることから、自己水源の安定確保が課題です。ここ数年間は、減・断水に至るような渇水期はありませんが、大規模災害時等の飲料水確保のためにも、自己水源を安定確保する必要があります。また、有収水量及び給水収益は平成9年度をピークに減少傾向が続いています。

水道水質の検査は、浄水、原水、水源上流などで定期的実施しており、平成21年度には自動水質監視設備を町内2か所に設置しました。今後とも、水質の検査・監視を継続して実施していく必要があります。

平成16年度に小川町水道施設更新整備事業計画を策定し、機械設備の計画的な更新、老朽管の布設替を実施してきましたが、更なる維持管理に努めるとともに、健全な水道事業の経営を行っていく必要があるため、平成19年度から青山浄水場の電気・機械などの設備の更新作業を進めています。

現在、水道事業の広域化についての協議が、埼玉県を中心に全事業体が参加して行われています。今後も協議に参加するとともに動向を注視していきます。

#### 水道事業の概要(給水状況)

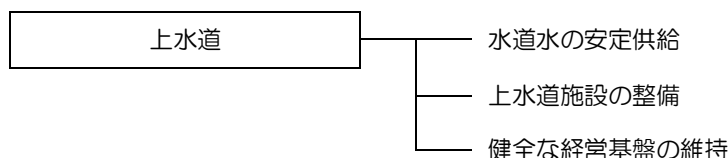
区分 年度	給水件数 (件)	給水人口 (人)	年間給水量 (m <sup>3</sup> )	1日平均給 水量 (m <sup>3</sup> )	配水量 (m <sup>3</sup> )		
					年間	1日平均	1日最大
平成17年度	12,901	35,776	4,122,761	11,295	4,426,001	12,126	13,917
18	13,012	35,144	4,041,452	11,072	4,413,699	12,092	13,888
19	13,052	34,674	3,991,776	10,906	4,393,757	12,005	13,762
20	12,996	34,203	3,932,336	10,744	4,354,034	11,929	13,397
21	13,108	33,776	3,851,488	10,552	4,320,221	11,836	13,416

資料：水道課

#### 【基本方針】

安定した水道水の供給のため、自己水源の維持管理を進めるとともに、県水の利用を進めます。また、水道施設の維持管理に努め、水道水の有効利用を推進するとともに、業務の効率化を図り、健全な経営基盤の維持に努めます。

#### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 水道水の安定供給

安定して水道水を供給するため、自己水源を確保するとともに県水の利用を継続します。また、安全でおいしい水の確保に努めます。

### 2. 上水道施設の整備

老朽化した施設設備の更新を進めるとともに、配水管の整備や老朽管の布設替を推進します。

### 3. 健全な経営基盤の維持

引き続き業務の効率化を図り、健全な経営基盤の維持に努めます。また、水道事業の広域化について、検討を進めます。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
「上水道」についての住民満足度	55.2%	56%	上水道についての住民満足度は比較的高い水準にあり、現状を維持します。

## 第2節 下水等の処理

### 【現状と課題】

生活排水処理施設（下水道及びし尿処理）は、生活環境衛生の向上と河川等の公共用水域の水質保全のため、積極的に整備する必要があります。市街化区域とその周辺部は公共下水道\*事業により、農村地域は農業集落排水\*事業により、両区域外は合併処理浄化槽により整備を進めています。

公共下水道は、今後も広報や未接続世帯への訪問調査等による啓発活動を進め、水洗化率を向上させる必要があります。

農業集落排水事業は、3地区で供用を開始しており、施設の適切な維持管理が課題です。

雨水については、排水の充実を図るとともに、その有効利用を推進していく必要があります。

し尿処理施設は、小川地区衛生組合で管理運営していますが、近年、浄化槽汚泥処理の割合の増加等による施設の改善や施設の老朽化に伴う修繕等、適切な維持管理が課題となっています。

#### 下水道接続状況の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
区域内世帯数（世帯）	3,688	3,813	3,978	4,132	5,361
区域内人口（人）	10,254	10,369	10,709	11,027	14,382
水洗化人口（人）	6,768	7,037	7,567	7,647	11,432
水洗化率（%）	66.0	67.9	70.7	69.3	79.5

各年度 3 月 31 日現在

資料：環境保全課

#### 農業集落排水事業接続率の推移

単位：%

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
後伊地区	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7
奈良梨・上横田地区	93.6	93.6	92.6	93.8	93.8
新川地区	—	1.0	31.9	57.8	64.8

各年度 3 月 31 日現在

資料：環境保全課

#### 合併処理浄化槽設置届出の推移

単位：世帯

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
届出数	68	75	53	67	88

各年度 3 月 31 日現在

資料：環境保全課

#### し尿処理状況の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
受入処理量（kℓ）	10,254	10,622	10,517	10,318	10,102
稼働日数（日）	365	365	366	340	326
受入台数（台）	3,682	4,170	4,146	4,190	4,104
1 日平均処理量（kℓ）	28.1	29.1	28.7	30.3	31.0

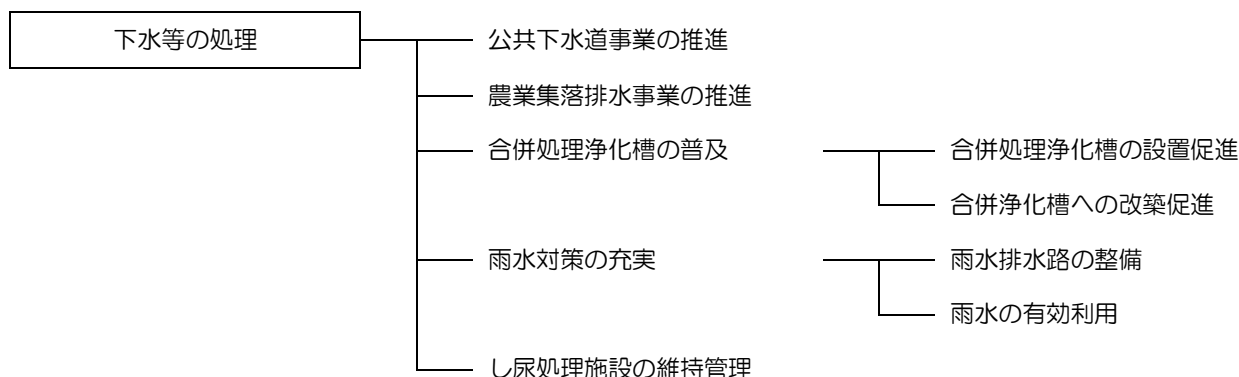
各年度 3 月 31 日現在

資料：小川地区衛生組合

## 【基本方針】

汚水処理を行うため、市野川流域下水道事業を推進するとともに、公共下水道\*及び農業集落排水\*の整備と合併処理浄化槽の普及を推進します。雨水については、適切に対処するとともに、その有効利用を図ります。また、し尿処理を進めるため施設の維持管理などの徹底を図ります。

## 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 公共下水道事業の推進

生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全等のため、市街化区域及び周辺部の公共下水道は、計画的に整備推進を図ります。

### 2. 農業集落排水事業の推進

農村地域における生活環境の向上と農業生産環境の保全のため、農業集落排水事業を推進します。

### 3. 合併処理浄化槽の普及

#### (1) 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道及び農業集落排水事業の区域外については、合併処理浄化槽の設置を促進します。

#### (2) 合併処理浄化槽への改築促進

既設の単独浄化槽及び汲み取り槽については、合併浄化槽への改築を促進します。

### 4. 雨水対策の充実

#### (1) 雨水排水路の整備

雨水排水路の整備を推進し、浸水被害などの防止に努めます。

#### (2) 雨水の有効利用

雨水を貯留し、散水やトイレ用など、雨水の有効利用のPRを進めます。下水道整備で不要になった浄化槽等についても有効利用を図ります。

### 5. し尿処理施設の維持管理

池ノ入環境センターについて、その適正な運営や維持管理を要請します。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
下水道整備率	51.2%	62.5%	事業認可により平成25年度までは認可計画に基づき整備し、平成26年度以降は12ha/年を目途に整備します。
水洗化率	79.5%	80.6%	過去7年間の増加率と同様の伸びを見込みます。

### 第3節 ごみ対策

#### 【現状と課題】

資源循環型社会の構築をめざし、国・県・市町村においてさまざまな対策を実施しているところですが、循環型社会の構築には町民一人一人の意識の改革と実践が重要です。3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するために、具体的にはレジ袋の辞退や生ごみ処理器の設置等によるごみの発生抑制、資源物の分別搬出による資源化、再利用によるごみの減量等に努めることが必要です。

また、ごみ処理体制を確立するため、現行の分別収集体制をさらに充実し、ごみ集積所の適正配置などを検討することが課題です。

ごみ処理は、小川地区衛生組合で行っていますが、施設の老朽化が進んでいることから、早急に対策を検討する必要があります。

#### ごみ処理量の推移

年度	区分	収集人口 (人)	合計 (t)	燃える もの (t)	燃えない もの (t)	資源物 (t)	粗大 ごみ (t)	自己 搬入 (t)	ごみ総量 1人1年 あたり (kg)	燃えるも の1人1 日あたり (g)	ごみ総量 1人1日 あたり (g)
平成17年度		36,083	10,126	6,718	678	2,076	316	338	280.63	510.09	768.85
18		35,512	10,151	6,702	366	2,468	328	287	285.85	517.05	783.14
19		34,931	9,655	6,520	332	2,250	291	262	276.40	511.38	757.27
20		34,571	9,540	6,589	332	2,064	260	295	275.95	522.17	756.04

・資源回収団体による回収量は含みません。

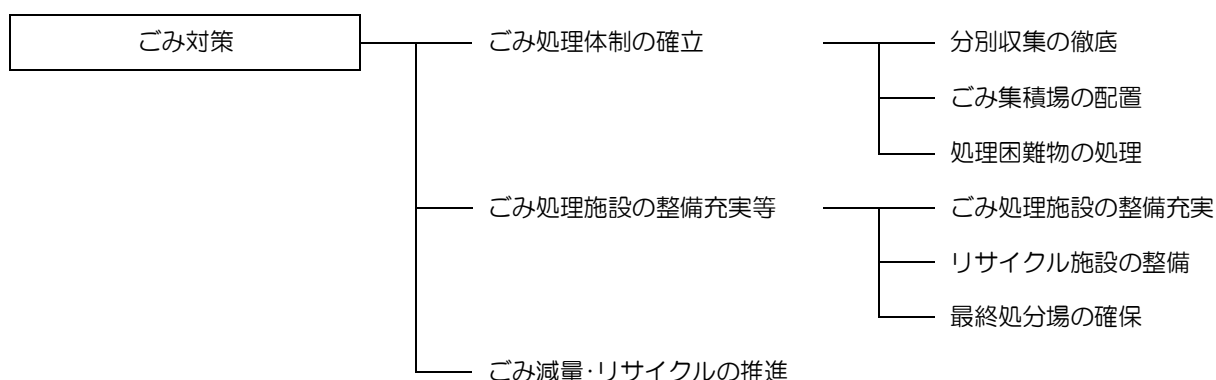
資料：環境保全課（廃棄物実態調査表より）

#### 【基本方針】

適切なごみ処理を進めるため、収集体制の確立を図るとともに処理施設の整備・確保に努めます。

資源循環社会の構築をめざし、分別収集を推進し、資源化・再利用による資源の有効利用を図るとともにごみの減量化を推進します。

#### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. ごみ処理体制の確立

#### (1) 分別収集の徹底

ごみの分別収集については、現行の13分別の周知・徹底を図り、分別収集にあった収集体制の充実を図ります。

#### (2) ごみ集積場の配置

ごみ集積場所を適正配置するとともに、地域と連携してその維持管理を徹底します。

#### (3) 処理困難物の処理

処理困難物については、処理システムの充実を図り、適正処理・資源化を図ります。

### 2. ごみ処理施設の整備充実等

#### (1) ごみ処理施設の整備充実

ごみ処理施設については、ごみ処理基本計画に基づく適正な維持管理及び施設建設計画を小川地区衛生組合、関係市町村により検討します。

#### (2) リサイクル施設の整備

3R推進の一環として、リサイクルセンターの設置を検討します。

#### (3) 最終処分場の確保

ごみ処理基本計画に基づき最終処分場の確保についての長期計画を小川地区衛生組合、関係市町村により検討します。

### 3. ごみ減量・リサイクルの推進

ごみの減量化のため、ごみをつくらない、不要になった物は資源として再利用するなどの啓発活動を行い、ごみの減量化を推進します。また、資源回収実施団体奨励金・生ゴミ処理器設置補助等によるごみの減量、資源化の推進を図ります。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成20年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
ごみ1人1日当たり 排出量	756 g	721 g	分別収集の実施により資源化を推進し、第6次埼玉県廃棄物処理基本計画を考慮し、ごみの排出量を4%減らします。
燃えるごみ1人1日 当たり排出量	522 g	496 g	分別排出により、資源化を推進し、可燃ごみの排出量を5%減らします。

## 第4節 公害対策

### 【現状と課題】

公害苦情件数は、平成18年度をピークに平成21年度には26件と減少傾向にあるものの解消には至っていないため、今後も公害を未然に防止するための対策が必要です。

騒音や河川の水質異常などについては、発生源対策を行うとともに未然防止対策の取り組みを強化することが課題であり、企業誘致等で開発が行われる場合は、環境保全協定の締結等により公害の未然防止に努める必要があります。

公害発生時の対策として、県や関係機関と連携し迅速に対応できるよう、適正な連絡体制及び処理体制を確立する必要があります。

さらに、ごみの不法投棄や不法埋立てなどを防止するため、監視体制の強化など対策を検討していくことが課題です。

#### 公害苦情受理件数の推移

単位：件

年 度 \ 区 分	大気	水質	土壌	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
平成17年度	0	3		1					4
18	20	6		5			5	68	104
19	24	7		3			5	31	70
20	23	7		6			1	9	46
21	15	3		6			2		26

資料：環境保全課

#### 不法投棄件数

単位：件

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
不法投棄件数	18	55	36	47	36

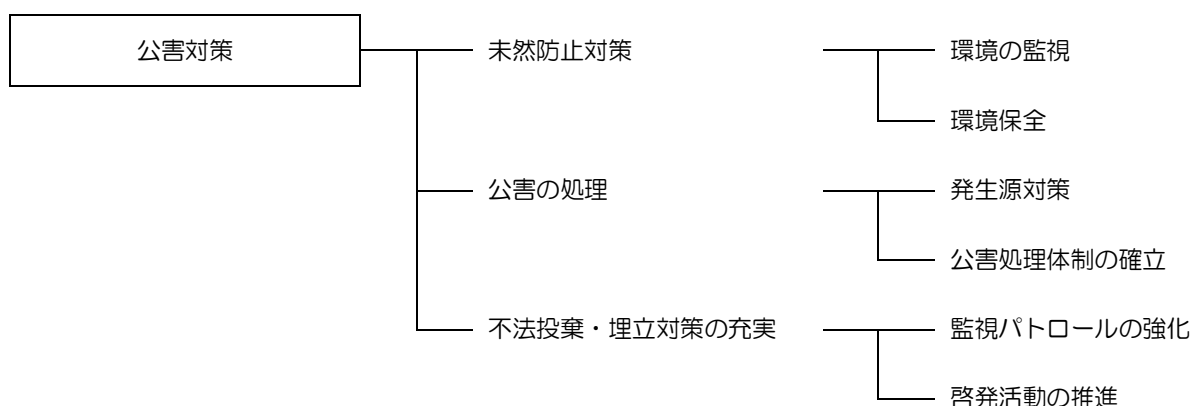
資料：環境保全課

### 【基本方針】

公害対策として、発生の未然防止のための監視体制の強化や組織、機器等の整備・充実を図ります。また、公害発生後の処理についても迅速な対応を図ります。

廃棄物の不法投棄や埋立て監視を強化するとともに、環境保全に対する啓発活動の推進を図ります。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 未然防止対策

#### (1) 環境の監視

公害苦情件数は減少傾向にあります。更なる減少をめざすとともに、公害の発生を未然に防止するため、環境調査の実施やパトロールなどの監視体制を強化します。

#### (2) 環境保全

企業の立地などに際し、環境保全協定を企業などと締結することにより、公害の未然防止に努めます。

### 2. 公害の処理

#### (1) 発生源対策

公害の発生に対し、調査を行うなど監視する体制を確立します。また、発生源の除去を指導するとともに、規制の強化を関係機関に要請します。

#### (2) 公害処理体制の確立

公害が発生した場合、県や関係機関と連携し迅速な対応ができるよう、適正な処理体制を確立します。また、不法投棄等が発生した場合、適切に処理できる体制を確立します。

### 3. 不法投棄・埋立対策の充実

#### (1) 監視パトロールの強化

ごみの不法投棄や不法な埋立を防止するため、定期的かつ広範囲なパトロールを実施して、監視体制を強化します。

#### (2) 啓発活動の推進

ごみの不法投棄や不法な埋め立てが行われないう、広報紙や立て看板などで周知徹底を図ります。また、町民との情報交換や協力体制を密にし、連携を図っていきます。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
公害苦情件数	26件	16件	パトロールや広報活動等、啓発活動の充実を図り、公害苦情件数を40%減らします。
不法投棄件数	36件	29件	パトロール、広報活動や看板の設置等、啓発活動の充実を図り、不法投棄件数を20%減らします。

## 第5節 交通安全・防犯・防災

### 【現状と課題】

交通事故を未然に防ぐには、道路整備等の交通環境の充実を図る一方で、街頭指導や交通安全教室などにより交通事故に対する意識を高めていくことが必要です。町民一人一人を事故から守り、安全で安心な環境づくりが求められています。

防犯については、平成18年度から自主防犯組織「ウルトラ防犯パトロール隊」を各地域で結成するなど、防犯体制を強化してきました。その結果、犯罪認知件数は減少してきており、一定の成果をあげていますが、少年補導件数は増加傾向にあります。今後も、家庭や地域、学校、行政、警察等の連携を強化し、適切に対応していく必要があります。

防災については、地域防災計画を策定し、防災体制を整備するとともに災害時に備え、防災備品の充実に努めてきました。今後も、行政区を単位とした自主防犯組織育成や災害や防災に対する危機意識の啓発活動を行う必要があります。また、地震による住宅や建築物の倒壊を防ぐための耐震化を図る必要があります。

消防については、消防力向上のため小川消防署の新庁舎の建設、また消防団員を確保していくことが消防力の充実・強化のために重要となっています。

救急医療体制については、休日や夜間に受け入れる病院の確保のため、関係機関に要請するとともに、搬送体制の充実・強化を図る必要があります。

### 年次別交通事故発生状況

年 度	平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度		
	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)
総 数	203	3	249	168	0	221	158	0	191	149	1	182	113	1	132

資料：「交通年鑑」（編集発行／埼玉県警察本部、（財）埼玉県交通安全協会）

### 道路別交通事故発生状況

年 度	平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度		
	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)
国道	66	2	62	57	0	81	62	0	53	50	0	62	45	1	54
高速道路	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主要県道	46	0	37	34	0	42	21	0	35	34	0	46	25	0	33
一般県道	23	1	17	14	0	22	17	0	18	10	1	12	11	0	11
町道	67	0	46	63	0	76	53	0	55	55	0	62	32	0	34
合 計	203	3	163	168	0	221	153	0	161	149	1	182	113	1	132

資料：「交通事故統計」（埼玉県警察本部）当町での人身事故

## 交通事故主体別発生状況

区 分	年 度	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		死者 (人)	傷者 (人)	死者 (人)	傷者 (人)	死者 (人)	傷者 (人)	死者 (人)	傷者 (人)	死者 (人)	傷者 (人)
総 数		3	249	0	221	0	191	1	182	1	132
主体別	子ども	0	19	0	12	0	18	0	8	0	15
	高校生	0	7	0	8	0	5	0	7	0	7
	高齢者	1	46	0	41	0	33	0	33	0	26
	その他	2	177	0	160	0	135	1	134	1	84
状態別	歩行者	1	14	0	14	0	22	0	23	0	12
	自転車	0	24	0	24	0	32	0	26	0	26
	原付者	0	15	0	15	0	11	0	8	0	5
	自二車	1	8	0	8	0	8	0	14	0	7
	自動車	1	175	0	160	0	118	1	111	1	82
	運転中	1	132	0	124	0	96	1	81	1	65
	同乗中	0	43	0	36	0	22	0	30	0	17
	その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：「交通事故統計」（埼玉県警察本部）

注：子ども…中学生以下、高齢者…65歳以上

## 刑法犯罪種別認知件数

単位：件

区 分	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平成 17 年度	442	4	10	292	38	0	98
18	377	2	12	281	14	0	68
19	300	1	8	225	8	0	58
20	320	0	14	229	16	0	61
21	214	1	13	158	8	1	33

資料：小川警察署

## 消防施設・人員の推移

区 分	常備消防	消防団			消防ポンプ	
		小川消防署 (人)	分団数 (団)	人員 (人)	小川消防署 (台)	消防団 (台)
平成 17 年度	94	2	126	7	8	
18	94	2	127	7	8	
19	94	2	127	7	8	
20	94	2	127	7	8	
21	94	2	125	7	8	

資料：比企広域消防本部及び小川消防署

注：小川消防署の人員・車両は、嵐山分署、ときたま分署、東秩父分署を含む。

## 火災発生数の推移

区 分	出火件数 (件)					損害面積				死傷者 (人)		損害額 (千円)
	建物	林野	車両	その他	計	建物 (㎡)	林野 (a)	損害 棟	り災 世帯	死者	傷者	
平成 17 年度	10	1	2	2	15	1,030	1	17	6	1	3	24,066
18	9	3	0	3	15	1,167	9	20	7	0	0	115,540
19	13	4	2	10	29	681	218	19	10	2	0	44,631
20	4	1	2	6	13	447	3	7	3	0	2	25,364
21	5	1	1	4	11	119	40	7	2	0	0	895

資料：比企広域消防本部及び小川消防署

## 救急出動の推移

区分 年度	交通 (回)	急病 (回)	一般負傷 (回)	労働災害 (回)	その他 (回)	合計 (回)	搬送人員 (人)
平成17年度	141	754	152	13	193	1,253	141
18	122	648	183	10	184	1,147	122
19	129	659	163	12	186	1,149	129
20	108	655	157	7	193	1,120	108
21	116	656	157	6	185	1,120	116

資料：比企広域消防本部及び小川消防署

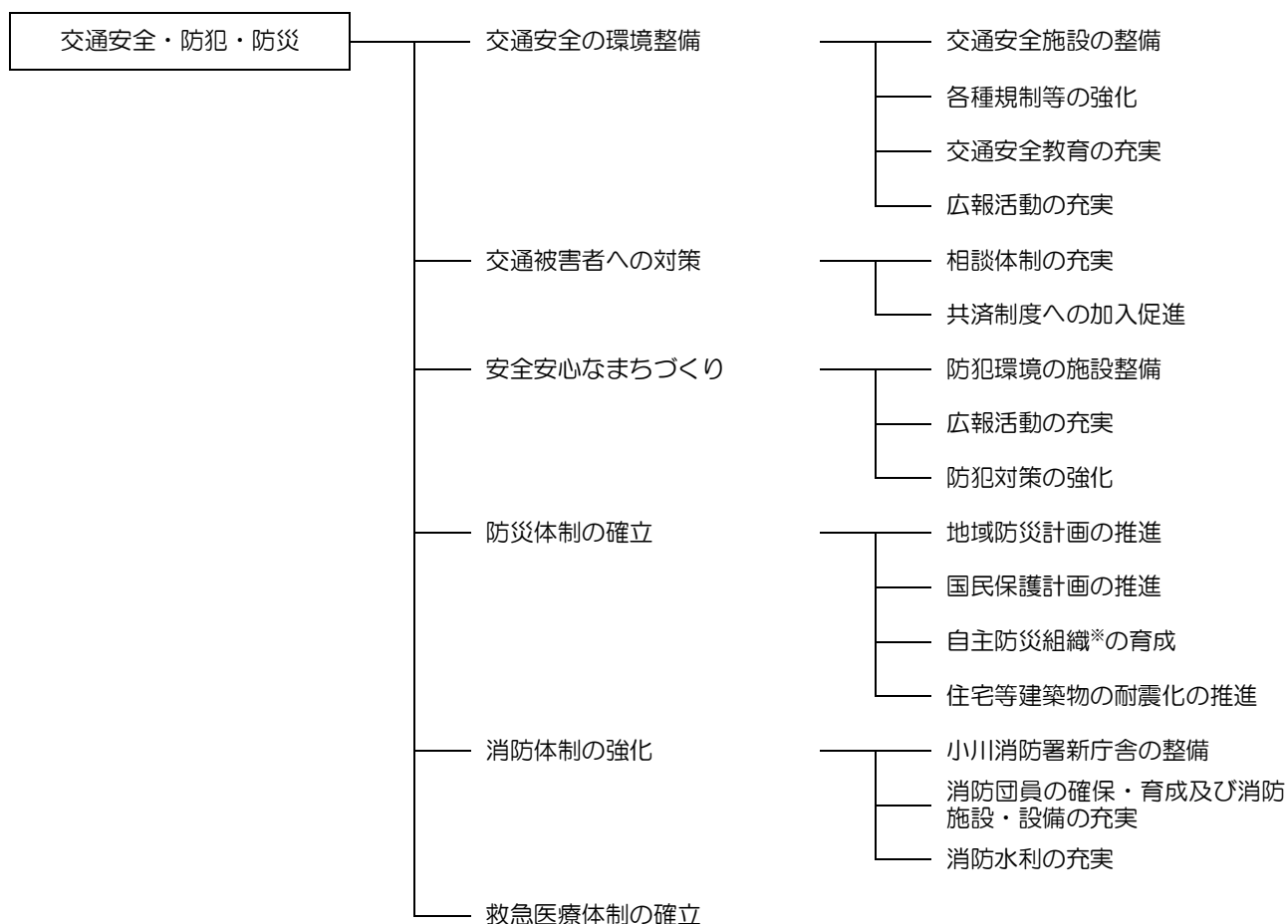
## 【基本方針】

警察など関係機関との連携により、交通安全教育を推進し、交通安全施設などを整備するとともに、安全で安心な地域社会の実現を図るため、広報活動の充実や環境整備を進めます。

防災体制の充実・強化のため、小川町地域防災計画や、住宅等建築物の耐震化の推進を図ります。

消防体制の強化のため、小川消防署新庁舎の整備を行うとともに消防団員の確保・育成、消防施設・設備や消防水利の充実に努めます。

## 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 交通安全の環境整備

#### (1) 交通安全施設の整備

ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設を整備します。特に、通学路や歩行者の多い道路を優先して実施します。

#### (2) 各種規制等の強化

必要に応じて、交通規制の導入を警察に要請していきます。また、駅周辺の放置自転車を解消するため、監視を強化するとともに、既存の駐輪施設への誘導を図ります。

#### (3) 交通安全教育の充実

子どもや高齢者をはじめとした交通弱者を中心に、交通安全教育を行います。また、交通安全運動の期間だけでなく、通年で交通安全指導を行います。

#### (4) 広報活動の充実

交通安全の意識を啓発するとともに、交通ルールの改正等についても、広報活動を強化します。

### 2. 交通被害者への対策

#### (1) 相談体制の充実

交通事故の被害者に対し、県の交通事故相談への紹介を行うなど相談体制を充実します。

#### (2) 共済制度への加入促進

交通災害共済制度への加入を促進し、事故にあった場合の負担の軽減を図ります。

### 3. 安全安心なまちづくり

#### (1) 防犯環境の施設整備

町民の要望により、防犯灯の設置を推進します。また、安全で安心なまちづくりに配慮した道路、公園等の維持管理に努めます。

#### (2) 広報活動の充実

一人一人の防犯意識を高めるため、広報紙等を活用して啓発活動を推進します。また、地域コミュニティの活性化による犯罪の抑止を図ります。

#### (3) 防犯対策の強化

地域の自立的な防犯活動への支援を行います。また、地域、警察署等と連携した地域安全運動を推進します。

### 4. 防災体制の確立

#### (1) 地域防災計画の推進

各種災害から地域や町民を守るため、地域防災計画に基づいて、町や防災機関等が機能を有効に発揮できるよう、町民の協力のもとに災害対応策を推進します。

防災備蓄倉庫の備蓄物資の内容充実を図るとともに、緊急時の情報提供の手段となる防災行政無線<sup>※</sup>の充実、強化を図ります。

#### (2) 国民保護計画の推進

国に対する武力攻撃が遭った場合を想定して策定した小川町国民保護計画に基づき、町や防災機関等が機能を有効に発揮できるよう、町民の協力のもとに避難、救護、被害の最小化等の対策を推進します。

#### (3) 自主防災組織<sup>※</sup>の育成

災害時に助け合いの輪を広げ、「自らの地域は自ら守る」という共通の認識を定着させるため、町民主体の自主防災組織の育成を支援します。

#### (4) 住宅等建築物の耐震化の推進

住宅等建築物の耐震化の推進を図ります。

### 5. 消防体制の強化

#### (1) 小川消防署新庁舎の整備

小川消防署の設備及び消防力の向上のため、新庁舎を建設します。

#### (2) 消防団員の確保・育成及び消防施設・設備の充実

火災予防や初期消火活動などにより、被害を最小限に抑えるため、消防団員の確保・育成に努めます。また、消防施設・設備の充実を図ります。

#### (3) 消防水利の充実

消防水利の確保のため、消火栓の増設とともに、耐震性防火水槽等の設置を推進します。

### 6. 救急医療体制の確立

救急隊員の資質の向上を図り、救急搬送体制を充実・強化するよう比企広域消防へ要請します。また、町民に対する普通救命講習等を計画的に推進します。

## 【目標指標】

指標名	基準値	目標値 (平成27年度)	考え方
交通事故発生件数	113件 (平成21年度)	100件	交通安全教育や交通安全啓発活動を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ります。
ウルトラパトロール 登録者数	950人 (平成22年度)	950人	刑法犯認知件数は減少してきており成果をあげていることから、現状を維持します。
火災発生件数	11件 (平成21年度)	10件	比企広域消防本部と連携した火災予防の普及啓発活動を実施し、火災件数を減らします。



# 第5章 保健・医療・福祉の充実

## 第1節 地域福祉

### 【現状と課題】

町民が人間として互いに尊重し合い、それぞれが自立した個人として認め合い、住み慣れた地域社会の中で支え合って暮らせる福祉のまちづくりの確立に向け、各種計画を推進していく必要があります。

また、福祉の基本理念であるノーマライゼーション<sup>※</sup>の考え方の浸透に向け、日常的な啓発・広報活動に積極的に取り組む必要があります。

さらに、福祉は、すべての分野にかかわる内容であり、だれもが自由に活動でき、安心して暮らせるよう、各分野との連携を深め、よりよい福祉のまちづくりを推進していくことが大切です。

パトリア浴室・プール利用者数

単位：人

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
浴室・プール利用者数	77,935	78,358	75,772	77,654	73,674

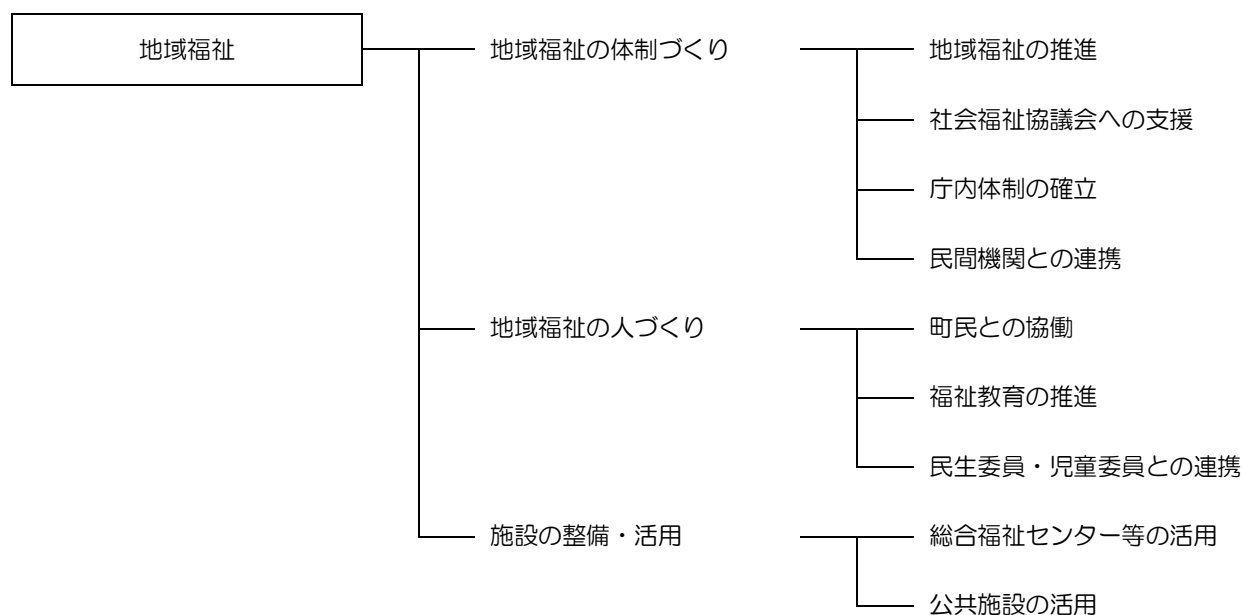
資料：健康増進課

### 【基本方針】

町民が理解し合い、尊重し合う地域社会の実現に向け、社会福祉協議会を中心に人にやさしい地域づくりをめざします。

地域の中で生活を送り、暮らしやすいまちをめざして、ノーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、福祉のまちづくりを推進します。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 地域福祉の体制づくり

#### (1) 地域福祉の推進

地域において人々が安心して暮らせるよう、支え合いに根ざしたきめ細かな地域福祉を推進します。

#### (2) 社会福祉協議会への支援

地域福祉活動の中心となる社会福祉協議会の運営を支援するとともに、連携を強化します。また、それぞれの地域に根ざした地域福祉活動を支援します。

#### (3) 庁内体制の確立

社会福祉関係部署が相互に協力し、庁内推進体制の強化・充実を図り、地域福祉を推進します。

#### (4) 民間機関との連携

一人では外出することが難しい高齢者や障害者の外出を支援するため、平成18年に設立された、埼玉県比企地区福祉有償運送市町村共同運営協議会により、福祉有償運送事業<sup>\*</sup>の適正な運用を図ります。

### 2. 地域福祉の人づくり

#### (1) 町民との協働

町民と行政及び社会福祉協議会が協働し、福祉のまちづくりを推進します。また、地域におけるリーダー人材の養成など、地域ぐるみでの福祉活動を推進するとともに、社会福祉協議会内のボランティアセンターを活用して福祉ボランティアを養成します。

#### (2) 福祉教育の推進

学校教育や社会教育の場において、ノーマライゼーション<sup>\*</sup>の理念の浸透のため、社会福祉協議会などとの連携により、福祉活動やボランティア体験などの福祉教育を行います。

#### (3) 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員と連携を深め、地域における福祉の推進を図ります。

### 3. 施設の整備・活用

#### (1) 総合福祉センター等の活用

総合福祉センターについては、送迎などの利便性を高めて町民の利用促進を図るとともに、情報提供・相談窓口の充実を図ります。また、ふれあいプラザおがわにおいて健康増進、介護予防、世代間交流を推進します。

#### (2) 公共施設の活用

公共施設を活用し、身近な地域での福祉サービスの提供を進めます。また、子どもや障害者、高齢者にも使いやすいように公共施設を整備するとともに、ネットワーク化を進め施設の有効活用を図ります。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
社会福祉協議会のボランティア登録人数	30人	40人	ボランティア活動を継続的に推進できるリーダーの養成に努め、登録人数を増やします。
社会福祉協議会のボランティア登録団体数	19団体	25団体	地域ぐるみで福祉活動を推進する福祉ボランティアを養成し、団体を増やします。

## 第2節 保健・医療

### 【現状と課題】

健康づくりや医療に対する関心が高まり、自分にあった健康づくりに取り組む人も増えています。町民が生涯にわたって健康で暮らせるよう、個々のライフステージ<sup>\*</sup>に応じた健康相談、健康教室、各種健診などの一層の充実が求められています。

現在、健康増進センターを中心にさまざまな保健事業が進められています。

母子保健分野では、出生数が低下している中で、養育や発達に支援を要する事例は年々増加傾向にあり、その対策が求められています。また、子どもごころからの運動や食生活習慣は、生涯にわたって大きな影響を及ぼすことから、家庭での栄養指導を充実させていく必要があります。

感染症対策では、疾病を予防するための予防接種、知識の啓発や感染症対策資器材の確保を行う必要があります。

成人保健では、生活習慣病予防として特定健康診査、特定保健指導を実施していますが、疾病の予防のみならず、医療機関との連携のもとに疾病の悪化予防も含めた対応を強化していく必要があります。また、受診率向上のため未受診者対策も今後の重要課題となっています。がん検診においては、新規受診者獲得のための啓発を強化し、受診率の向上を図ることが課題となっています。

一方、医療体制は、各医療機関との連携を図るとともに、災害時の広域緊急医療体制の確立などが求められています。

さらに、衛生的な環境づくりのため、自然環境に配慮しつつ、ペットや家畜の衛生管理や害虫駆除、ごみ処理など、町民一人一人の意識的な取り組みが求められています。

#### 乳幼児健診の推移

単位：人

年度	区分	4か月児健診			1歳6か月児健診			3歳児健診		
		該当者	受診者	事後指導者	該当者	受診者	事後指導者	該当者	受診者	事後指導者
平成17年度		175	161	31	222	209	31	212	187	31
18		177	165	37	207	200	13	228	214	7
19		163	151	41	166	155	7	232	209	37
20		152	147	41	187	176	35	189	187	33
21		152	149	49	155	147	27	189	172	95

資料：小川町健康増進センター

#### 医療施設数(小川町)

単位：施設

病院	一般診療所	歯科診療所	助産所
4	24	16	0

平成22年4月1日現在

資料：東松山保健所

#### 医療従事者数(小川町)

単位：人

医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
62	19	57	9	5	255	83	13	8

平成20年12月31日現在

資料：東松山保健所

保健事業の推移

区 分		年 度				
		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
胃がん検診	受診者数 (人)	381	366	376	348	343
	対象者数 (人)	12,300	12,365	12,378	12,450	12,527
	受診率 (%)	3.1	3.0	3.0	2.8	2.7
	要精検者数 (人)	46	44	34	39	56
肺がん検診	受診者数 (人)	119	77	263	231	266
	対象者数 (人)	13,628	13,680	13,689	13,778	13,875
	受診率 (%)	0.9	0.6	1.9	1.7	1.9
	要精検者数 (人)	13	3	10	10	0
乳がん検診	受診者数 (人)	236	224	307	321	393
	対象者数 (人)	10,459	10,459	10,449	10,434	10,429
	受診率 (%)	2.3	2.1	2.9	3.1	3.8
	要精検者数 (人)	15	8	21	24	39
子宮頸がん検診	受診者数 (人)	1,323	1,265	703	733	728
	対象者数 (人)	11,781	11,797	11,689	11,640	10,139
	受診率 (%)	11.2	10.7	6.0	6.3	7.2
	要精検者数 (人)	9	5	3	1	3
大腸がん検診	受診者数 (人)	435	465	568	500	517
	対象者数 (人)	14,076	14,119	14,109	14,170	14,257
	受診率 (%)	3.1	3.3	4.0	3.5	3.6
	要精検者数 (人)	31	49	34	65	43
前立腺がん検診	受診者数 (人)	155	142	63	68	96
	対象者数 (人)					
	受診率 (%)					
	要精検者数 (人)	31	18	2	2	6
基本健診	受診者数 (人)	2720	2575	2481	特定健康診査事業へ移行	
	対象者数 (人)	7745	7767	7738		
	受診率 (%)	35.1	33.1	32.1		
健康教育	回数 (回)	58	44	28	36	28
	人数 (人)	1173	635	466	771	739
健康相談	回数 (回)	82	64	36	3	5
	人数 (人)	554	259	52	83	120
総合相談	回数 (回)	50	30	20	3	5
	人数 (人)	433	159	32	83	120
重点相談	回数 (回)	32	34	16	0	0
	人数 (人)	121	100	20	0	0

資料：小川町健康増進センター

※平成 18 年度老人保健法改正により対象者が変更

※平成 20 年度健康増進法により実施

健康相談については特定保健指導として対応

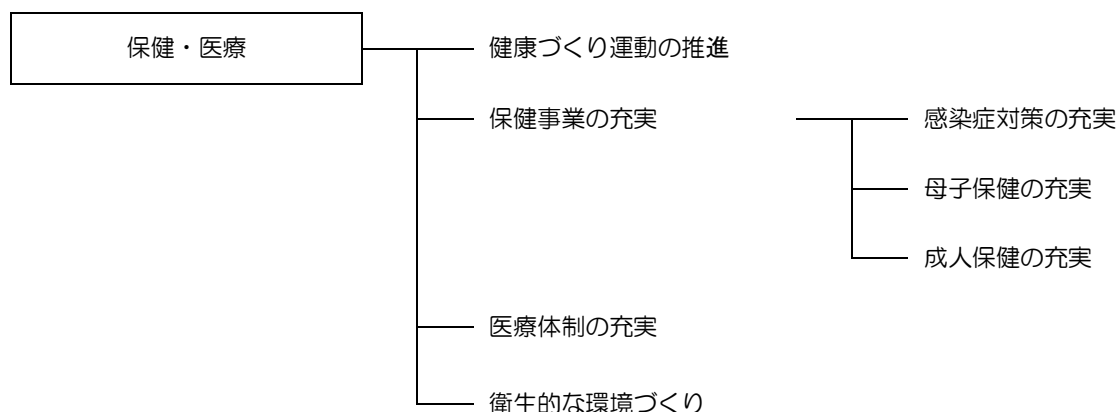
※対象者算定方法：

「埼玉県がん検診結果統一集計」に基づく、前立腺がん検診については算定方法なし

## 【基本方針】

町民の健康づくり運動を進めるとともに、健康診査や疾病予防対策、保健事業の充実を図ります。また、医療機関との連携を強化し、地域医療・救急医療体制の充実を図ります。さらに、町民との協働で衛生的な環境づくりを進めます。

## 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 健康づくり運動の推進

国の施策である「健康日本21」に基づき、健康づくり運動を推進します。ライフステージ※に応じた健康教室の開催などにより、健康づくりの啓発に努め、また、地区組織活動等と連携を強化し町民の生活習慣病に対する意識の高揚を図ります。

### 2. 保健事業の充実

#### (1) 感染症対策の充実

定期予防接種を推進します。

また、インフルエンザ予防接種費用の助成を行い、インフルエンザ対策の充実を図ります。新たな感染症等の発生時には、町民の混乱を避けるため、正確な情報提供に努めます。

#### (2) 母子保健の充実

4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診を実施するとともに健診未受診者対策を強化し、乳幼児健康相談、発育発達に関する相談支援の充実を図ります。

また、虐待予防や虐待の早期発見のために、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携を強化します。

#### (3) 成人保健の充実

定期健診の受診率の向上をめざし、特に40歳以上の町民を対象に生活習慣病の早期発見・治療や予防に努めるとともに、未受診者対策を強化します。

また、寝たきりや閉じこもり予防のため、介護予防事業との連携により、健康教育・健康相談などへの参加を推進します。

### 3. 医療体制の充実

関係医療機関や医師会の協力を得て、適正な医療体制を確立します。また、休日、夜間の診療体制の充実を図ります。

さらに、広域的な医療体制を充実し、災害時などの救急体制の整備を図ります。

#### 4. 衛生的な環境づくり

自然環境に配慮しつつ、ペットや家畜の衛生管理や伝染病を媒介する害虫駆除、適正なごみ処理など、衛生的な環境づくりに努めます。

#### 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
妊婦健診受診者数	180人	190人	妊婦の健康管理のため、必要な検査の受診を促進し、受診者を増やします。



### 第3節 次世代育成

#### 【現状と課題】

児童福祉の充実を図り、子育て支援を総合的に推進するため、平成9年3月に小川町子育て支援総合計画を策定し、その後平成17年3月に小川町次世代育成支援行動計画、平成22年3月に次世代育成支援行動計画後期行動計画を策定し、総合的な少子化対策、次世代育成対策に取り組んできました。

保育園については、現在、公立4園、私立3園があります。公立保育園では、多様な保育ニーズに対応するため平成13年度から一時保育を実施し、平成22年度からは一時保育で0歳児の受け入れを開始しました。さらに平成20年度からは、延長保育を実施しています。

低年齢児保育については、公立保育園では平成11年度から1歳児からの保育を実施し、現在3園で行っています。私立保育園2園では0歳児からの保育が実施されているほか、家庭保育室においては0～3歳児の保育が実施されています。

このように、保育サービスについては、保育園において多様なサービスを提供してきていますが、引き続き、町民ニーズをふまえサービスの充実を図っていく必要があります。

また、学童クラブ\*は7か所あり公設民営で運営されていて、1学童では指定管理者制度を導入していますが、残りの6学童についても指定管理者制度への移行が課題となっています。ファミリー・サポート・センター\*においては、実施内容のPRを進めるとともに、その充実を図る必要があります。

児童の健全育成については、青少年相談員、青少年育成推進委員、青少年補導委員などとの連携のもと、夏休み子どもキャンプ、街頭補導などを行っており、家庭、学校、地域、行政が一体となって取り組む必要があります。このため、子ども会活動、スポーツ活動やボランティア活動などを充実させるとともに、青少年の自主活動への支援が必要です。

また、平成21年6月には保健センター内に子育て支援センター\*を開設、さらには平成22年7月に総合福祉センター内に児童館型つどいの広場を開設し、総合的な子育て支援を実施しています。

#### 保育園の概況

単位：人（面積は㎡）

区分	保育所名	定員	収容人員							面積（㎡）		保育士	その他の職員	保育士1人あたり保育児数
			総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	敷地	建物			
総数		485	416	7	28	63	95	104	119	19,479	6,709	69	22	6
公立	中央保育園	25	17	0	0	0	0	0	17	2,064	559	3	3	6
	大河保育園	100	88	0	1	12	22	26	27	3,682	696	13	4	7
	竹沢保育園	60	45	0	1	7	7	13	17	2,713	519	8	3	6
	八和田保育園	90	72	0	6	10	12	19	25	3,064	569	11	4	7
私立	小川保育園	90	101	3	7	17	28	25	21	1,868	600	13	4	8
	小川エンゼル保育園	75	65	4	7	15	20	11	8	2,368	2,119	14	2	5
	小川大芦保育園	45	28	0	6	2	6	10	4	3,720	1,647	7	2	4

平成22年4月1日現在

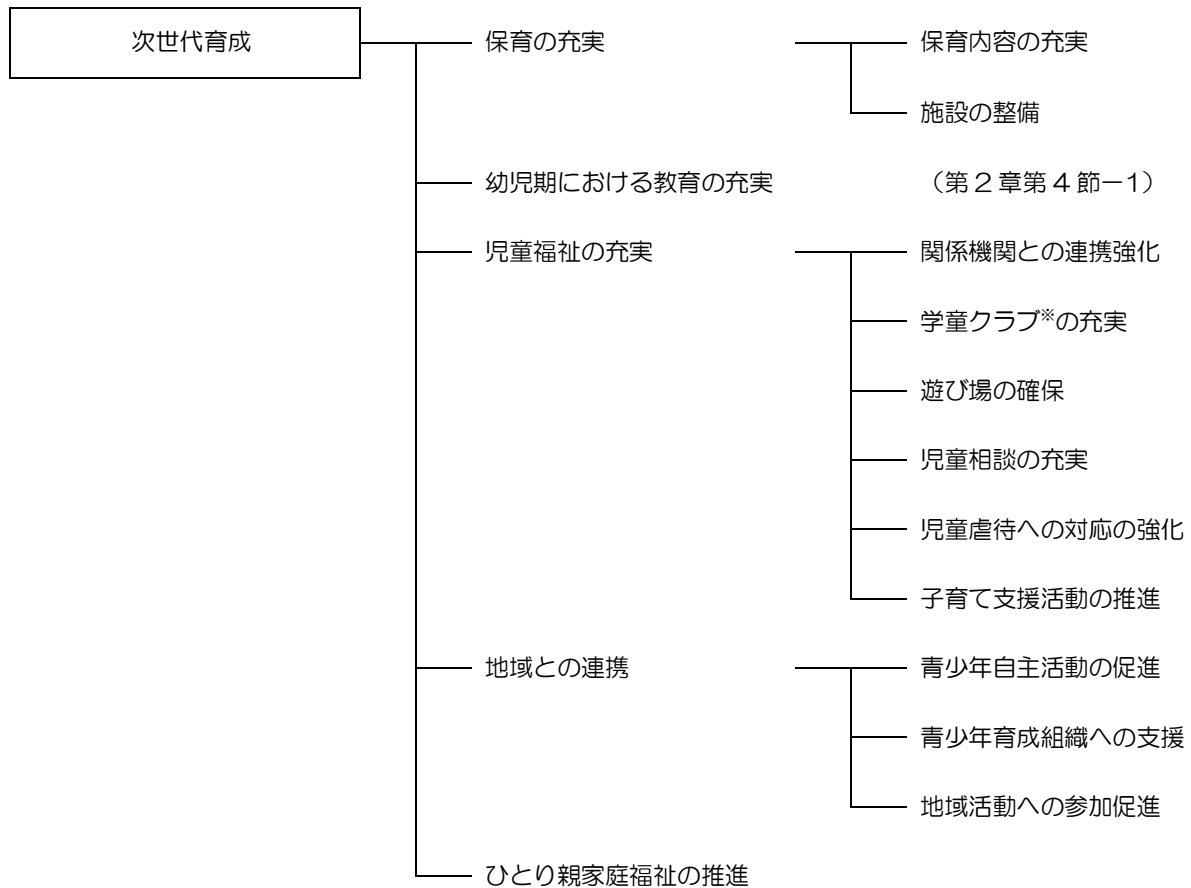
資料：子育て支援課

#### 【基本方針】

心身ともに健全な次世代を育成するため、地域が一体となった子育てを実施するとともに、保育サービスや学童保育の充実、総合的な児童福祉施策の充実により、少子化に対応した子育て支援策を推進します。

また、青少年補導委員や青少年育成推進員等と協力し、地域活動による青少年の自主的な活動を奨励するとともに、ひとり親家庭福祉の推進のため、相談・支援の充実を図ります。

## 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 保育の充実

#### (1) 保育内容の充実

多様な保育ニーズに対応できるように、低年齢児保育、延長保育、障害児保育、一時保育等を推進し、あわせて子育て支援センター\*等による相談支援体制の整備に努めます。

#### (2) 施設の整備

保育内容の充実に対応して、施設の整備、維持管理に努めるとともに、民間保育園に対する助成を行います。

### 2. 幼児期における教育の充実（再掲）

大切な幼児期を一貫した教育理念・方針に基づき、大きな枠組みの中でとらえるため、幼稚園・保育園・小学校など地域の幼児教育機関の連携を推進します。また、地域や家庭との連絡を密にして少子化に対応します。（第2章第4節-1より）

### 3. 児童福祉の充実

#### (1) 関係機関との連携強化

児童の健全育成のため、学校や地域、児童健全育成組織など関係機関との連携を強化し、活動の充実を図ります。

#### (2) 学童クラブの充実

学童クラブにおける健康管理・下校時の安全確保、情緒の安定に気を配るなど、児童に対する見守

りを推進します。

### (3) 遊び場の確保

身近な場所に児童遊園や街区公園などの遊び場を確保するとともに、総合福祉センター内の児童館機能を高め、利用者の拡大を図ります。

### (4) 児童相談の充実

児童の健全育成のため、児童相談所と西部福祉事務所・東松山保健所との連携を図り、子育て支援センター※・つどいの広場等による総合的な相談の充実に努めます。

### (5) 児童虐待への対応の強化

児童虐待に対応するため、相談機能の充実に図るとともに、既存のネットワークを活用して警察をはじめとした関係機関との連携を図ります。

### (6) 子育て支援活動の充実

保育園や児童館・子育て支援センターが地域の拠点となり、育児相談などの子育て支援活動を推進します。

また、経済的負担軽減のため、こども医療費の助成を推進します。

さらに、子育てを一時的に支援するファミリー・サポート・センター※の活動を充実するため、調整機能や会員の拡大を図ります。

## 4. 地域との連携

### (1) 青少年自主活動の促進

子ども・若者が社会を構成する主体であることを尊重し、その社会性を養うため、自主的に行う活動を支援します。

### (2) 青少年育成組織への支援

子ども会連絡協議会やスポーツ少年団などの青少年育成組織の活動を支援します。また、子ども会活動や青少年相談員によるレクリエーションなどの野外活動への取り組みを推進します。

### (3) 地域活動への参加促進

ボランティア活動や河川清掃などさまざまな地域活動への青少年の参加を促進するため、地域ごとに参加の仕組みづくりを検討します。

## 5. ひとり親家庭福祉の推進

西部福祉事務所及び東松山保健所や町、民生委員・児童委員などによる相談活動を推進するとともに、相互の連携を強化し、就労を通じた経済的自立に向けて支援を行います。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
保育所待機児童数	0人	0人	待機児童がない現状を維持します。
子育て支援センターの利用者数	6,804人	10,000人	親子の支援事業を充実し、利用者を増やします。

## 第4節 高齢者福祉・介護保険

### 【現状と課題】

平成9年に介護保険法の成立を受けて、これまでに小川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定や見直しを進めてきました。

この計画に基づいて、高齢者保健福祉や介護保険事業や地域支援事業などを推進し、高齢者が暮らしやすい環境整備を総合的に進めており、引き続き推進していく必要があります。

介護保険制度は、より質の高い介護サービスを提供するための基盤整備などが課題です。そのため介護保険事業計画は社会情勢や町民ニーズを考慮した計画となるよう、今後とも定期的に見直しを進め、制度の充実を図っていく必要があります。

さらに、高齢者の健康や自立を促すために保健事業の充実と在宅サービス、生きがいづくりと自立支援を行うことが求められています。

#### 老人クラブ数・会員数の推移

区 分 \ 年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
老人クラブ数 (団体)	55	54	54	54	53
会員数 (人)	3,751	3,654	3,545	3,429	3,326

資料：健康増進課

#### 介護保険第1号被保険者数の推移（年度末現在）

単位：人

区 分 \ 年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
第1号被保険者	7,463	7,687	7,924	8,174	8,327
65歳以上 75歳未満	3,933	4,021	4,097	4,202	4,246
75歳以上	3,530	3,666	3,827	3,972	4,081
高齢化率	20.67	21.67	22.64	23.68	24.42

資料：福祉介護課

#### 介護保険要介護（要支援）認定者数の推移

単位：人

区 分 \ 年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
第1号被保険者	1,075	1,126	1,199	1,279	1,309
65歳以上 75歳未満	163	165	178	176	178
75歳以上	912	961	1,021	1,103	1,131
第2号被保険者	37	44	41	45	37
合 計	1,112	1,170	1,240	1,324	1,346

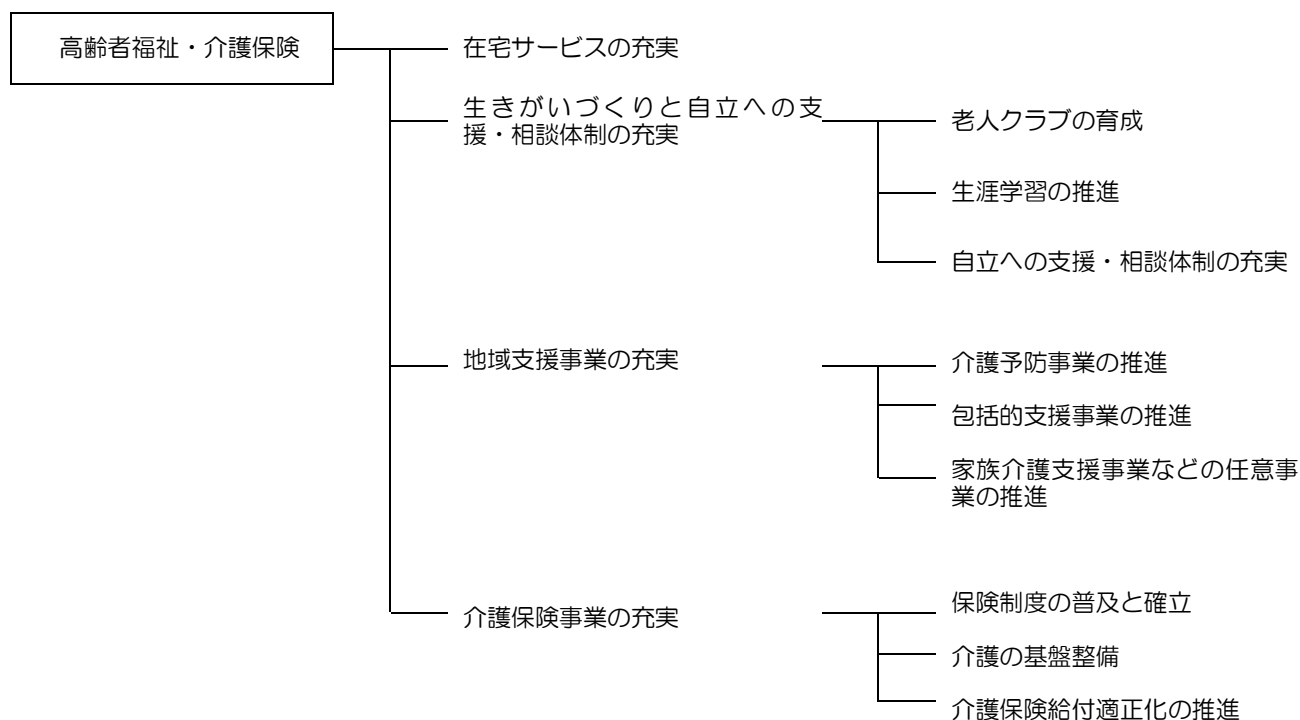
資料：福祉介護課

### 【基本方針】

高齢者福祉事業、介護保険事業の実施や生きがい対策など高齢者施策の充実を図ります。

介護予防に力を入れるとともに、要支援、要介護者に対して介護保険サービス、福祉サービスを適切に提供するため、制度の普及・啓発、介護サービスの供給体制の充実を図ります。

## 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 在宅サービスの充実

介護が必要になっても、在宅生活の継続を支援するため、在宅福祉サービスの内容の充実を図るとともに、介護予防サービス事業を強化し、サービスメニューの充実を図ります。

### 2. 生きがいきづくりと自立への支援・相談体制の充実

#### (1) 老人クラブの育成

各地区の老人クラブの活動を支援してその活性化を図るとともに、健康づくりやボランティア活動など高齢者の生きがいきづくりを推進します。

#### (2) 生涯学習の推進

高齢者の知的欲求に対応するため、多様な生涯学習活動を支援し、社会参加を進めます。

#### (3) 自立への支援・相談体制の充実

高齢者の精神的・経済的自立のため、シルバー人材センター\*の活動等を支援します。また、高齢者虐待に対応するため、相談機能の充実と虐待防止ネットワークの整備を図り、早期発見・早期対応を徹底します。

### 3. 地域支援事業の充実

#### (1) 介護予防事業の推進

高齢者が要支援または要介護状態にならず、地域で自立した生活が継続でき、住み慣れた地域で暮らすことができるよう介護予防事業を行います。

#### (2) 包括的支援事業の推進

介護予防ケアマネジメント\*業務をはじめ、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を行い、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のため、必要な支援を行います。

### (3) 家族介護支援事業などの任意事業の推進

家族介護支援事業、成年後見制度支援事業、地域自立生活支援事業などの任意事業により、本人や家族への支援を行います。

## 4. 介護保険事業の充実

### (1) 保険制度の普及と確立

介護保険制度についての理解を深めるとともに、制度の健全な財政運営とサービス継続のため、適正な給付と保険料の収納向上を図ります。

### (2) 介護の基盤整備の推進

要介護状態になっても自立した生活が送れるように、民間と連携した介護基盤の整備に努めます。また、施設への依存を抑えて、安心して在宅生活できるようにサービス提供体制を強化します。

### (3) 介護予防給付適正化

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険給付の適正化を図ります。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
老人クラブ会員数	3,231人	3,747人	団塊の世代が前期高齢者に到達する時期を迎えるため、老人クラブの会員数を増やします。
地域包括支援センター延べ相談回数	7,605人	8,700人	高齢者の増加推測人口を約14%とします。
介護予防教室等参加者数	11,787人	13,000人	高齢化が進行する中で、高齢者の健康志向等のニーズに応えるため、参加者を増やします。

## 第5節 障害者福祉

### 【現状と課題】

平成17年10月に、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度のもとで市町村が一元的に提供する仕組みとなる、障害者自立支援法が成立しました。この法律は、平成18年4月から施行され、法律に基づく具体的なサービスの提供が実施されることになり、地域状況に応じて市町村が独自に設定できる事業等も含まれているため、障害者福祉の再構築が求められています。

町では平成19年3月に、障害者自立支援法で策定が義務づけられた「市町村障害福祉計画」の性格も併せ持つ計画として小川町障害者計画・障害福祉計画の策定見直しを行い、障害者施策の総合的な推進を図っています。

なお、現在、国においてこの障害者自立支援法の抜本的見直しが行われており、平成24年夏頃を目途に新たな制度設計が進められていることから、今後の動向を見据えながら、障害者福祉を推進していく必要があります。

障害者手帳所持者数の推移

単位：人

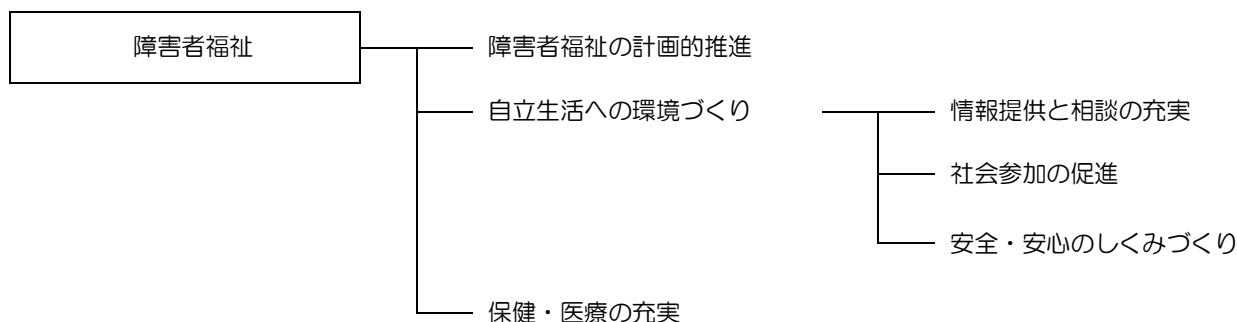
区 分 \ 年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
身体障害者手帳	1,278	1,287	1,105	1,157	1,163
療育手帳	218	226	235	247	253
精神障害者保健福祉手帳	81	99	115	116	127
合 計	1,577	1,612	1,455	1,520	1,543

資料：福祉介護課

### 【基本方針】

障害者が必要なサービスを適切に利用することができ、自立した生活を送れるよう、障害者計画・障害福祉計画で示された施策を積極的かつ総合的に進め、みんなが明るく元気で暮らしやすいまちをめざします。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 障害者福祉の計画的推進

福祉サービスの提供をはじめとした障害者施策の計画的な推進を図ります。

### 2. 自立生活への環境づくり

#### (1) 情報提供と相談の充実

いつでも・だれでも・手軽に必要な情報が手に入るような情報提供に努めます。また、虐待の防止及びその早期発見等を含め障害のある人の権利擁護のため、障害者相談支援事業について、東松山市総合福祉エリアなどと連携して実施します。

#### (2) 社会参加の促進

障害児教育や職業教育などを充実して、自立へ向けた雇用機会が得られるように支援するとともに、障害者が社会参加できる場を確保します。

#### (3) 安全・安心のしくみづくり

緊急時の連絡通報システムや搬送体制により、災害時要援護者対策や防犯体制を強化します。

### 3. 保健・医療の充実

健康相談・指導をさらに強化するとともに、医療機関や県・近隣の市町村との広域的な連携を図りながら地域リハビリテーションや障害者医療の充実を図ります。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
相談支援事業の年間 利用件数	2,078件	2,200件	相談支援事業の充実を図り、障害のある人の生活を支援し、利用者を増やします。

## 第6節 低所得者福祉

### 【現状と課題】

高齢者やひとり親家庭、障害者などの社会的弱者は経済的基盤が不安定であり、高齢社会の進展、長引く不況の影響を受け、ますます厳しい状況となっています。

町では社会福祉協議会や西部福祉事務所と連携し、ケースワーカー※、民生委員・児童委員などによる生活相談・指導等を、要援護世帯それぞれの生活実態に応じてきめ細かく行う必要があります。今後も、生活保護制度等を適正に運用するとともに、自立生活への支援を強化していくことが求められています。

生活保護受給世帯数の推移

単位：世帯

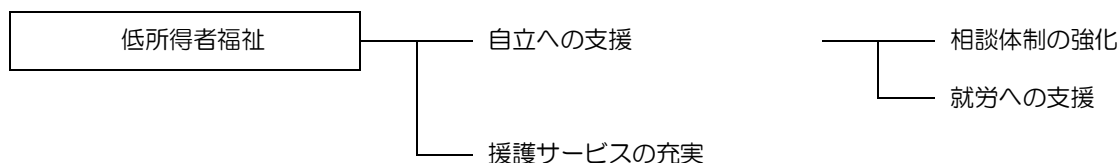
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
生活保護受給世帯数	169	173	179	184	211

資料：福祉介護課

### 【基本方針】

要援護世帯が、社会的・経済的に自立できるよう、相談や就労支援体制の充実を図り、的確な助言・指導に努めるとともに、生活保護制度等の適正な運用を図ります。

### 【施策体系】



### 【基本計画】

#### 1. 自立への支援

##### (1) 相談体制の強化

民生委員・児童委員による地域相談活動を一層推進するとともに、社会福祉協議会及び西部福祉事務所と町との連携を強化します。

##### (2) 就労への支援

低所得者の自立生活のため、ハローワーク※と連携し就労の支援を行います。

#### 2. 援護サービスの充実

生活保護制度や各種貸付制度の適正な活用により、援護サービスの充実を図ります。

### 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
援護体制の充実による相談件数	64件	80件	援護体制を充実し、自立生活への支援を強化し、相談の増加に対応します。

## 第7節 社会保険

### 【現状と課題】

国民健康保険は地域医療保険として、国民皆保険制度の基盤的役割を果たしており、町民の健康と医療の確保に重要な役割を担っています。今後、国民健康保険制度の改正をはじめ後期高齢者医療制度に替わる新制度（平成25年4月を目途に施行予定）の創設等、医療保険制度については、大きく様変わりする可能性もあり、国の動向を見守っていく必要があります。

また、国民健康保険税の収納率の向上及び医療費の適正化が課題となっています。

国民年金については、制度への理解を深めるため広報や年金相談などの充実が必要であり、平成20年度から社会保険労務士による年金相談を実施しています。年金制度は時代とともに変化するため、常に新しい制度の周知を行うことが求められています。

#### 国民健康保険加入者の状況

区分 年度	世帯数 (世帯)	被保険者 数(人)	一般被保 険者数 (人)	被保険者 数に占め る割合 (%)	退職被保 険者数 (人)	被保険者 数に占め る割合 (%)	老人保健 医療給付 対象者数 (人)	被保険者 数に占め る割合 (%)
平成17年度	6,593	12,692	6,992	55.09	2,572	20.26	3,128	24.65
18	6,673	12,590	6,765	53.73	2,839	22.55	2,986	23.72
19	6,676	12,465	6,526	52.35	2,975	23.87	2,964	23.78
20	5,310	9,475	8,746	92.31	729	7.69		
21	5,285	9,403	8,613	91.60	790	8.40		

※平成20年度より後期高齢者医療制度が開始

資料：国民健康保険事業状況

#### 国民健康保険加入者一人当たりの医療費の推移

単位：円

区分 年度	一般被保険者	退職被保険者	老人保健医療 給付対象者	計
平成17年度	196,395	356,000	684,622	350,628
18	214,512	341,901	698,059	359,369
19	218,706	355,908	743,479	374,143
20	283,318	328,273		287,736
21	290,110	317,166		292,350

※医療費＝療養諸費費用額

資料：国民健康保険事業状況

#### 国民年金受給権者・受給金額・拠出年金

単位：千円

区分 年度	老齢年金	通算 老齢年金	老齢 基礎年金	障害 基礎年金	遺族 基礎年金	障害年金	寡婦年金	障害基礎年 金(旧障害 福祉年金)	老齢福祉年 金
平成17年度	925	512	5,425	74	33	30	14	252	7
	381,654	93,940	3,665,610	63,448	27,427	27,211	7,177	225,526	2,035
18	856	482	5,779	72	28	29	13	249	5
	352,875	89,947	3,900,628	61,018	22,700	26,138	6,744	221,310	1,217
19	775	442	6,135	73	18	28	10	243	5
	319,552	84,536	4,156,721	61,186	14,203	25,148	5,188	215,538	1,217
20	714	419	6,517	77	18	26	10	249	3
	295,560	82,232	4,427,991	64,477	15,104	23,366	5,262	221,310	811
21	651	399	6,849	81	13	24	12	255	2
	271,200	78,631	4,667,893	67,813	9,928	21,386	6,265	225,607	405

資料：町民生活課

## 国民年金加入の状況

単位：人

年度	区分	被保険者数		
		第1号		第3号
		強制	任意	
平成17年度		6,214	57	3,406
18		5,956	61	3,255
19		5,669	71	3,122
20		5,532	73	2,997
21		5,464	72	2,802

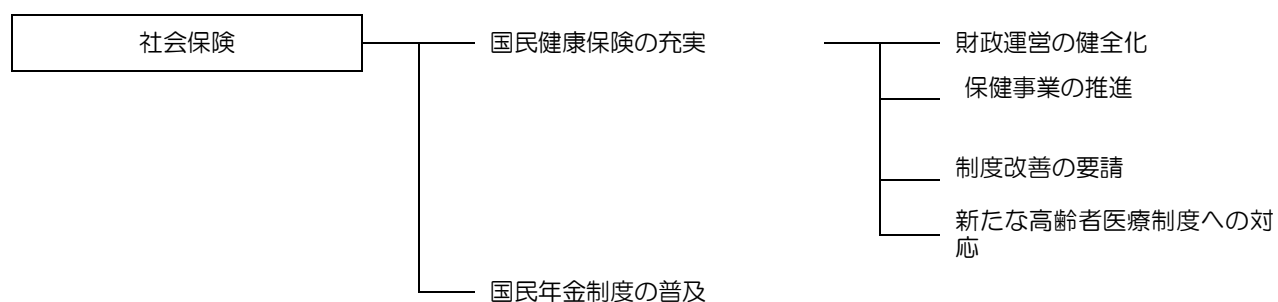
資料：町民生活課

## 【基本方針】

国民健康保険については、医療費の適正化等により事業運営の健全化を図るとともに、新制度へ対応しつつ保健事業を推進し、町民の健康の保持、増進に努めます。

国民年金については、制度の理解と普及を図ります。

## 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 国民健康保険の充実

#### (1) 財政運営の健全化

国民健康保険財政の健全化のため、レセプト点検<sup>\*</sup>等により医療給付の適正化を図るとともに、保険税の収納率の向上に努めます。

#### (2) 保健事業の推進

国民健康保険事業として、健康診査、人間ドックの普及を図り、疾病の予防、早期発見に努めるとともに、保養所利用の補助、ウォーキング事業の推進を図ります。

#### (3) 制度改善の要請

新たな制度設計にあたっては、健全な国民健康保険財政の運営が確保できるよう、国・県へ要請します。

#### (4) 新たな高齢者医療制度への対応

後期高齢者医療制度の適正な運営を図るとともに、新制度への順調な移行に努めます。

### 2. 国民年金制度の普及

老後の生活の柱となる国民年金については、制度の周知に努めます。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
国保税収納率（現年度）	89.84%	91%	納税啓発の推進、効率的な滞納整理の取り組みにより、収納率の向上をめざします。

## 第6章 産業の振興

### 第1節 農林業

#### 【現状と課題】

農業は食料供給に加え、自然環境の保全、水源のかん養など大切な役割を担っています。また、林業により整備される森林は木材の生産機能のほかに自然環境を保持し、町民生活に潤いを与え、大気の浄化や災害の防止といった機能も併せ持っています。このため、町の地理的特性を活かした農林業振興を一層推進することが課題です。

計画的な振興を図るため、森林は小川町森林整備計画に沿って、農業は小川町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想や小川町農業農村整備管理計画に基づき、一層推進することが必要です。

生産の振興のため、農地の流動化を進めて未利用農地の集積を図り、経営規模の拡大を推進するとともに、認定農業者\*などの担い手を育成していく必要があります。そして、最近は食の安心安全への関心の高まりから、有機農業などの生産への取り組みを推進するとともに、農林産物の産地化と地産地消への取り組みが課題となっています。

#### 農家数と人口の推移

年	区分	農家数(戸)				農家人口(人)			
		総数	専業	兼業		農家世帯人口	農業就業人口		
				第一種兼業	第二種兼業		計	男	女
昭和60年		1,437	92	120	1,225	6,875	1,845	609	1,236
平成2年		1,216	77	34	1,105	5,802	1,608	565	1,043
	7	1,062	82	89	891	4,870	1,475	566	909
	12	952	58	37	448	4,218	879	360	519
	17	882	54	37	306	3,520	651	300	351

※「農家」とは、調査日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満でも調査日前一年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。(60年は10万円以上)

※平成12年、平成17年における農家総数及び農家世帯人口は、販売農家数と自給的農家数を合わせた数であるが、専業農家、兼業農家及び農業就業人口は、販売農家の数である。

各年2月1日

資料：農(林)業センサス

#### 経営耕地面積別農家数の推移

単位：戸

年	総数	販売農家									自給的農家
		計	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0ha以上	
平成7年	1,062	638	4	261	271	83	13	3	1	2	424
	12	952	543	4	221	228	64	16	8	1	409
	17	882	397	7	137	177	47	22	4	0	485

※「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上又は調査日前1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

※「自給的農家」とは、経営耕地面積が30a未満かつ調査日前1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家をいう

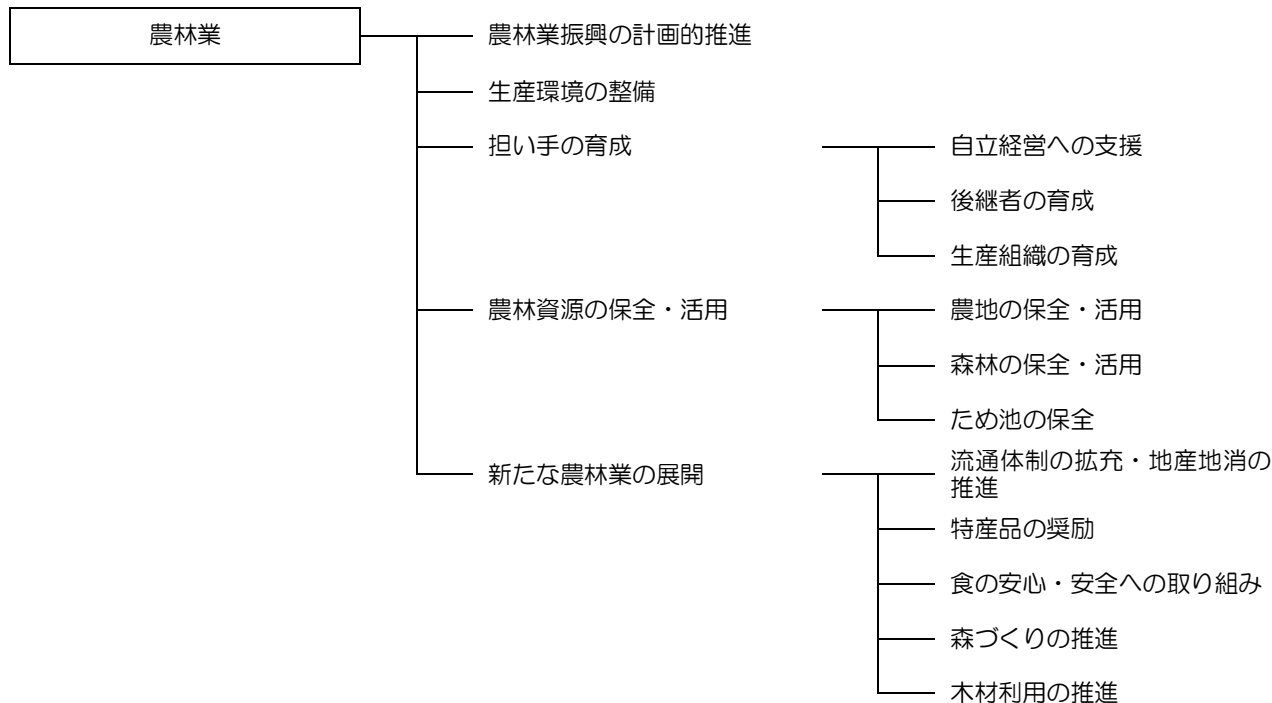
各年2月1日

資料：農(林)業センサス

## 【基本方針】

農林業振興の計画的な推進を図り、農林資源の保全と活用を推進します。また、生産環境の整備を行うとともに、地域の中心となる担い手を育成し、新たな農林業の展開を図ります。

## 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 農林業振興の計画的推進

農業基本構想等に基づき農業の総合的な振興を図るため、農業振興地域整備計画に定めた農用地利用計画を推進します。

また、小川町森林整備計画に基づき森林の総合的な振興を図ります。

### 2. 生産環境の整備

生産環境の向上のため、整備が完了したほ場の適正な維持・管理に努めます。また、農林業の集約化や機械化に対応した農林道を整備して、生産基盤の充実を図ります。

### 3. 担い手の育成

#### (1) 自立経営への支援

自立経営への支援のため、認定農業者\*をはじめ自立経営農家の育成を図ります。

#### (2) 後継者の育成

農林業の共同化・機械化により労働環境の改善を促進するとともに、経営基盤の強化を支援して、農林業の後継者の確保と育成を推進します。

#### (3) 生産組織の育成

農林業の経営の集約化・多角化を促進し、生産組織の育成を図ります。

## 4. 農林資源の保全・活用

### (1) 農地の保全・活用

生産基盤の整備された農地は生産農地として保全・活用を図り、その他の農地については生産環境を向上し、活用を図ります。

### (2) 森林の保全・活用

小川町森林整備計画に基づいて、森林の有する公益的機能を維持・増進するための施策を推進する区域を定め、その保全を図ります。

また、生物多様性\*の考え方の普及・啓発を図るとともに、森林ボランティア活動、企業の森、森林環境教育などとして活用を促進します。

### (3) ため池の保全

農業用水源としてため池の保全を図るとともに、町民の憩いの空間として、また、生物多様性が保全される環境として、その保全を図ります。

## 5. 新たな農林業の展開

### (1) 流通体制の拡充・地産地消の推進

農産物直売所の充実を図るとともに、消費者への直販体制の拡充など流通体制の充実を支援します。また、地産地消を進めます。

### (2) 特産品の奨励

地域の特色を活かした農林産物の開発、普及及び加工利用などの方法を研究します。また、生産技術の向上により品質を高め、加工販売施設を拡充します。

### (3) 食の安心・安全への取り組み

安全な作物の生産のための土づくりや有機農業などへの取り組みを推進します。

### (4) 森づくりの推進

健全な育成林の整備をはじめとして、保全管理が必要な森林の重点整備及び町民参加の森づくりを推進します。

### (5) 木材利用の推進

地場産の木材利用の推進を図り、地球温暖化防止にも努めます。

## 【目標指標】

指標名	基準値	目標値 (平成27年度)	考え方
認定農業者*数	43人 (平成22年度)	50人	自立経営の支援を行い、認定農業者を増やします。
遊休農地面積	68ha (平成21年度)	68ha	新規就農者の開拓や農業後継者の確保に努め、拡大しつつある耕作放棄地の増大を抑制し、現状維持とします。

## 第2節 商業

### 【現状と課題】

都市計画法改正等まちづくり三法の改正に伴う立地規制が影響し、幹線道路沿いに平坦地がある近隣市町への郊外型大型店舗の出店が加速しました。また、売り場面積が数ヘクタールという小売店舗集積型の大規模商業施設の立地が進み、小川町駅周辺の中心商業地はもとより、既存の大型店舗でさえも苦境に陥る状況となっています。このようななか、地域社会の核として、人が住み、遊び、働き、交流する場を形成してきた中心市街地の役割が見直されています。

中心市街地での商業の活性化対策が推進されていく中、商店街活性化対策の一環として始まった商店会主体による「はつらつ朝市」事業や駅前通りの万葉モニュメントの設置は、現状では抜本的な解決策には至らないものの、活性化のための第一歩として位置づけられます。

今後は、大型店との役割分担を明確にし、街路の整備等の基盤整備も加え、商店街の魅力向上により集客拡大をめざす必要があります。また、国道254号バイパス沿いの土地利用については、中心市街地の活性化と周辺環境に配慮しつつ、町民ニーズに対応した整備と誘導を進める必要があります。

#### 商業の推移

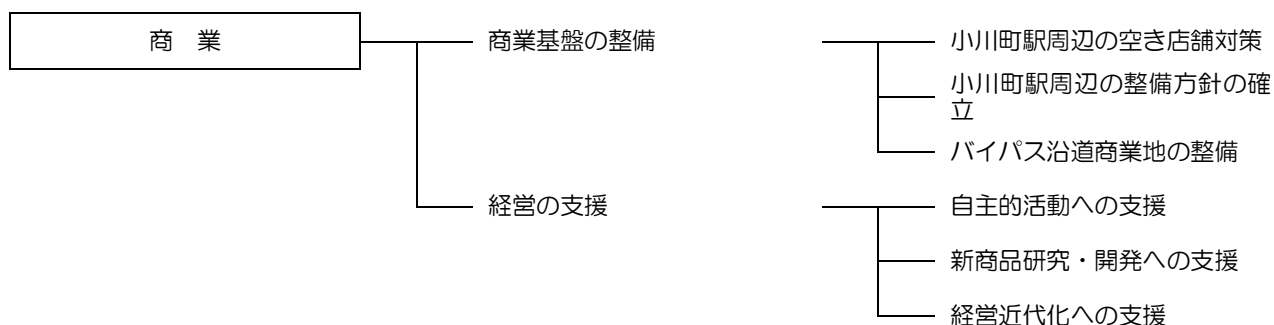
区分 年	小 売 業			卸 売 業		
	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)
平成6年	387	1,775	2,774,568	87	430	1,262,067
9	360	1,796	2,683,108	80	360	943,333
11	359	1,896	2,536,741	78	300	888,524
14	320	1,968	2,478,620	71	274	687,076
16	284	1,763	2,192,494	71	261	572,239
19	281	1,639	2,129,120	68	247	606,055

資料：商業統計調査

### 【基本方針】

小川町駅周辺の中心市街地活性化を進行させるため、引き続き経営者主体の事業と商品開発や研究を積極的に支援し、基盤整備を加えた総合的な環境整備を促進します。また、国道254号バイパス沿道については、町民ニーズに対応した整備と誘導を進めます。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 商業基盤の整備

#### (1) 小川町駅周辺の空き店舗対策

小川町駅周辺の商業地の活性化のため、空き店舗対策助成制度の見直しを図り、新規事業者の誘導を促進します。

#### (2) 小川町駅周辺の整備方針の確立

土地、建物所有者、経営者との連携を促進し、商業基盤の整備方針の研究に努め、景観面でも魅力ある商店街の形成を進めます。

#### (3) バイパス沿道商業地の整備

町民のニーズに対応した国道254号バイパス沿道商業地の形成のため、土地利用構想をふまえて計画的誘導を図ります。

### 2. 経営の支援

#### (1) 自主的活動への支援

商店の相互協力による販売促進と自主的な活性化イベントを支援し、来店への誘導による活性化を図ります。

#### (2) 新商品研究・開発への支援

地元農産物、伝統工芸を活用した新商品の研究と開発を支援し、新たな地域ブランドを確立し、一体性のある商店街の形成により商店街の魅力を向上させます。

#### (3) 経営近代化への支援

経営指導と人材の育成による経営の近代化を促進するため、商工会活動の充実を図ります。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成19年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
小売業商店数	281店	280店	近年、商店の減少傾向が続いていますが、空き店舗対策助成制度の見直しや、商店会主体の活性化イベントへの支援等により、商店数の減少を防ぎます。

## 第3節 工業

### 【現状と課題】

工業の振興を図ることや企業誘致を推進することは、雇用の場と町税の確保のために重要です。自動車エンジン工場がひばり台（旧ひばりが丘）に建設され、本格稼働となりましたが、関連企業については、近年の急速に変化する経済情勢が影響し、準備は整ったものの、着工の時期を検討している状況です。土地利用構想において工業・流通系活用地として位置づけられた地域への関連企業の立地に関しては、今後の経済状況が大きく影響すると考えられ、工業用地の需要が高まった場合に迅速な対応ができるよう、自然環境に十分に配慮し、調査と調整を進めていく必要があります。

また、住工混在解消と新たな企業の誘致を目的とする工業団地の整備は、需要の高まりをみながら、適地と手法を検討することが求められています。

和紙を代表とする伝統産業は、商業と観光との連携により、伝統産業ならではの高い製品の価値を広く周知し、新たな需要を拡大していくことが重要です。埼玉伝統工芸会館、和紙体験学習センターを有効活用し、産業としてはもちろんのこと、町固有の文化として保護し、育成していくことが課題です。

#### 工業の推移

年	区分	事業所数（所）	従業員数（人）	製造品出荷額（百万円）
平成16年		125	2,125	33,170
17		122	2,082	32,920
18		116	2,011	33,870
19		121	2,233	37,639
20		124	2,116	36,348

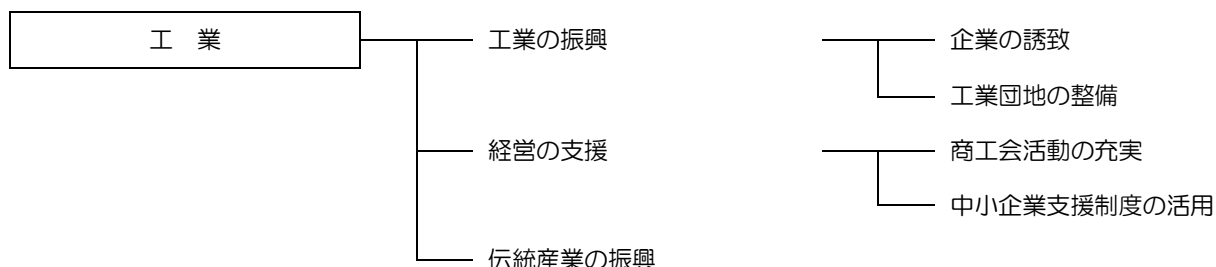
資料：工業統計調査

### 【基本方針】

自動車関連産業を中心とした企業誘致を推進します。また、住工混在の解消のための工業団地整備について、検討を進めます。

商工会による中小企業の取り組みを支援するとともに、和紙を代表とする伝統産業は、商業と観光の連携により振興を図ります。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 工業の振興

#### (1) 企業の誘致

自動車関連産業を中心とした企業を土地利用構想において工業・流通系活用地に位置づけられた地域に誘導していきます。

#### (2) 工業団地の整備

住工混在の解消と新たな企業の誘致のため、工業団地の整備について、用地の選定と手法を研究します。

### 2. 経営の支援

#### (1) 商工会活動の充実

既存企業の相談や経営指導の充実のため、商工会の体制整備等を支援します。

#### (2) 中小企業支援制度の活用

国や県が実施する中小企業支援制度の活用が円滑に進むよう、金融機関との連携を深め、速やかな事務手続きに努めます。

### 3. 伝統産業の振興

和紙をはじめとする伝統産業の振興は、埼玉伝統工芸会館や和紙体験学習センターを振興の拠点とし、商業と観光の連携により需要の拡大に努め、その振興を図ります。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成20年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
工業事業所数	124事業所	132事業所	自動車エンジン工場の立地に伴い、関連企業の立地を促進し、事業所を増やします。



## 第4節 観光

### 【現状と課題】

埼玉伝統工芸会館と周辺の恵まれた自然環境を一体とした観光ゾーンの整備は、観光の核づくりとして重要課題となっています。カタクリ群生地は地元団体の地道な活動により整備が進み、春には花を楽しむ多くの人々で賑わっており、観光振興に欠かせない存在となっています。四季折々の花と和紙を代表とする伝統工芸を組み合わせた観光拠点づくりをめざし、年間を通じた集客力を持つことが必要です。

また、民間施設の活力は観光振興には欠かせないものとなっており、温泉、農産物、食といった近年脚光を浴びている分野とも連携を深め、和紙、地酒、建具といった伝統産業と融合させた観光振興をめざす必要があります。

小高い山々を持つ本町は、都心からハイキングに訪れる観光客も多いため、観光施設や商店にも誘導していくことが重要です。恵まれた自然環境、伝統産業、無形文化財や史跡と現代の商工業との連携による集客が必要であり、安全で快適な遊歩道と観光施設を維持することはもちろんのこと、特色のある店舗づくりも必要です。

観光入込客数（推計）の推移

単位：千人

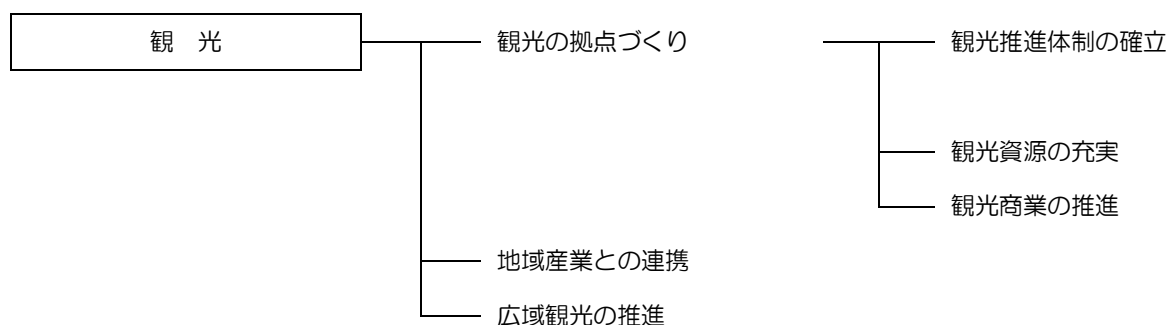
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
入込観光客数(推計)	739	777	693	678	715

資料：入込観光客推計調査

### 【基本方針】

観光の核づくりを推進し、安全で快適な観光施設を維持し、豊かな自然の恵みと伝統産業の魅力を向上させます。鉄道会社や地元商工業者と連携した観光商業振興体制を確立し、継続的な来訪の促進をめざします。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 観光の拠点づくり

#### (1) 観光推進体制の確立

小川町の特性を活かし、地域活力を高めるため、観光の活性化をめざす観光振興計画の策定を進めます。また、観光協会が運営する観光案内所の一層の充実を図り、観光案内と宣伝に努めます。

#### (2) 観光資源の充実

埼玉伝統工芸会館の施設機能の充実を進め、カタクリ群生地、仙元山や槻川などの自然環境を活用した観光ゾーンの整備を推進します。

また、恵まれた自然環境の中の多様なハイキングコースの整備を継続し、歴史的文化遺産と和紙、地酒を代表とする伝統産業との連携による観光資源としての活用を進めます。

#### (3) 観光商業の推進

和紙、地酒、建具を代表とする伝統産業を支援し、新たな商品化の研究と開発を支援します。地元農産物を活用した「ご当地食」の研究と開発を支援します。

### 2. 地域産業との連携

民間施設と公共施設との連携を深め、情報とサービスを提供し、一体性のある地域観光を推進します。

### 3. 広域観光の推進

周辺市町村との連携による観光モデルコースの策定を進め、提案していくことにより、遠方からの来訪の促進と継続した集客に努めます。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
入込観光客数（推計）	715千人	717千人	埼玉伝統工芸会館の施設機能の充実により、会館来場者の増加及び他の関連施設の来場者の増加を見込み、微増とします。

## 第5節 雇用・消費生活

### 【現状と課題】

若者の減少、産業構造の変化など長引く景気低迷による人員整理など、労働者を取り巻く環境は厳しい状況となっています。また、パート職の雇用条件の悪化、若者のニート化などの問題も生じています。このような社会経済の状況下、町では町民の就労機会確保のため企業誘致を進めるとともに、産業基盤の整備や経営支援など企業活動の振興を図ってきました。

また、定年延長や就業機会の多様化など、本人の希望で働き続けられるシステムを導入するよう、企業に要請するとともに、資格取得など職能教育を充実することが必要です。

今後は企業誘致などによる就労機会の拡充や関係機関と連携しながら、職業相談を行い、就業意識の啓発や多様な就業機会の創出や拡充を図る必要があります。

一方、町民の消費生活については、訪問販売、通信販売、インターネット上での取引など、多様化しており、トラブルも多岐にわたり発生しています。平成21年度には相談員による相談日を増やしたほか、平成22年度には消費生活センターを設置し、相談体制の充実を図ってきました。

埼玉県消費生活支援センター川越との連携の充実、相談窓口・体制の充実とともに、消費トラブルを未然に防止するため、広報などによるPR活動や消費者教育の強化、消費者団体などへの支援を推進していく必要があります。

消費生活相談件数

単位：件

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
相談件数	36	54	42	42	47

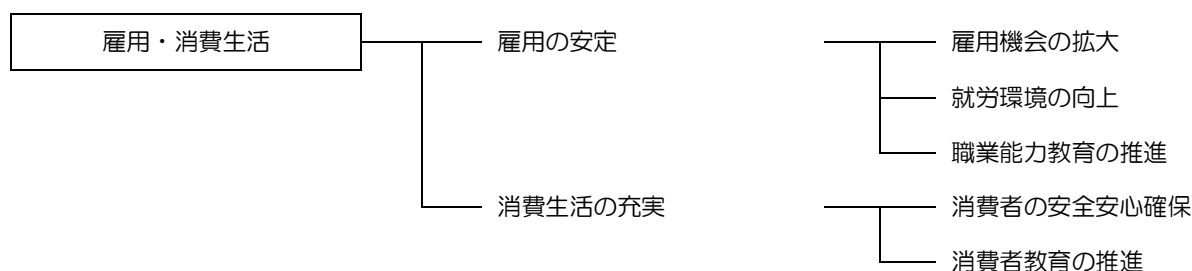
資料：町民生活課

### 【基本方針】

企業誘致を推進し、就労機会を確保するとともに、就労環境の整備と職業能力の向上などに努めます。

また、消費者保護のため、相談体制を充実するとともに、消費者教育と広報活動を推進するほか、消費者団体の活動を支援します。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 雇用の安定

#### (1) 雇用機会の拡大

就労機会を拡大するため、企業誘致を推進します。また、ハローワーク\*との連携を図り、求人情報の提供を行います。

#### (2) 就労環境の向上

高齢者や障害者、女性、外国人が働き続けられるよう、就労環境の整備を国や県、企業などに要請するとともに、相談体制を強化します。また、勤労者がゆとりをもって安心して働けるよう、共済制度の普及を図るとともに、勤労者福祉サービスセンターの設置を関係機関等へ要請します。

#### (3) 職業能力教育の推進

資格取得やパソコンなどの技能向上のため、研修・講習会を開催して、求職活動や継続就労を支援します。また、さまざまな働き方を選択できるような若年層の健全な職業観形成のため、学校などでの職業教育を充実し、職業人としての人材育成に努めます。

### 2. 消費生活の充実

#### (1) 消費者の安全安心確保

消費者被害に迅速に対応できるよう相談体制の充実を図るほか、埼玉県消費生活支援センター川越との連携を強化し、消費情報の収集・提供の充実に努めます。

#### (2) 消費者教育の推進

多様化する消費生活に対応して、さまざまな問題も生じていることから、広報活動や講習会など、消費者教育を推進します。あわせて消費者団体などの活動を支援します。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
消費生活相談年度内 完結率	85.1%	95%	受付した相談のうち、年度内に処理を終了し完結した率を上げます。

# 第7章 計画の推進

## 第1節 広報・広聴

### 【現状と課題】

町では、「広報おがわ」及び「回覧おがわ」、ホームページなどにより町民への情報提供を行っており、今後もさらに充実していく必要があります。

また、町政に対する要望、苦情、意見等の受付は生活あんしん室で行っており、平成21年度の受付は2,849件となっています。増加している町民のニーズや意見などを施策に反映していくことが課題となります。

ホームページアクセス件数

単位：件

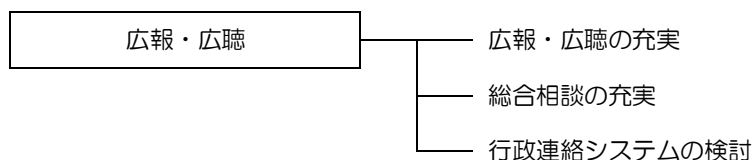
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
アクセス件数	127,709	159,566	160,461	159,753	154,236

資料：政策推進課

### 【基本方針】

町の持つ情報の提供を一層進め、町民のまちづくりに対する参加意識の高揚に努めます。また、町政に関する幅広い町民の意見等を把握し、それらをまちづくりに反映するよう努めます。

### 【施策体系】



### 【基本計画】

#### 1. 広報・広聴の充実

広報やホームページなどの媒体を活用し、わかりやすい町政情報の提供に努めます。また、まちづくり提案箱、電子メールなどにより、町民からの提言や意見を聞き町政に反映できるよう努めます。

#### 2. 総合相談の充実

町民のさまざまな暮らしに係る相談や要望を受け、迅速に対応する総合相談体制を充実します。

#### 3. 行政連絡システムの検討

防災行政無線\*のデジタル化を進めます。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
ホームページアクセス件数	154,236件	200,000件	ホームページは町民だけでなく、町外への情報発信の場としても重要であることから、アクセス数を増やします。



## 第2節 行財政改革

### 【現状と課題】

国では、平成22年6月に地域主権<sup>\*</sup>戦略大綱を定め、地域主権改革を進めています。地域主権改革とは、地域のことは住民が責任をもって決められるようにする制度改革です。

中央の権限を地方に分け与えるという「地方分権<sup>\*</sup>」の考え方から、「地域主権」は住民に身近な市町村に権限を集約し、処理が困難な場合は国や県が補完するという考え方となっています。このように、地方と国との関係も新たな段階を迎えており、自らの責任と判断によりまちづくりを進めていくことが求められています。

町では、平成18年3月に平成21年度までの5か年を期間とした行財政集中改革プランを策定し、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を進め、課の統廃合、事務事業の見直し、職員数の削減や給与制度の見直しなどにより歳出削減を図るとともに、受益者負担の考えにより公共施設の有料化、未利用財産の売却などのさらなる歳入確保に努めてきました。

景気低迷・雇用不安が続き、税収の減少、医療・福祉関係経費の増大などにより本町の財政状況は依然として厳しい状況となっています。

このような中、住みよい明るいまちづくりを行っていくためには、今後も引き続き行財政改革を進める必要があります。

#### 職員数の推移

単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
職員数	296	285	284	279	276

各年4月1日現在

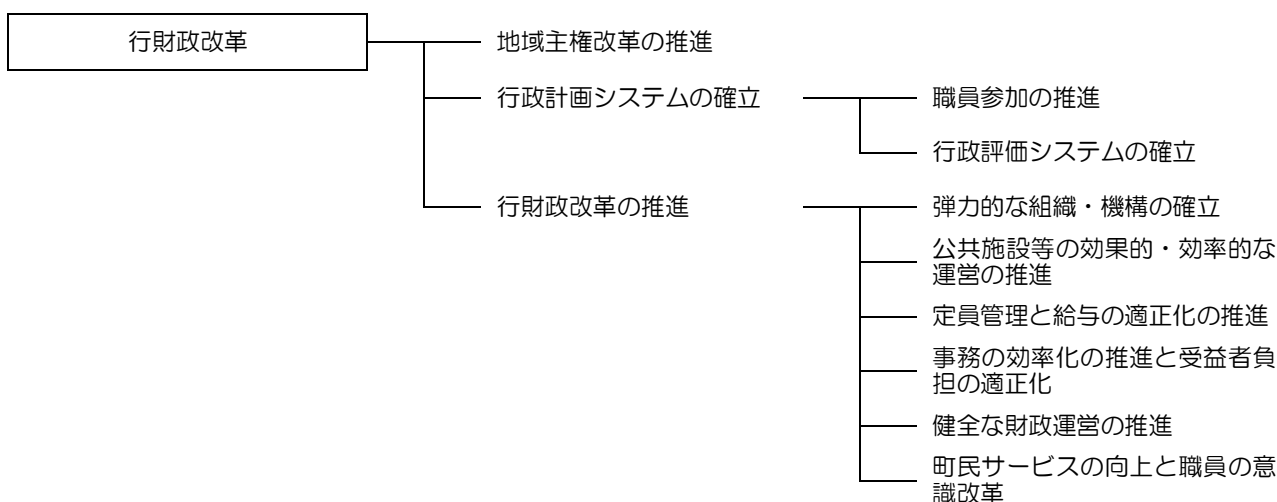
資料：総務課

### 【基本方針】

地域主権改革の考えにより、自らの責任と判断においてまちづくりを進めます。

計画的な行政運営を進めるため、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を図ります。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 地域主権\*改革の推進

自らの責任と判断によりまちづくりを進めていくように取り組みます。

### 2. 行政計画システムの確立

#### (1) 職員参加の推進

所管課だけでなく幅広い職員参加により、行政計画を作成するとともに、全庁的に連携してその推進を図ります。

#### (2) 行政評価システムの確立

行政評価システムの確立に向け取り組みます。

### 3. 行財政改革の推進

#### (1) 弾力的な組織・機構の確立

社会情勢の変化に対応しつつ、町民にわかりやすい組織、少ない人員で対応できる柔軟で効率的な組織機構の確立に取り組みます。

#### (2) 公共施設等の効果的・効率的な運営の推進

指定管理者制度の活用など公共施設の効果的・効率的な運営を行います。

#### (3) 定員管理と給与の適正化の推進

行政需要、施策の内容等をふまえ職員数を適正化するとともに、給与の適正化を進めます。

#### (4) 事務の効率化の推進と受益者負担の適正化

簡素で効率的な行政運営を進めるため、事務事業の効率化を図ります。併せて、民間委託の推進や庁内情報化の推進を図ります。また、受益者負担の適正化を進めます。

#### (5) 健全な財政運営の推進

税の収納率の向上など、自主財源の確保に努め、計画的な財政運営を進めます。また、限られた財源の選択と集中による効率化を図ります。

#### (6) 町民サービスの向上と職員の意識改革

町民の立場にたった適切な対応と迅速化など、町民サービスの向上に努めます。多様なニーズに迅速かつ的確に対応するため、職員研修の充実を図り、意識改革に努めます。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
経常収支比率	97.70%	93.50%	自主財源の確保に努め、人件費などの支出を抑制し、経常収支比率を下げます。
町税の収納率（現年度分、国保除く）	97.78%	98%	納税啓発の推進、効率的な滞納整理の取り組みにより、収納率の向上をめざします。

## 第3節 広域行政\*

### 【現状と課題】

消防業務、斎場運営、介護認定審査会運営などの事務は比企広域市町村圏組合（8市町村）で実施しています。また、ごみ処理とし尿処理事業は、小川地区衛生組合（5町村）で行っています。

市民の通勤・通学などの日常生活圏の広がりは、交通の利便性や情報化の急速な進展などにより、市町村の枠を超えて広がってきています。このような広域的な視点からのまちづくりや行政課題の解決を考えることが求められています。

#### 一部事務組合の概要

	共同処理する事務	施設の内容	構成市町村
◆《比企広域市町村圏組合》◆ 所在地：東松山市松葉町 1-2-3 設立日：昭和 48 年 4 月 1 日 管理者：東松山市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 斎場の設置及び管理運営</li> <li>・ 霊きゅう自動車の設置及び管理運営</li> </ul>	東松山斎場	東松山市・滑川町 嵐山町・小川町 ときがわ町
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防事務（川島町を除く）</li> <li>・ 火薬類の取締り事務（川島町を除く）</li> <li>・ 石油液化ガス設備工事の届出の受理</li> </ul>	比企広域消防本部	川島町・吉見町 東秩父村
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護認定審査会の設置及び運営</li> <li>・ 障害区分認定審査会の設置及び運営</li> </ul>	—	(8市町村)
◆《小川地区衛生組合》◆ 所在地：小川町大字中爪 1681-2 設立日：昭和 39 年 2 月 1 日 管理者：小川町長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ処理</li> </ul>	ごみ処理場 不燃物処理施設	小川町・嵐山町 滑川町 ときがわ町
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ し尿処理</li> </ul>	し尿処理場 「池ノ入環境センター」	東秩父村 (5町村)

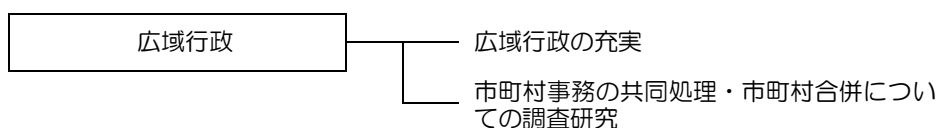
資料：比企広域市町村圏組合、小川地区衛生組合

### 【基本方針】

広域化する市民の行政ニーズに対応し、効率的に事業を推進するため、比企広域市町村圏組合、小川地区衛生組合、近隣市町村などとの連携、協力により積極的に広域行政を推進します。

また、各市町村施設の相互利用、市町村事務の共同処理や市町村合併についても調査研究を行います。

### 【施策体系】



## 【基本計画】

### 1. 広域行政<sup>※</sup>の充実

比企広域市町村圏組合、小川地区衛生組合及び近隣市町村などとの連携、協力による広域行政の充実を図ります。また、各市町村施設の相互利用を進めます。

### 2. 市町村事務の共同処理・市町村合併についての調査研究

市町村事務の共同処理や市町村合併についても調査研究を進めます。

## 【目標指標】

指標名	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成27年度)	考え方
共同処理事務件数	9件	10件	共同で処理する事務を増やします。

# 資料編

## 1 策定経過

---

- 平成21年 5月12日 第4次総合振興計画後期基本計画策定内部打合わせ（以後随時開催）  
策定スケジュール、住民意識調査の協議等
- 平成21年11月17日 第4回政策会議  
第4次総合振興計画後期基本計画策定に伴う住民意識調査実施について協議
- 平成21年11月30日 住民意識調査実施決定（町長決裁）
- 平成21年12月 7日 住民意識調査「あなたの声をお聞きかせください」実施  
調査対象 町内在住の18歳以上の男女  
対象者数 1000人  
回収数 583人  
回収率 58.3%
- 中学生アンケート「ぼくのまち、わたしのまち」実施  
調査対象 町立中学校4校の3年生  
対象者数 350人  
回収数 330人  
回収率 94.3%
- 平成22年 5月11日 第1回政策会議  
策定方針、策定スケジュール、策定庁内体制の協議
- 平成22年 5月11日 策定方針、策定スケジュール、策定庁内体制決定（町長決裁）
- 平成22年 5月27日 第1回策定委員会（第2回政策会議）  
住民意識調査及び中学生アンケート調査結果について  
調書作成について
- 平成22年 5月27日 第1回作業部会  
策定方針、策定スケジュール、策定庁内体制、住民意識調査及び中学生アンケート調査結果について  
作業部会の役割について  
第1分科会、第2分科会のリーダー・サブリーダーの選出  
調書作成について
- 平成22年 7月13日から20日 各課ヒアリング実施 4日間
- 平成22年 8月 9日 第2回作業部会  
後期基本計画（素案）の全体構成について  
統計データについて  
分科会ごとの検討

- 平成22年 8月25日 第2回策定委員会（第3回政策会議）  
後期基本計画（素案）について  
今後のスケジュールについて
- 平成22年 9月 1日 審議会公募委員の募集（4名）  
広報おがわ9月号 9月30日締め切り
- 平成22年 9月10日 第3回作業部会  
後期基本計画（素案）の総論について  
後期基本計画（素案）の各論の修正点について  
目標指標、統計データについて  
今後のスケジュールについて  
分科会ごとの検討
- 平成22年 9月30日 第4回作業部会  
後期基本計画（素案）について
- 平成22年10月 5日 審議会委員の選出 20名（うち公募委員4名）
- 平成22年10月15日 第3回策定委員会（第4回政策会議）  
後期基本計画（素案）について  
今後のスケジュールについて
- 平成22年11月 8日 第4回策定委員会（第5回政策会議）  
後期基本計画（素案）について
- 平成22年11月16日 第1回総合振興計画審議会  
委員委嘱・諮問  
住民意識調査結果について  
後期基本計画案について
- 平成22年11月16日 後期基本計画（案）のパブリックコメント実施（11月30日まで）  
1名より意見等提出
- 平成22年12月 9日 第2回総合振興計画審議会  
後期基本計画案について  
パブリックコメントの結果について
- 平成22年12月21日 第3回総合振興計画審議会  
答申書について
- 平成22年12月27日 後期基本計画（案）について総合振興計画審議会議長から答申
- 平成23年 1月 6日 後期基本計画決定（町長決裁）

## 2 策定方針

---

### 1 計画策定の背景・趣旨

---

#### (1) 本町計画の経過

本町では、平成 18 年 3 月に「小川町第 4 次総合振興計画」を策定し、“自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち”を将来像にまちづくりを進めてきました。

平成 18 年 5 月の本田技研工業(株)の寄居新工場建設の正式発表を受け、同年 12 月に土地利用構想を一部変更し、積極的に関連企業等の誘致を図ることがさらなる町の活性化につながる好機ととらえ、総合振興計画の基本構想を一部変更しました。

この間、本町にホンダの新エンジン工場が建設され、地域経済活性化に大きな期待が寄せられています。しかしながら、平成 20 年 9 月に顕在化した世界金融危機に伴う日本国内の景気低迷は、本町にも影響を及ぼし、また、雇用の減少を招いています。

また、本町の人口は、住民基本台帳においては平成 9 年の 38,543 人（1 月 1 日現在）をピークに減少傾向で推移し、平成 22 年 4 月 1 日には 34,094 人となり、11%以上減少しています。

#### (2) 国の動向

国は、平成 21 年 11 月に地域主権戦略会議を内閣府に設置し、「地方分権」に代わる「地域主権」の具体的な取り組みを開始しました。

「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」地域主権型社会の実現に向け、その動きが加速されてくると予想されます。

また、国は「平成の大合併」が相当程度進捗したことや市町村を取り巻く状況をふまえ、市町村合併の推進に一区切りをつけ、自主的な合併の推進を支援することとなりました。

自治体の広域連携、定住自立圏構想、一括交付金による地方の柔軟で個性あふれるまちづくりなどそれぞれの自治体にふさわしい方策により自主的に判断することが求められています。

今後も、地方自治に関する動向について注視していくことが必要となっています。

#### (3) 県の動向

埼玉県では、「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」（埼玉県 5 か年計画、平成 19 年度～23 年度）を策定し、「ゆとりとチャンスの埼玉」を将来像に、誰もが安心して暮らせる「安心・安全 埼玉」、チャンスにあふれ誰もが夢を持てる「元気チャレンジ 埼玉」、住みやすく環境にやさしい「ゆとりの田園都市 埼玉」を目指しています。

#### (4) 計画策定の趣旨

##### ①基本構想の実現

このような状況の中、小川町第 4 次総合振興計画基本構想（平成 18 年度～平成 27 年度）を踏まえて前期基本計画（平成 18 年度～平成 22 年度）を実施してきたところであり、引き続き、“自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち”を将来像とした基本構想実現のため、後期基本計画（平成 23 年度～平成 27 年度）を策定します。

##### ②主要な施策の推進

特に、主要な施策として位置づけている「人口減少時代への対応」、「魅力あるまちの形成」、「町民と行政の協働」は、その推進を図ります。

## 2 計画策定の視点

---

第4次総合振興計画・前期基本計画によるまちづくりの進捗状況を把握し、積み残された課題、新たに発生した課題などを明らかにしたうえで、今後進むべき方向の具体化と施策の明確化を図っていきます。

## 3 計画の構成・内容と期間

---

### (1) 基本構想 平成18年度～平成27年度

基本構想は、10年後の小川町の姿とそれを実現するための道筋を描くものであり、平成18年3月議会の議決を経て決定されたものです。なお、平成18年12月20日に一部改定しました。

### (2) 基本計画（今回の改定） 平成23年度～平成27年度

基本計画は、基本構想を具体化し、施策を体系的に示します。今回は、後期の5か年の計画を定めます。

### (3) 実施計画 3か年（毎年見直し）

実施計画は、基本計画の施策を実施するために3か年の財源を明らかにするものです。ローリング方式により、毎年見直します。

## 4 計画策定の体制

---

### (1) 町民参画の体制

町民参画の体制として、審議会、住民意識調査、中学生アンケート、パブリックコメント（ホームページ）などを実施します。

### (2) 庁内体制

課長等による策定委員会（政策会議）、担当者による作業部会を設置し、策定作業を進めます。

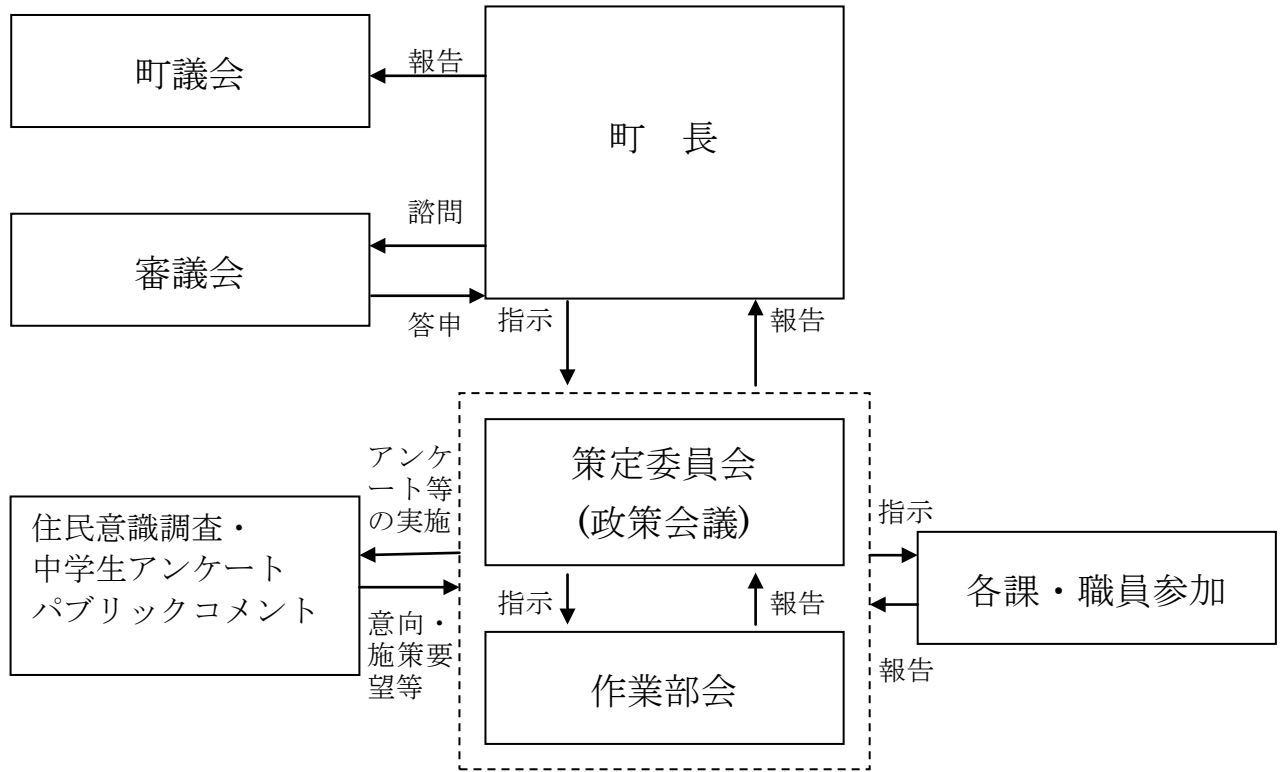
## 5 策定スケジュール

---

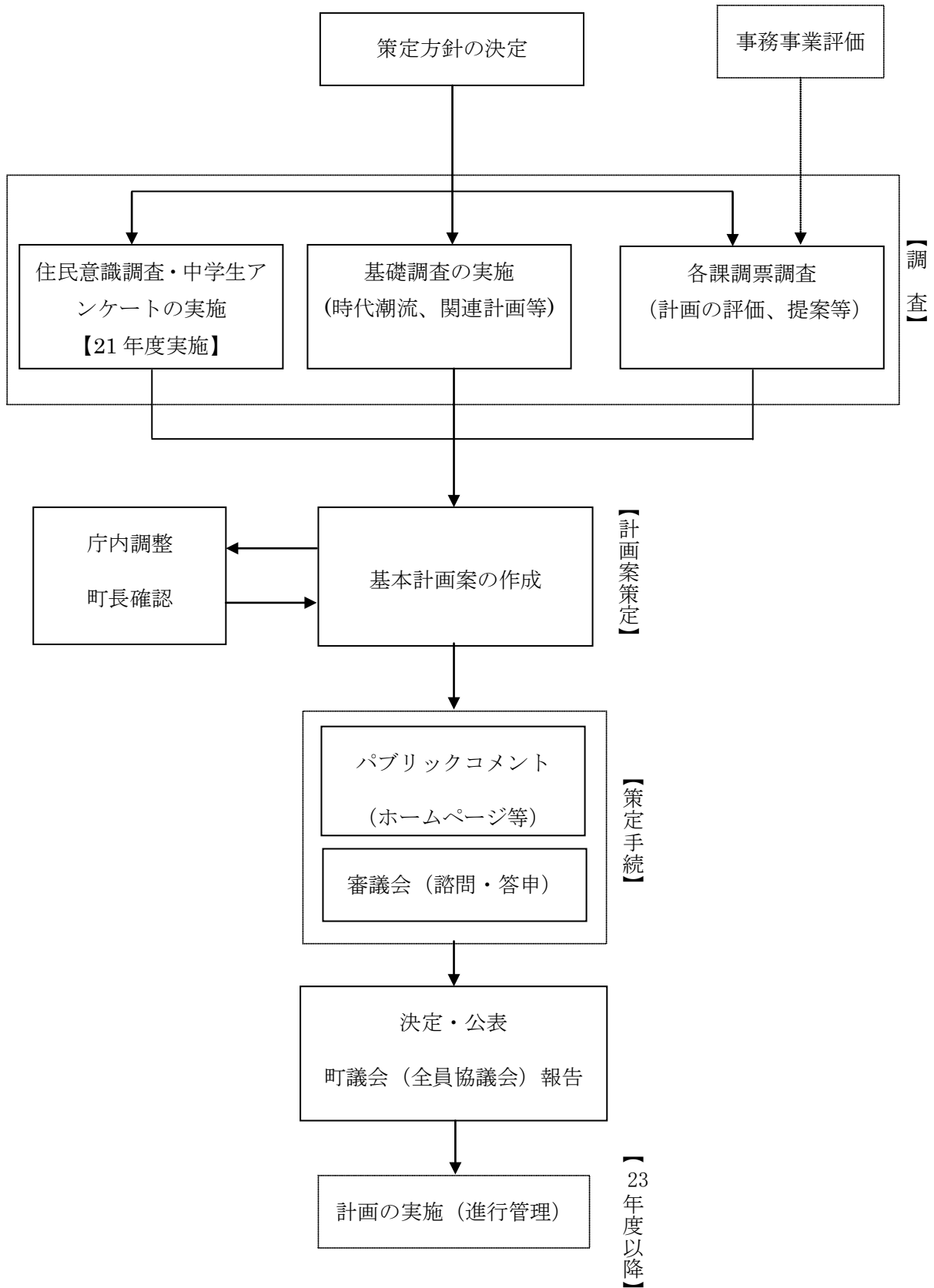
平成21年度から住民意識調査等を実施し、平成22年度に後期基本計画を決定します。

平成21年度	住民意識調査、中学生アンケートの実施
平成22年度	策定方針の決定 基礎調査 後期基本計画案、実施計画案の作成 パブリックコメント（ホームページ）の実施 審議会による審議 町議会に報告
平成23年度～	後期基本計画の実施

## 小川町第4次総合振興計画・後期基本計画策定体制



## 小川町第4次総合振興計画・後期基本計画策定フロー



### 3 住民意識調査結果・中学生アンケート調査結果の概要

(広報おがわ平成22年8月号から抜粋)

町では、平成21年度に住民意識調査及び中学生アンケート調査を実施しました。これらの調査は、総合的なまちづくりの計画である小川町第4次総合振興計画・基本構想（平成18年度～27年度）の後半の5か年間の基本計画が平成22年度で終了となることから、平成23年度からの後期基本計画を策定するために行ったものです。この調査は、まちづくりについての意向や行政施策への満足度などを把握し、計画策定の基礎資料とします。

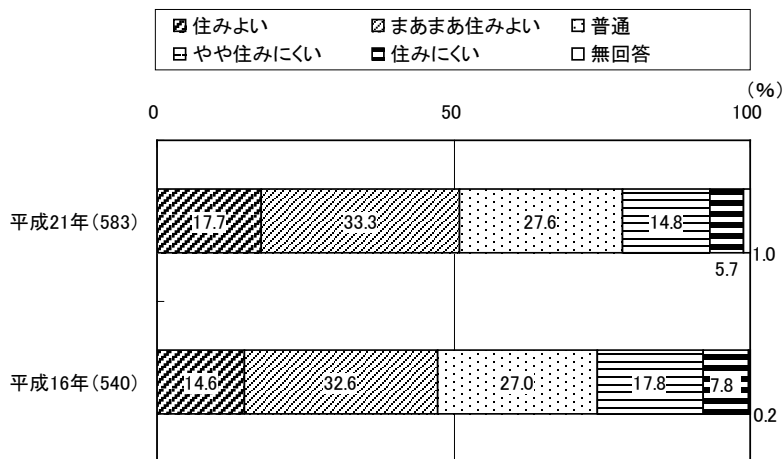
ここでは調査結果の一部を掲載します。調査結果の詳細は、町ホームページまたは政策推進課（役場2階）で閲覧できます。

#### “住みよさ意識” “定住意識” とも、高まる！（住民意識調査）

- 調査時期                   平成21年12月
- 調査方法                   郵送配布・郵送回収
- 回収・配布                583/1000     回収率58.3%

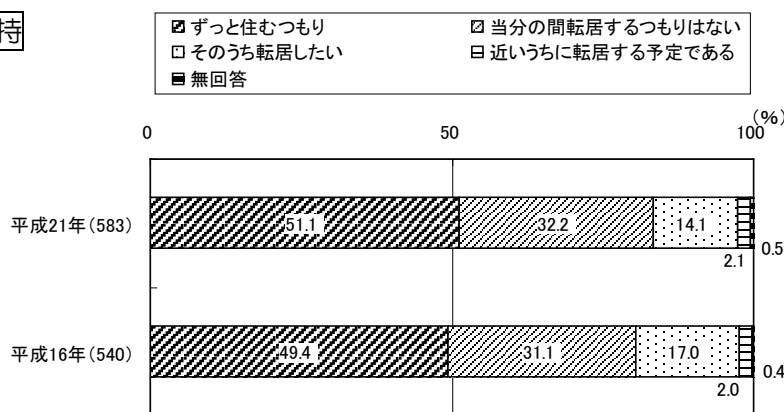
#### “住みよさ” が51%と、過半数を超える

住みよさについては、「住みよさ」が17.7%、「まあまあ住みよさ」が33.3%であり、合わせて「住みよさ」が51.0%となり、前回の調査と比べて3.8ポイント増加しています。過半数が「住みよさ」と回答しています。



#### “住み続ける” が83%と、高い水準を維持

定住意向については、「ずっと住むつもり」が51.1%、「当分の間転居するつもりはない」が32.2%であり、合わせて「住み続ける」が83.3%であり、前回の調査に比べて2.8ポイント増加しており、高い定住意識が続いています。

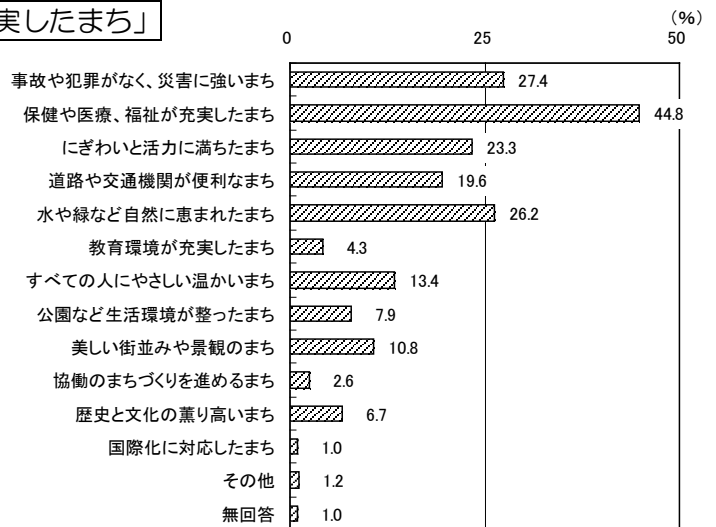


“住み続ける”理由は、「自分の家や土地があるから」が41.6%で最も多く、続いて「自然環境がよい」が24.7%、「住みなれて愛着がある」が14.2%となっています。

また、「転居したい」理由は、「交通の便がよくない」が35.1%で最も多く、続いて「生活環境がよくない」が13.8%、「通勤や仕事の関係」が12.8%となっています。

**めざすべき将来像は、「保健や医療、福祉が充実したまち」**

めざすべき将来像は、「保健や医療、福祉が充実したまち」が44.8%で最も多く、続いて「事故や犯罪がなく、災害に強いまち」が27.4%、「水や緑など自然に恵まれたまち」が26.2%となっています。

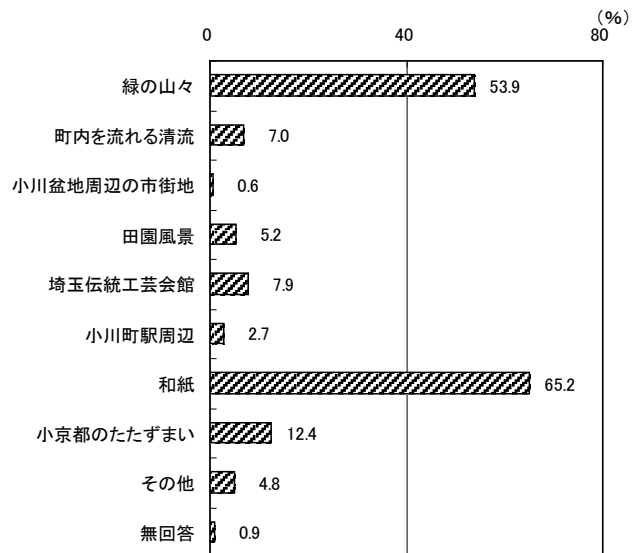


**小川町の特徴は、「歴史」と「緑」(中学生アンケート)**

- 調査時期 平成21年12月
- 調査方法 学校を通じて配布・回収
- 回収・配布 330/350 回収率94.3%

**自慢できるところは、「和紙」と「緑の山々」**

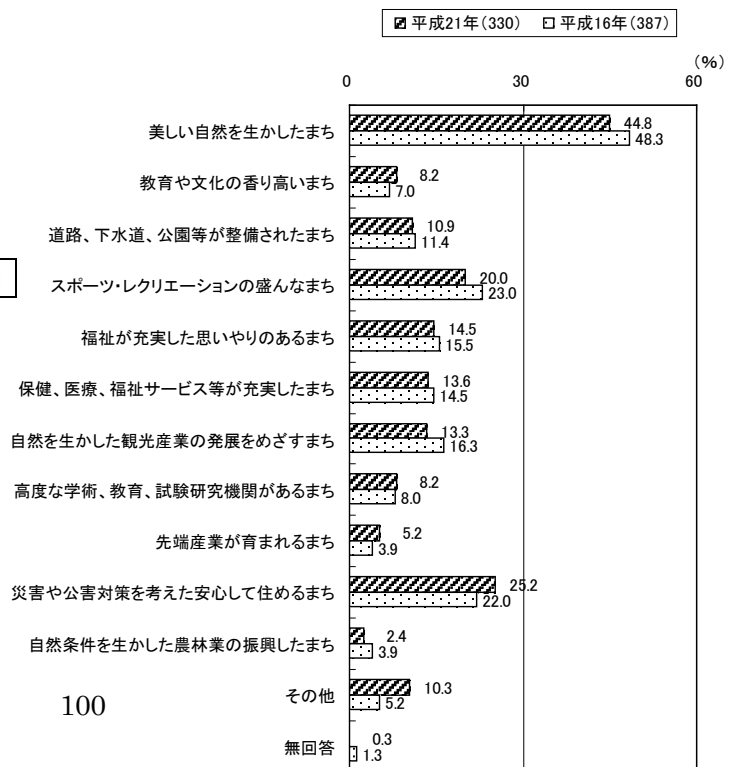
中学生が町で自慢できるところは、「和紙」が65.2%、「緑の山々」が53.9%となっています。



また、町で良いと感じるところは、「森林、樹木が多く、やすらぎがある」が54.2%で最も多くなっています。逆に、悪いと感じるところは、「買物に不便」が68.8%で最も多くなっています。

**町の将来像は、「美しい自然を生かしたまち」**

町の将来像を聞いたところ、「美しい自然を生かしたまち」が44.8%で最も多く、続いて、「災害や公害対策を考えた安心して住めるまち」が25.2%、「スポーツ・レクリエーションの盛んなまち」が20.0%などとなっています。



## 4 総合振興計画審議会

---

### (1) 小川町総合振興計画審議会条例

〔昭和 59 年 6 月 21 日〕  
〔 条 例 第 11 号 〕

改正 平成17年6月13日条例第17号

#### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の規定に基づき、小川町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

#### (設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画の策定に関する基本的事項について審議するため、小川町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が委嘱する。

(1) 町内の公共的団体等の代表者 7人

(2) 知識経験を有する者 9人

(3) 町民の代表者（前2号に掲げる者を除く。） 4人

#### (任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合振興計画を主管する課において処理する。

#### (その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この条例は公布の日から施行する。

#### 附 則（平成17年条例第17号）

この条例は公布の日から施行する。

## (2) 総合振興計画審議会委員名簿

平成22年11月16日現在

No.	号	氏名	役職等
1	1号委員	小久保文雄	商工会長
2	1号委員	根岸 徹	JA 埼玉中央農協理事
3	1号委員	落合 康之	区長会長
4	1号委員	吉田 豊	男女共同参画推進協議会長
5	1号委員	江原 隆二	比企西部地区労会長
6	1号委員	高野 宗吉	小川町身体障害者福祉会長
7	1号委員	利根田健次	小川町体育協会会長
8	2号委員	茅根 悟	埼玉県森づくり課長
9	2号委員	百武 充	元環境庁職員
10	2号委員	塚越 哲夫	元建設会社役員
11	2号委員	野本 弘	元教育相談専門員
12	2号委員	戸田 幸子	切り絵作家・生涯学習指導者
13	2号委員	瀬川 豊	医師
14	2号委員	宇田 初江	ケアマネージャー
15	2号委員	朝野 順子	学童クラブ指導員
16	2号委員	中島 典子	保護司
17	3号委員	新田 文子	公募
18	3号委員	山岸 幸男	公募
19	3号委員	栗島真通男	公募
20	3号委員	飯塚 好彦	公募

- 1号委員 公共的団体等の代表  
 2号委員 知識経験を有する者  
 3号委員 公募

(3) 諮問文

小政第151160号  
平成22年11月16日

小川町総合振興計画審議会会長様

小川町長 笠原喜平

小川町第4次総合振興計画後期基本計画案について（諮問）

このことについて、小川町総合振興計画審議会条例（昭和59年小川町条例第11号）第2条の規定に基づき、諮問いたします。

(4) 答申文

平成22年12月27日

小川町長 笠原喜平 様

小川町総合振興計画審議会  
会長 小久保 文雄

小川町第4次総合振興計画後期基本計画案について（答申）

平成22年11月16日付け小政第151160号で諮問のありました小川町第4次総合振興計画後期基本計画案について、下記のとおり答申します。

答申

今日、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、地球温暖化対策、生物多様性をはじめとした自然環境・生態系の保全、世界的な金融危機に伴う景気の後退、交通・通信手段の高度化など、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

また、地震や集中豪雨などの災害、凶悪犯罪や振り込め詐欺などに対する防犯対策、インフルエンザをはじめとした感染症対策などの対応を図り、安全安心なまちづくりを進める必要があります。

さらに、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むという地域主権改革が進められており、新たなまちづくり・地域経営を行っていくことが求められています。

本審議会は、小川町第4次総合振興計画後期基本計画案を慎重に審議した結果、適当であると認めます。

なお、審議会での意見・要望を尊重され、本町の将来像である「自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち」の実現に向けて、後期基本計画の各施策に取り組んでいただくことを望みます。

今後のまちづくりに反映されることを期待し、以下に意見・要望を付します。

#### 意見・要望

1. コミュニティ活動を支援するための町の助成について、広く周知を図るよう検討すること
2. 差別のない社会の実現のため人権教育・啓発活動の充実を図ること
3. 非核平和都市宣言の精神を尊重し、平和啓発事業を積極的に推進すること
4. まちづくりを担う人材の育成を図ること
5. 町民の生涯学習に対するさまざまなニーズに応えられるよう生涯学習事業の充実を図ること
6. 町民のスポーツ活動の活性化を進めること
7. 福祉体験学習の実施、障害者との交流教育など、障害の理解を深めるための教育の推進を図ること
8. 多様な生物が生息する豊かな自然環境の保全・活用に取組むこと
9. 歩道における障害者等の通行のためのバリアフリー化を進めること
10. 東武東上線の複線化について、関係機関との連携を図りその推進を図ること
11. 民生委員・児童委員の活動を広く町民に周知し、地域における支えあい活動を促進すること
12. 高齢者、障害者、児童等への「虐待」が大きな問題となっていることから、虐待の防止に向けた取組みを積極的に進めること
13. 農業従事者の高齢化、担い手不足、遊休農地の増加などの課題解決に取り組むよう農業振興の充実を図ること
14. 商業の振興を図るための施策を進めるとともに駅周辺の活性化を図ること
15. 地域資源を活かした観光振興を進めること
16. 計画の進行管理や行政評価を実施し、後期基本計画の確実な推進を図ること

## 5 策定委員会

---

### (1) 第4次総合振興計画後期基本計画策定の庁内体制について

#### 1 策定委員会の設置

小川町第4次総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の策定のため、総合振興計画後期基本計画策定委員会（以下「策定委員会」）を設置する。

#### 2 所掌事務

総合振興計画策定の基本的事項を定め、計画案を策定し、町長に報告する。

#### 3 組織

策定委員会は、行政の課長以上の職にあたる者をもって組織し、委員長は副町長、副委員長は教育長とする。

#### 4 策定委員会の会議

策定委員会は庁議設置規程に基づき政策会議をもって行う。

#### 5 作業部会

策定委員会に、各種資料の調査分析や計画素案を検討するため、総合振興計画後期基本計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

作業部会の委員は各課の職員をもって充てる。

#### 6 事務局

策定委員会及び作業部会の事務局は、政策推進課とする。

## 6 用語解説

### あ行

#### ICT

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー。近年、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、IT<sup>\*</sup>ではなく、ICTを用いる例が増えている。（「ユビキタス<sup>\*</sup> ネット・ジャパン構想」総務省 2005）

#### IT

インフォメーション・テクノロジー。情報技術。

#### アクセス道路

アクセスとは、近づく方法のことで、情報などを利用・入手する権利などのこと。アクセス道路とは、目的地までの道路のこと。

#### NPO

非営利団体（Non Profit Organization）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称のこと

#### O157

毒素により出血性腸炎を起こすことから、正式には「腸管出血性大腸菌 O157」と呼ばれる腸管出血性大腸菌の一種。

#### オゾンホール

オゾン層は、太陽光からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守っているが、このオゾンがフロン等から分解して生じた塩素原子によって破壊され、オゾン層の一部が穴があいたように薄くなる状態のことで、皮膚ガンの多発などが心配されている。

### か行

#### 学童クラブ

放課後帰宅しても保護者が働いていたり、病気等で適切な養育を受けられない小学校低学年の児童を「学童クラブ（保育）」で育成すること。

#### かん養機能

森林の樹木や地表植生などによって、降雨を地表に徐々にしみこませ、一定の水量を確保すること。

#### 京都議定書

1997年12月京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3、京都会議）で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進各国は2008年～12年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本6%、EU8%など）を約束した。2005年2月に発効した。）

#### グローバル化

国境を越え人や物、資本の移動が世界的な規模で行われていること。

#### ケースワーカー

病気・貧困など社会福祉問題を個別的に扱い、解決のための援助をする人のこと。

#### ケアマネジメント

複合的な介護ニーズを持つ高齢者や障害者のために、個人個人のニーズを総合的に評価し、保健・医療・福祉などの多様なサービスを組み合わせてサービスを提供すること。また、サービス提供後も継続的にフォローして必要な変更を行う一連の専門的援助方法。

#### 広域行政

交通機関の整備、下水道やごみ処理施設の建設、広域イベントの開催など、個々の市町村が別々に事業を行うよりも複数の市町村が共同で行うべき広域的な行政課題に対

応するため、市町村が事務の共同処理を行うこと。

#### 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む子どもの数。

#### 公共下水道

市町村が建設し管理する下水道のことで、家庭や工場の近くまで下水道管を延ばし、下水を集め終末処理場で処理するものと、流域下水道へ接続し処理するものがある。

#### 国土利用計画

国土の総合的、計画的な土地利用を図るため、国土の利用に関する基本的な考え方及び国土の利用目的に応じた地目ごとの規模の目標を定め、土地利用の指針としての役割を果たす計画のことで、全国、都道府県、市町村の計画からなっている。

#### 子育て支援センター

育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設のこと。

#### コミュニティビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。

## さ行

#### サイバー犯罪

コンピュータ技術、電気通信技術を悪用した犯罪のこと。

#### 山村境界基本調査

地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（地籍基本調査）のうち、主として山林が占める地域及びその周辺地域における土地の概ねの位置及び形状を明らかにする測量のこと。

#### 自主防災組織

地域の防災力を高めるため、「自分たちの家族やまちは

自分たちで守る」という意識のもと、住民同士が協力して防災活動を行う組織のこと。

#### 情報リテラシー

情報を活用する能力のこと。

#### シルバー人材センター

一定地区に居住する定年退職者等を会員として、希望に応じた臨時・短期的な就業の機会を確保・提供することを目的とした公益法人のこと。

#### 生産年齢人口

人口の年齢構造は、経済活動の見地から、年少人口、生産年齢人口、老年人口に分けられる。生産年齢人口は、労働市場にあらわれる可能性を含む人口で、15歳以上65歳未満の人口のこと。

#### 生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立つ生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のこと。さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さを含めた幅広い概念である。

#### 施業（森林）

植樹、下刈り等の人為的な働きかけをした森林。施業林。

#### ソーシャルビジネス

環境や貧困問題、少子高齢化など、さまざまな社会的課題をビジネスを通じて解決していこうとする活動のこと。社会問題解決を目的とする点ではボランティアと似ているが、有料のサービス提供活動である点で異なる。

## た行

#### 代替エネルギー

石油や原子力に代わるエネルギーで、太陽光や風力を使った新エネルギーなどのこと。

#### 男女共同参画社会

豊かで調和のとれた社会づくりのため、あらゆる分野に

において、男女が平等の立場で主体的に参画する社会のこと。

#### 地域主権

日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むこと。

#### 地区計画

地区の特性に応じ公共施設の配置、建築物の用途、形態等の制限などについて総合的な計画を定め、良好な居住環境の維持・形成を目指した都市計画法上の制度のこと。

#### 地方分権

これまでの経済的効率性の重視や画一主義から、生活優先・多様化・個性化重視への転換を目指して、国の持つ権限や財源を、暮らしに身近な県や市町村に移すこと。住民の声が行政に素早く反映され、個性的なまちづくりができるようになる。

#### 低炭素社会

化石エネルギーに依存した現在の社会から脱却し、温室効果ガスの排出量を削減するため、集約型都市構造やコンパクトシティの実現、公共交通への転換などさまざまな行動を進める社会のこと。

#### 都市計画道路

市街地において、骨格的機能を持つ道路及び主要な道路関連施設については、都市計画決定を行い、都市計画事業により実現することを原則としており、このような道路のこと。

## な行

#### 認定農業者

経営規模の拡大や土地の集約化・複合化などによって農業経営の改善を図り、市町村が基本構想で目標として掲げているような望ましい経営を目指していく意欲的な農業者が、将来の農業の経営改善計画を作成して市町村の認定を受けた農業者のこと。

#### 農業集落排水

農業用排水の水質保全や農村の生活環境の改善などを図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与することを目的とした農林水産省による下水道事業のこと。

#### ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人々を、当然に受け入れるのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにしようという考え方や運動のこと。

## は行

#### ハローワーク

公共職業安定所の愛称。

#### BSE

牛の感染性疾患の一種であり、脳に障害をきたし、行動異常や運動失調などの後、死に至る。狂牛病ともいう。

#### BOD値

BODとは Biochemical Oxygen Demand の略称。水の汚染を表す指標の一つで、好気性微生物が一定時間中に水中の有機物（汚物）を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量。その値を ppm で示す。生物化学的酸素要求量。

#### ファミリー・サポート・センター

仕事と育児の両立と地域の子育てを支援するため、育児サービスを受けたい「利用会員」と育児サービスを提供できる「提供会員」の双方を募り、有償で助け合い、保育園への子どもの送迎、保育園の開始前や終了後に子どもを預かってもらえるなどのサービスが受けられるシステム。

#### 福祉有償運送事業

NPO 法人等がボランティアで行う有償運送。道路運送法の改正に伴い、平成 18 年 10 月より、NPO 等の非営利法人が行うサービス利用者の有償輸送については、道路運送法第 80 条に基づく自家用自動車有償運送許可の取得が必要となった。

## 防災行政無線

国及び地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的として構築する、防災用無線のこと。

## や行

### ユニバーサルデザイン

すべての人が快適に利用できるよう製品や環境などを設計すること。高齢者や障害者にやさしい形や機能となることを前提に普遍性を強調した概念。

### ユビキタス

ユビキタスとは、ラテン語で「遍在」「いつでも、どこにでも存在する」という意味。あらゆるコンピュータがネットワークに接続された状態で、誰もが、いつでも、どこでも情報にアクセスできる状態。

## ら行

### ライフステージ

人間が誕生してから死に至るまでのさまざまな過程における生活史上の各段階のこと。高齢社会の到来に伴い、要望の変化や生活様式の変化を捕らえる基本的な考え。

### リーマンショック

2008年9月に米国の証券会社で投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻し、世界的な金融危機の引き金となった衝撃のこと。

### レセプト点検

医療機関から毎月提出される診療報酬明細書について、内容を確認する事務のこと。

### レファレンス

図書館などで、利用者の問合せに応じ、図書の照会や検索をするサービスのこと。

## 小川町第4次総合振興計画後期基本計画

平成23年3月

発行 小川町

編集 小川町政策推進課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55

Tel 0493-72-1221 Fax 0493-74-2920

E-mail [ogawa103@town.ogawa.saitama.jp](mailto:ogawa103@town.ogawa.saitama.jp)

URL <http://www.town.ogawa.saitama.jp/>

